



あごら九州発
328号

「平和的生存権」について考える

座
談
会

「平和的生存権」について考える — 石村善治先生を囲んで —

酒井 嘉子 名取 保美 福田 光子 結城 徳子
森崎 民子 船越 仲子 田中 恒子

- | | |
|----------------------------|-------|
| たった一枚の 66年前の産ぶ着 | 福田 光子 |
| 誌上参加 | 河野 信子 |
| 生存の基盤としての住環境の大切さ | 森崎 民子 |
| こどもは真ん中、こども病院はど真ん中 | 福田 光子 |
| おとしよりたちの風景から | 増田万里子 |
| 音楽家の低周波音被害 | うえだあや |
| 原因は低周波音 | 鈴木 聡 |
| 低周波音症候群とは — 汐見文隆医師の著書から | |
| 助けて下さい「エコキュートの低周波音被害」 | 清水 靖弘 |
| 低周波音被害の恐ろしい実態と 闘いの記録 | 鬼鞍 忠 |
| 台所の科学力 フロンは 今どこに？ | 松崎 早苗 |
| あなたにバトン 戦前・戦中・戦後の福岡の女性の体験記 | 井上 洋子 |
| 新潟から 合意形成のための広報活動 | 押見 操子 |
| 沖縄から 民主党政権の沖縄差別・いじめに抗して | 浦島 悦子 |
| 母を語る リブを生きた明治の女書生 6 | 斎藤 千代 |

たった一枚の 66年前の産ぶ着

福田 光子

平穏な朝が明け、短いニュースの後、「今日は三月十日、六六年前のこの日、東京下町は灰燼に帰しました。六五回目の記念すべき日です。」

アナウンサーの声に続いてテレビの画面に映し出された女性は、かなりの高齢でしたが、しっかりとした口調で、「その日未明の空襲警報に、私は生後七か月の娘を背負って、サイレンが鳴り響くなか、未明の街を火に追われて走りました。行き場を失った人びとがみな隅田川へ飛び込みました。私も夫とはぐれて、川の中でした。漸く爆音も去って川から這い上がったとき、眠っているとばかり思っていた娘は、すでに息絶えていました。背中の娘の体温の最後の温もりが、私の命を助けて、娘は私の身代わりに死んだのです。一枚の産ぶ着が、娘が生きた唯一の証しとして残りました」

彼女は二七歳で夫と娘を戦火に奪われ、その痛惜の哀しみを抱いたまま、独り身で九三歳を迎えたのです。東京都が戦災資料館を建立する約束で一度は寄託した産ぶ着ですが、今も果たされないために、「娘の唯一の遺品、私の胸に抱いた七か月、娘が生きた証しの、たった一枚の産ぶ着なので、今は手元におきたい。」と、静かに語りました。

未来に多くの可能性を残して七か月で終わった短い命の証しこそ、〈平和的生存権〉の烈しい主張にほかなりません。この一枚の産ぶ着が平和の尊さを訴え続けることを願って已みません。



328号 「平和的生存権」について考える 〈あこら九州〉 発

目次

巻頭言 たった一枚の66年前の産ぶ着……………福田 光子 1

座談会 「平和的生存権」について考える……………4

——石村善治先生を囲んで——

酒井嘉子 名取保美 福田光子 結城徳子 森崎民子 船越仲子 田中恒子

誌上参加……………河野 信子 38

生存の基盤としての住環境の大切さ……………森崎 民子 39

こどもは真ん中、こども病院はどこ真ん中……………福田 光子 51

おとしみりたちの風景から……………増田万里子 59



しのび寄る危機・低周波

音楽家の低周波音被害	つえだあや	62
原因は低周波音	鈴木 聡	74
低周波音症候群とは——汐見文隆医師の著書から		78
助けて下さい「エコキュートの低周波音被害」	清水 靖弘	84
低周波音被害の恐ろしい実態と闘いの記録	鬼鞍 忠	97
〈連載〉 台所の科学力 第5話 フロンは今どこ？	松崎 早苗	106
図書紹介 あなたにバトン——戦前・戦中・戦後の福岡の女性の体験記		
第二次世界大戦前・戦中・戦後の福岡の女性の体験を明日に伝える会世話人代表	井上 洋子	110
新潟から 合意形成のための広報活動	押見 操子	115
沖縄から 民主党政権の沖縄差別・いじめに抗して	浦島 悦子	124
〈連載〉 母を語る 7 リンを生きた明治の女書生 6	斎藤 千代	128
あいらのあいら (年賀状よつ)		132

座談会

「平和的生存権」について考える

— 石村善治先生を囲んで —

2011年2月11日

石村 善治 (憲法研究者)

酒井 嘉子 (九条の会)

名取 保美 (九条の会)

福田 光子 (あこら九州)

結城 徳子 (あこら九州)

森崎 民子 (あこら九州)

船越 仲子 (あこら九州)

田中 恒子 (あこら九州)

福田 十二月の寒い夕方、〈九条の会〉の集まりから帰宅し、部屋に座るや、電話のベル。

斎藤千代さんの声でした。「次号は久しぶりに〈あこら九州〉でお願い!」。

予期しない申し出に一瞬、時間が止まりました。

「テーマは？」に、二人ともまた沈黙。出席した〈九条の会〉で、代表の石村先生が「平和的生存権」の重要なことを強調されたことが、まだ心の底にあったのでしょうか。思わず〈平和的生存権〉と、口にした途端、「あーそれ、それ!」。

とんでもないことになって、私はその晩、思いあぐねた結果、「みんなやれば怖くない」と思い直して、この座談会形式の勉強の集まりを企画した次第です。

みなさまにご相談して、今日を迎えることができました。

では、司会を田中恒子さんにお願い致します。

司会(田中) 今日、日本国憲法の前文に掲げられている「平和的生存権」について、最初に石村先生の、憲法学者としての長いご研究と教育の中から、お話をいただきます。

〈言論の自由、思想の自由〉を追求して

石村 石村善治と申します。昭和二(1927)年二月十九日に生まれた八四歳。うさぎ年です。

生家は、博多では「鶴の子」で知られる菓子のお舗で、八人兄弟の末っ子として生まれました。

その当時、商家の子は、商業学校に行くのが当たり前でしたので、昭和十四年に福岡商業学校に学びました。

当時、文部省は、実業学校卒業者の上級学校進

学を制限する方針を立て始めていました。そのため商業学校から当時の福岡中学三年に転校しました。

その後、旧制の福岡高校文科に昭和十九年入学。高等学校(旧制)二年の時、敗戦を迎えました。クラスの学友の半数(十五人)は、軍隊へ行きました。

昭和二十年六月十九日、福岡大空襲は、在学二年の時です。博多の街は一夜にして灰燼に帰しました。学生服はボロでも、下着だけは清潔なものを着て、「いつ死んでも」といった気持ちだったことを思い出します。

福岡高等学校を卒業して、東大法学部政治学科に学び、昭和二五年に卒業しました。学生時代結核に冒されて、しばらくの療養生活の後、昭和二九年、福岡大学の助手として採用され、それから七十歳定年まで、法学部長、副学長を務め、その後、長崎県立大学の学長(1997〜2002)に招かれました。県立大学に法学部を設立したいという意向があつての上で招かれたのですが、その頃から県の方は



縮小しようとしていて実現が難しくなったことと、日の丸掲揚問題などで一貫して私の立場を貫きたかったので、一期三年で辞めようと思ったのですが、「もう一期」という要請もあつたので、二〇〇二年まで五年間つとめて辞任し、今日に至っています。

現在、いろいろな民主的な運動や組織の代表を務めています。自治体問題研究所の理事長と《九条の会》の福岡県連絡会の代表世話人、その他、もろもろのことをやっています。

私の研究テーマは、憲法の中の言論の自由、思想の自由です。特にナチスの支配下におけるドイツの言論統制や日本の戦前の言論統制に関心を持って、「憲法の中で、思想とか言論の自由は、どう扱われていたか」を研究しました。論文も、ほとんどその問題が中心になっています。

もちろん憲法の中で平和の問題は、たいへん重要で、皆さんもご存じのとおり、日本国憲法は世界に誇るべきものであることは言うまでもありません。

憲法第九条は、その第一項において、「武力の行使は永久に放棄する」、第二項では、「戦力の不保持と国の交戦権を認めない」と定めました。戦争の放棄は、それ以前、一九二八年の「不戦条約」に定められていて、日本国憲法独自のものではありません。「戦力の不保持と交戦権の否認」が日本国憲法のもっとも重要なところですから。さらに重要なのは、憲法前文の「平和的生存権」の規定です。

実は、これとそっくりの文言が一九四二（昭和十六）年八月十四日、太平洋戦争開戦の前に、イギリス首相チャーチルとアメリカ大統領ルーズベルトが大西洋上の艦船で会談をしたときの共同宣言に述べられています。その中で、「ナチ暴政の最終的破壊の後、両者は、すべての国民に対して、各自の国境内において安全に居住することを可能とし、かつ、すべての国のすべての人類が恐怖及び欠乏から解放されて、その生命を全うすることを保障するような平和が確立されることを希望する。」という文言を見いだす

ことができます。その表現を、日本国憲法の土台となつてゐる前文の中に持ち込んだものと思われれます。

これは後に大西洋憲章として承認されています。

憲法前文では、「……平和のうちに生存する権利を有することを確認する」という言葉で結ばれていますが、この言葉は、日本国憲法の英語文では、*recognize* とされています。

この英単語は、単に「確認する」という意味ではなくて、法律用語として厳密に使う場合は、「非を認めて誓約する」という、重い意味をもつています。英文で日本国憲法を読んだ外国人は、「誤りを認めて誓約する」と、考えるはずで、日本国憲法の前文で使われている「確認」とは、「非を認めて誓約する」これを強調してゐるのではないか、と思われれます。

だから日本国民は、これを「誓約」として守らなければならぬと思ひます。

前文の「平和的生存権」について、二〇〇八年(平

成二十年)四月十七日、名古屋高等裁判所の判決が出されました。「自衛隊のイラク派遣は憲法に違反している」という判決です。「平和的生存権が判決として認められた」わけです。

それ以前、一九七三年九月七日の札幌地裁の違憲判決があります。いわゆる長沼事件地裁判決といわれるものです。(注：北海道夕張郡長沼町に航空自衛隊の「ナイキ地对空ミサイル基地」を建設するため、農林大臣が一九六九年、森林法に基づき国有保安林の指定を解除。これに対し反対住民が、基地に公益性はなく「自衛隊は違憲、保安林解除は違法」と主張して、処分の取消しを求めて行政訴訟を起こした。)「保安林を基地として取られることは、平和的生存権、つまり平和に暮らすことができなくなる」という人びとの主張を一番の札幌地裁は認め、憲法違反の判決を出しました。しかし、その後、国の控訴で、二審の札幌高裁でひっくり返り、最高裁で決定してしまいました。

今回の名古屋高裁判決で、四十年ぶりに憲法上の平和的生存権が判決の中で認められたことになりました。これは、平和な生活が侵されるということだけではなく、自由権が侵された場合、戦争の危害が生じるという可能性の場合にも平和的生存権を認めました。具体的な権利、阻止する権利まで認めたのです。国は、この判決に上告せず、五月二日に確定しました。それで、「この中身は生きている」と法的には言われています。

「平和の中で生きる権利」というのは、国際的にも認められていることで、単に学者が言っているだけではなく、判決の中でそれが明らかになりました。この判決は、日本の平和的生存権を理念として確かなものと思っています。

自衛隊の最近の活動を見ると、明らかに憲法違反が多い。イラク派遣にしても、日本国憲法だけでなく、イラク特措法にも違反しています。当時の小泉首相は、「イラク派遣は、戦闘地帯に入って行くわ

けではない」と言い、「自衛隊の行っているところは平和だ」などと平気で言っていました。

酒井 あのような人が首相であつたことは、本当に恥ずかしいですね。

福田 イラク攻撃の理由になつた大量破壊兵器も、実際にはイラクにはなくて、イラクへの攻撃の前提も、覆ってしまったわけですね。

日本とドイツの、憲法の違いは

司会 日本とドイツは第二次世界大戦での敗戦国ですが、両国の違いは、いかがでしょうか。

結城 第二次世界大戦の結果、敗戦国となつた日本とドイツ……。日本は「戦争の放棄と武力を持たないこと」を憲法で決めています。ドイツの軍隊は、どうなのでしょう。憲法では、どう決めているのでしょうか。

石村 日本は「二度と戦争はしない」と憲法で決め

ていますが、ドイツは西ドイツと東ドイツに分割されてしまった状態で、国防軍は、最初は西ドイツにはありませんでした。ドイツは東西の緊張関係の中でベルリンに壁が造られたり、日本とはかなり違つた事情にありました。日本は、東西にも、南北にも、分かれたわけではなく、「一つの国として武力の放棄」は可能だつたわけです。しかし、ドイツの場合、東の方はソビエトと国境を接していますし、歴史的にドイツはフランスと仲がよくありません。アデナウアーはフランスと仲良くしたいと考えていましたが、イギリスと良い関係を持ちたいと望む政治家もいました。もともとフランスはドイツの再軍備には反対でした。しかし東西の緊張がある以上、アデナウアーはフランスの諒解を少しづつ取り付けながら再軍備の準備を進めました。それに反対して、軍備を持たない運動は続いていました。

結局、一九五四年三月「基本法(憲法)」を改正して、十八歳以上の男子の兵役義務(第七三条)を定め、

再軍備へと進んでいきます。しかし、「ヒトラーの軍隊のようなものであつてはならない」という空気が基底にありました。

フランスは、ドイツが軍隊を持つことにあくまで反対でした。「とんでもないこと」と警戒しました。それでどうしたかというところ、一九五六年、基本法を改正して軍事オンブズマンの制度を作つたのです(第四五条b)。いわゆる「監視制度」を議会の中に置くことにしたわけです。

不戦のためのオンブズマン制度

もう一つ注目したいのは、良心的兵役拒否(第十二条a)を整備した点です。自己の良心に反する場合、兵役を拒否できるといふ制度です。「オンブズマン制度」といふ監視機関と「良心的兵役拒否」の二つの制度をお膳立てにして、ドイツは国防軍をスタートさせたのです。私はこのオンブズマン制度に

関心がありましたので、論文も書きました。(「ドイツにおける兵士の権利と軍事オンブズマン」長崎県立大学論集三九巻四号、二〇〇六年)。

ヒトラーの軍隊のような軍隊、つまり、「一独裁者に全面的に忠誠を誓う軍隊」は、作らない、ということです。

国防軍は、国際法に反することは、してはならない、人間の尊厳に反することは、してはならない、それを貫くこと。それらが法律(「軍人法」)の中に、兵士の権利として定められています。命令拒否の権利(「軍人法」第十一条)も認められています。

したがって、派兵された地で、「兵隊ではない一般人を撃て」と言われたとしても、ドイツの国防軍の兵士は拒否できるわけです。それは、「自分の責任においての行為」であって、「上からの命令」とは関係がないわけです。そして大事なことは、そのための教育、指導が行われることです。これを「良心指導」と言います。つまり、「良心に反するよう

なことをしては、ならない」という指導です。

私がなぜオンブズマンに関心を持ったかというところ、ドイツの憲法の変わり方を勉強している中で、「ドイツに軍隊ができたとき、軍事オンブズマンが制度として作られたこと」を知ったからです。

さらにオンブズマンの年次報告書が刊行されていることを知り、それを取り寄せて読んで、びっくりしました。

その報告書の中で、「兵士を演習中にぬかるみの中を這い回らせるようなことは人間の尊厳に反する行為である」と書いているんです。さらに重要なことは、制度として兵士は直接オンブズマンに訴えることができることになっています。

オンブズマンは一名で、議会が選びますが、議会の政党员や軍籍を持たない人も、オンブズマンとして選ばれています。女性も選ばれたことがあります。軍隊の中に人間の尊厳に反するような行為があつ

た場合、兵士は上司を通すことなく、直接、オンブズマンに苦情を申し立てることができません。

また、オンブズマンは、直接現地に出向いて事情を調べる権限を持っています。

二、三年前のできごとですが、ドイツは、国連軍への協力でアフガニスタンに派兵していましたが、兵士がボロ車に乗って移動中に襲撃されて、何人か死にました。

これをオンブズマンが問題にして、こんなボロ車に乗せていたことは国防軍の責任であり、これは「名誉」の戦死ではなく「恥辱」であると、オンブズマンの二〇一〇年の年次報告書は書いています。

こういったオンブズマンが、独自の調査権を持ち、独立の機関として、すでに五十年も活動しています。

結局、こうなると、ドイツの軍隊というのは、国際「警察軍」と同じだと思えます。相手が撃つてこない限り、しかけることを抑制することになります。

このような「軍隊」は、敵を「殲滅」^{せんめつ}するための「軍

隊」というより、武力行使は最小限に限定されている、「警察」に近いのではないのでしょうか。

酒井 「軍隊をコントロールする力」が働いているわけですね。「国として戦場に行くか行かないか」という点も。ドイツはイラクへの派兵を拒否しました。石村 ドイツでは、憲法裁判所にかけて、国防軍の活動の合憲性、違憲性を審査します。

相対的貧困率世界一、二位は、米国と日本

司会 アメリカと日本の平和についての考え方や、生活のなかでの平和意識について、酒井さんからお話をお願いします。

酒井 最近、アメリカと日本における「貧困と格差」の実態をルポした出版物や報道を、よく目にするようになってきました。

経済大国アメリカは、世界の先進国の中で相対的貧困率が第一位です。

かつては北欧並みの「一億総中流」を誇っていた日本も、今では相対的貧困率が、アメリカに次いで先進国中、第二位となりました。

アメリカは、ジョエル・アンドレアス（アメリカ在住の作家・社会学者）の描いた漫画の題名どおりの「戦争中毒」の国です。そして、世界で最も強力な軍産複合体国家です。毎年費やされる巨額な軍事費は、戦争によって儲かる人びとのふところに入り、一方で、中間層の貧困化がどんどん進んでいます。

アメリカのルポによれば、医療費が払えない人、奨学金が返せない人、ワーキングプアー、ホームレス、不法移民等が、軍隊からリクルートされて、イラクやアフガニスタンに送られているのです。

日米安保にしがみつくの、時代遅れ

私は今、日本がアメリカ型の社会にどんどん近づいていることが、とても心配です。沖縄から北海道

まで、日本列島全体に世界の何処へでも出撃できる基地を張り巡らして、自衛隊と米軍が日常的に合同演習を繰り返すような事態になっています。また、小泉内閣はブッシュの対日経済要求を全面的に受け入れて、構造改革を進め、日本は、あつという間に、弱肉強食の新自由主義の国になってしまいました。

平和憲法をもつ日本は、「戦争する国」アメリカとは、本来、対極的位置にあるべき国です。今のアメリカの安全保障政策の要は中東政策にあり、「テロとの戦い」を強調しています。日本の安全保障政策の要は、アメリカの称するところの「テロとの戦い」に協力し、中東・イスラムの人びとが殺し合うことに手を貸すことでしょうか。日本は、これまで一度もイスラム民族に戦争を仕掛けたことはなく、彼らに大変親しみを持たれているそうです。

アメリカは、自分たちが行なう戦争に、「資金だけでなく、血も流せ」と迫っていますが、日本は主権国家なので、まず、「アメリカが引き起こす

戦争に正義があるかどうか」を判断して、「お金も人も出さない」という選択も、あつてしかるべきだと思います。

今、世界は「対話と協調」の方向に進んでいます。世界の軍事同盟の殆どが解消され、軍事同盟に加わらない非同盟諸国が飛躍的に増加しています。

さらにヨーロッパ共同体、東南アジア友好協力条約、中南米カリブ共同体など、非軍事のグループが増えています。「日米安保条約にしがみついて国の安全を守る」というのは、もはや時代遅れです。

日本が巧妙にアメリカの世界戦略に引きこまれてきたこれまでの経緯、そして、アメリカに追従せずに「日本の生きる道」をどのように切り開いていけばよいかについて、石村先生に展望をお聞きしたいと思います。

アメリカに追従せずに（日本の生きる道）は？

石村 おっしゃるとおり、世界の緊張、とくに北東アジアの緊張を緩和するために、日本の役割は大きいと思います。しかし日本の政府は逆の方に向かって走ってしまっています。しなければならぬことが沢山あるはずですが。たとえば、「周辺諸国との間でのどのような形の条約を結ばよいか」を検討すればよいと思います。（国のすがたが見えるような努力）をしていませんね。われわれ民間の組織や団体では、いろんな友好関係を築いているんですがね。国も、きちんと、条約とか非核宣言とかをやるべきだと思います。

反対に、今度の防衛計画大綱は、これまでの防衛力基盤的構想を「動的防衛力構築」という名称に変えて、「いつでも動ける、出て行ける」ようにしています。「構想」を「構築」に変えています。民主党政権への政権交代に期待をかけていただけに、これは、とんでもないことだと思わざるを得ません。

この大綱は、二〇一〇年十二月十日に発表されま

した。私は平成二二年度の防衛白書を読んでみましたが、憲法第九条についての政府見解というのがあって、そこには立派なことを書いています。その中で、「どんな時に武力を行使するのか」という点について、第一に、わが国に対する急迫不正な侵害があった時、第二に、その場合、これを排除する他の手段がない場合、そして第三番目に、最小限にとどめるとあります。

この三要件は警察の原則であつて、警察法と変わりがありません。おそらくこれに一番不満なのは、一部の自衛隊の幹部でしょう。彼らは、「これでは動けない。今までも表向きには警察と同じ行動しかできなかった。相手に急迫不正がないと言つても、事前に用意をしておかなければ」というかもしれない。「こんな原則で縛られては何もできない。だから、憲法を改正しなければ」という方向に目を向けさせるための防衛白書の記述ではないかという懸念さえ生まれます。

日米合同演習の名で韓国の島にまで出動するどころか、最大限にまで踏み込もうとしています。そこでは、警察原則は邪魔になるでしょう。

〈アメリカと共に戦争する国・日本〉へ

酒井　そういうことがどんどん進んだのは、小泉さんの郵政民営化選挙で自民党が大勝利して、三分の二の再可決で何でもやれたから、ではないかしら。郵政民営化を目くらましに、国民は何も言えないうちに、日本は「アメリカと共に戦争する国」へと突き進んでいます。

石村　それと同時に、日本と米国の安全保障会議は閣僚級の〈2+2〉^{ツブツブ}で、二〇〇四年から毎年開かれています。二〇〇五年には「日米同盟未来のための変革と再編」という議題でした。

酒井　アメリカのための未来？

石村　二〇〇六年に、また開かれましたが、その時

の標題は、「再編実施のための日米のロードマップ」です。これを聞いただけで、腹が立ちました。何が「ロードマップ」か。「戦争への道」じゃないですか。

その中に「沖繩再編」というのが出てきます。

普天間基地への移転、海兵隊の削減、グアムへの移転、司令部の能力改善、横田・岩国飛行場への空母艦載機の駐屯など。いま問題になっていることは、二〇〇六年にもう、〈2+2〉で話し合われたことなんです。それを今やっている。それに鳩山氏が気づいて、慌てたわけです。

酒井 国会議員や外務省の官僚たちは、もっと勉強して、「アメリカと対等・平等な外交」をやっている。ただきたいと思います。

石村 二〇〇七年以前から、〈2+2〉には麻生氏が出ています。アメリカ側はライスとゲーツ。日本側は麻生・久間が、こちらから出ています。その時の標題は「同盟の変革―日米安全保障能力の推進」となっています。それから二、三年おいて、二〇一〇年

五月二八日に、クリントン・ゲーツと岡田・北沢です。これは民主党政権になってからです。極東アジアにおける日米同盟の意義が再確認されています。

すべて〈2+2〉で行っています。「どんどん進めてしまつて、最後に憲法を変えればいい」と思っているのでしょうか。

酒井 「〈2+2〉で話し合われる中身のほとんどは、アメリカ側が提案し、日本はそれを押しつけられている」という感じがします。「形だけは共同」ですけれど。

石村 もうひとつ全般的なことと言えば、一九五一年に交わされた〈日米安保条約〉、これも、すでに日本国憲法の平和原則と異なり、「国防衛のための漸増的責任」を「期待」されています。また、六〇年安保条約の条文は、現在まで全く変わっていませんが、実態は、次から次と変わってきています。いわゆるガイドラインと称して、日米双方の閣僚の二人ずつ、〈2+2〉合同会議で決めています。

アメリカの國務長官、国防長官と日本の外務大臣、防衛大臣の四人の話し合いによるもので、ここ数年は、毎年のように開いています。そこでしゃべったことを、「ガイドライン」として決めています。国会で承認されたものでも何でもありません。しかし、中身は、そのとおりに行われているのです。

沖縄の基地移転問題にしても、遙か前に「合意した」となっていることを、今になって蒸し返して言っています。議会にかけているわけではないから、単なる約束ではない。憲法的には何もないはずですよ。福田 密約のようなものですね。

着々と進む〈日米軍事同盟〉

石村 さらに、それらの「合意」に対応して、次から次と、法律を出したり変えたりしています。

二〇〇一年九月十一日の多発テロ後、次つぎと法律を三つ作ったり、改正したりしました。

二〇〇三年六月十三日には、①武力攻撃事態法の制定 ②自衛隊法の改正（「防衛秘密」の承認）

③安全保障会議設置法の改正。その年八月十一日に、イラク特措法、翌年の六月十八日には国民保護法を作りしました。

外に向けてはイラク特措法、内には、自衛隊法改正、国民保護法。これで、国の内外で完全に監視体制と総動員体制がとれるようにしてしまいました。

特に国民保護法は怖いですよ、ものすごい法律ですよ。福田 これは各自治体におろしていますね。同じ時期に、校区の自治会が自治協議会に移行していますね。石村 それに公共機関や新聞まで協力体制を作り上げています。すでに二〇〇四年に出来ていますよ。名取 「国民保護法」じゃなくて「国民加害法」じゃないですか。

酒井 国民が何も知らないうちに、そんな法律を、どんどん作っていくのではありませんか、国会議員でも、知らない人って多いんじゃないですか。

名取 福岡市でも、これが成立するときは、三十分ぐらいで通ってしまったし、市民への説明も、消防署の人と町内会長が来て、三十分ぐらい説明があつて、「これでいいですか」で終わりました。

酒井 それが出来たことで、十年先、二十年先の私たちの生活がどうなるのかを全然考えないで、盲判めくらばんで済んでしまうんですね。

石村 二〇〇三年のイラク特措法、そして国民保護法まで、次々と法律が作られていきました。

その、ちょうど同じ時に「九条の会」が発足したわけです。二〇〇四年六月十日でした。目の前に、次々と押し寄せてくるものに、これは「いかん」という危機感が起こりました。やはり反応はあつたわけです。

酒井 裁判所がしっかりしていれば、憲法違反になるでしょうね。

石村 アメリカの方は「単なる合意に過ぎないのだから、学者や専門家が見たら、いつでも引つかかる」と

思ってますよ。だから民主党に政権交代した時、あわててクリントンが飛んできたわけです。二〇〇七年の(2+2)にサインしている四人のうち、麻生も久間もないし、アメリカ側もゲーツしかいない。

だからあの時、「アメリカはうるたえてるなあ」と思いました。高圧的だったんです。マスコミも非常に高圧的と報道してましたね。合意なんて、いつひっくり返ってもおかしくないと思つて、高圧的に出たんでしょう。

鳩山氏は、それを知つてか、誰かが教えたのか、「これは変えられる」と思つたんでしょうね。アメリカはシンクタンクを沢山揃えて、巧妙に考へて、出てきます。日本は、アメリカの言いなりになつておれば、勉強もせず、これまで高度成長もしたし、それで現状に馴れ合つてしまつていふように思えます。

それから、アーミテージという男がいるでしょう。福田 あれはワルですね。

石村 アーミテージ報告(第二次、二〇〇七・二・

一六)というのがあります。あれには、日本に対する要求項目がたくさん書かれています。ものすごいことが書かれています。彼にどんな資格があるのか判然としません。しかし「アーミテージ報告に書いてあるから」と言つて、行動の規制あるいは自己規制をする傾向すら見えます。何の公的資格もないわけで、アメリカ人は、かえつて、「日本人の法的感覚は違うな」と思っているんじゃないですかね。

法的感覚で言えば、合意なんて、いつでもひっくり返せるものだと思います。外国でも「合意なんて、法的に言つたらいつでも覆る」と、専門家は思つてますよ。

フェミニズムから離れている〈男女共同参画〉

司会 次の問題にいきましょうか。

戦後の女性問題のなかで、平和的生存権との関わりは、いかがでしょうか。

福田 戦後の女性問題とそれに関わる運動の流れの原点には、まさしく「平和的生存権の主張がある」と思います。恐怖と欠乏から解放されたものの、わが子や夫を失つた悲しみを長く引きずつて生きなければならぬ人も、沢山いました。

わが生のあらむ限りの幻や

送りし旗の前を征きし子

行商をしながら育てた一人息子を戦争で奪われた、小川ひとみさんのこの歌は、朝日歌壇に、たびたび入選し、その激しい痛恨の思いが、多くの人の心を打ち「天声人語」でも何回か取り上げられました。

一度ならず二度も世界を巻き込んだ世界大戦を、なぜ止めることが出来なかつたのか、それは、「女性がものを言う場」を与えられていなかったから。

一九四六年、国連の女性の地位向上委員会は、その声に押されて設けられたとも言われます。それは経済社会理事會に組み入れられ、〈平等・発展・平和〉

を目標に、大きな国際的な波のうねりとなって、世界女性会議、国連婦人の十年、そして女性差別撤廃条約の成立に至って、今日に及んでおります。

男女共同参画は、当面の課題でもあります。一九七〇年以来、男女雇用機会均等法をはじめ、平等・発展を目標とする具体的な運動は進みましたが、〈平和の中で生きる権利の主張〉という点で具体的な行動が進められているとは思われません。「行政主導の男女共同参画の行く先」には、怪しいことも、危惧されます。

いつぞやNHKスペシャルの「ロボット兵器と貧者の兵器」という番組を見ながら、考えさせられました。アメリカのラスベガスの近郊にある基地から、アルカイダの拠点を、宇宙衛星から無人の飛行機を飛ばしてピンポイント爆撃するのに、基地で操作している兵士は女性で、まるでゲーム感覚で「ヤッター」とか叫んでいるんです。日米同盟、男女共同参画、いずれも、歯止めのない将来は怖いですね。

〈男女共同参画基本法〉を超える 生き方を

司会 男女共同参画基本法は、「これまでは男性の領域として男性が占有してきた仕事やポストに、女性を取り入れていこうという仕組み」として、政府や文部科学省の中で意識される動きは、出てきています。

しかし、「この法律があるから、その目標値を達成しているかどうかを判定されること、指導されることを懸念しての取り入れ」にも見えます。

真に女性が必要であるから、さらに、女性の能力を認識して行っている場合は少ないように思います。女性の側も、フェミニズムからどんどん離れていくことを心配している人もいます。

酒井 ジェンダー平等(男女共同参画)が目指しているのは、「女性が男性と同じように働くということ」ではありません。これまで男性主導で動いてきた国際社会が、多くの戦争や環境破壊などを引き起こし

てきました。「女性があらゆる分野で政策決定の場へ参画すること」によって、福田さんがおっしゃったように、戦争のない平和な世界、まさに日本国憲法が活かされる世界を作っていくことが、女性たちに期待されているのです。

そして、男性には、「仕事一辺倒ではなく、家事・育児などのプライベートな部分も大切に、もっと人間らしい生き方ができるようにしましょう」というのが「男女共同参画」の目標です。日本でこれがちつとも進まないのは、政治・経済を動かすポジションに女性が非常に少ないことが原因だと思えます。国や地方自治体の女性議員を増やすために、私たちも知恵を絞って挑む必要がありますね。なお、フェミニズムから離れていかないう見張る必要もありません。

司会 ヨーロッパからの女子留学生が、「日本の男性は、仕事が終わると、その延長で飲みに行つて、家族と食事を共にすることを大切にしていない」と

驚いていました。

酒井 女性の地位が高いといわれている北欧の国々では、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」が進んでおり、男女が共に働く環境が整備されています。（パパ・クオータ制）などで、男性の育児休業も奨励されていて、社会も家庭も男女が分担しあつて支えているのです。

子育て期には育児休業制度や育児用勤務時間短縮制度を利用して仕事を継続するので、日本のように退職して子育て後に低賃金のパート、という不利益を被ることはありません。専業主婦という言葉は既に死語になつていそうです。アフターファイブは残業なし、男女が共に自分自身の年金を持つて、老後の心配もない。日本も早くこんな国にしたいですね。名取 外で働いている女性は七〇〜八〇％に増えています。ほとんどはパートや非正規雇用。雇う会社もそれを望んでいる以上、働き方の平等なんて進まないです。ほど遠い文化的な生活ですね。ヨーロッパ

にいた時、外国の若者はリュック一つ背負って旅行をしている姿を沢山見かけましたが、羨ましい光景でした。

司会 以前は、大学の近くで学生たちがビールを飲んで語り合う姿があったのに、今では店はがらがら。学生はゲームや携帯電話に夢中で、仲間と語り合ったり討論したりする姿は見かけなくなっています。

石村 昔、若い頃「大衆社会論」という本を読みましたが、その中の「砂の如き大衆」という言葉が今も頭に残っていて、最近の世の中をみていると、「大衆社会論」の言わんとするところとは別に、「砂の如き大衆」に、妙に納得してしまうんです。

酒井 大衆は社会を変えていく主体者であるべきなのに、ドームの野球場には人が溢れていて、「九条の会」には、あれほど多くの人は集まらない。悲しいですね。

〈戦う日本へ〉と戦い続ける 〈九条の会〉

司会 〈九条の会〉について、酒井さん、現状は、いかがでしょうか。

酒井 二〇〇一年の「9・11同時多発テロ」以降、小泉政権のもと、日本国憲法第九条改正へ、動きが加速されました。

〈九条の会〉は、憲法第九条を改正しようとする企てを阻むために、二〇〇四年六月に、井上ひさしさん、大江健三郎さんなど、九名の呼びかけによって、結成されました。この呼びかけに応じて、全国各地で、地域別、分野別の〈九条の会〉が次つぎに結成され、その数は二〇一〇年四月現在で、七、五〇七団体となっています。

この間、二〇〇五年十月には自民党の新憲法草案が発表されました。新案では、「戦力不保持と交戦権の禁止」を謳った「第九条第二項」が削除されて、「第九条の二」が新設され、「自衛軍の保持」が明記されて、集団的自衛権の行使を可能にするための条項が加えられています。自民党は小泉元首相の郵政

民営化選挙で得た「与党議席三分の二以上」を利用して、日本を、アメリカと共に「戦争ができる国」にするためのさまざまな法案を成立させました。

しかし、〈九条の会〉の運動は、この流れをいったん停止させることに成功しました。二〇〇七年七月の参議院選挙では、自民党は憲法改正を公約に掲げて大敗しました。憲法改正に関する読売新聞の世論調査によれば、〈九条の会〉が発足した二〇〇四年度では、改正賛成六五・〇％、改正反対二二・七％であったのが、四年後の二〇〇八年には、改正賛成四二・五％、改正反対四三・一％、と逆転しました。〈九条の会〉の全国への広がりや連動して、四年間で、憲法改正派が二〇％も減少したのです。

しかし、気がかりなことがあります。憲法第九条については「改正反対」が「改正賛成」を常に上回っており、二〇一〇年度の調査では、九条改正反対は六〇％ですが、読売新聞の調査では、九条改正反対の中身を「厳重に守る」と、「現状維持で、解釈や運

用で対応する」に分けて質問しており、二〇〇八年〈二〇一〇年の三年間のデータでは、「解釈や運用で対応する」が増えて、二〇一〇年では四四％となっています。「厳重に守る」は、僅か一六％です。政府の「解釈憲法」というやり方を容認する人が増えているということです。この原因は、二〇〇九年四月、五月に、北朝鮮のミサイル発射実験（北朝鮮は人工衛星と言っている）と、地下核実験があり、国民の中に危機意識が増大したためだと思われます。〈九条の会〉が大きな成果を上げてきたことは確かですが、北朝鮮や中国の脅威などの世論操作で、国民が憲法の改正を容易に選択しうる虞は、十分あります。

私たちは、憲法と自分の生活とを結び付けて学び、「日本をどういう国にしたいのか」を自ら選択できる国民になる必要があります。

私たちは、一人では小さな力しか持ちませんが、その力が結集することによって、日本、そして世界

をも動かすことができるのです。今、世界のあちこちに、小さき人びとが集まって政治を動かしている事実を見ることができません。

沖繩の人たちは一歩も引かぬ覚悟で、普天間基地撤去を日米両政府に迫っています。中南米ではアメリカと一線を画し、新自由主義に反対する政府が、選挙によって、次々に誕生し、今では、南米大陸をほとんどカバーしています。また、アラブ諸国では、市民の反政府運動によって、長期独裁政権が倒されようとしています。国民のための政府を国民の力で作る時代が来ているのではないのでしょうか。

憲法第九条に謳われているように、「紛争が起こったときには決して戦争に走らず、話し合いで解決するような政府を私たちの力で作ること」によって、私たちの平和的生存権が守られるのではないのでしょうか。そして、日本国憲法の精神を世界に拡げて行くことが、世界を救うカギだと思えます。

〈九条の会〉などの草の根の運動を拡げることが

とても重要ですが、中国・北朝鮮の脅威論などを、どのように打ち破っていけばよいのか、困難も多々あります。

石村 やっぱり基本的には、戦争に対しては絶対に反対する覚悟がなければいけないと思います。

戦争を始めるときにはみんな理屈をつけるわけですが、戦争は「人を殺すこと」であって、「人間として、してはならない」というこの一点は、守らなくてはならない大事なことです。

宗教界の人たちと話をする機会がありますが、宗教者は宗教者として、「人を殺してはならない」という点は、守らなくてはならないと思います。

私は死刑廃止論者でもありません。やはり、「殺さない、殺されない」という一点は守りたい。

日本国憲法を持つているわれわれ日本人は、恵まれた国民だと思えます。国全体が「戦争をしない」と宣言したのですから。これくらい恵まれた国はないと思えますよ。「この国の憲法の良さを認め、

これを大切に守ること」と、もう一つは、「他の国の皆さんにもこれを知ってもらうべく拡げていくこと」が大事だと思っています。「日本一国では平和を維持していくわけにはいかないので、他の国と一緒にやりますしょう」ということで、それぞれの国の事情や段階があつても、できるところから進めるよりほかないと思ひます。

〈九条大使〉を世界に送り込もう

福田 「平和的生存権は抑止力となり得るか」ということが、実はこの座談会の課題でもあります。

もちろん、これまでの〈九条の会〉の運動の拡がりは評価しなければなりません。例えば二〇〇九年九月九日を期して、教会や寺院の鐘を一斉に響かせよう、あるいは絶叫大会で訴えようという運動や、憲法フェスタも積み重ねてきましたが、更に一步を進めて、石村先生、酒井さんが言われたように、日本

国憲法第九条を広める一つの試みとして、高校生が毎年送り出して注目され始めている、〈平和大使〉と同じように、〈九条大使〉のような使者を、いろいろな国に送り込むような、具体的な運動ができたら、面白いと思ひます。

例えばある県はデンマークへ、福岡県は石村先生を団長にドイツへ。それぞれの国の平和団体と交流しながら、平和的生存権の輪、九条の輪を世界に広めていけたら、草の根の平和外交であり、戦争を止める力にもなり得ると思ひます。

石村 それは面白い。

名取 カンパを集めて行きましょう。

一同 賛成！

酒井 福田さんは、九条の英訳のリーフレットを作られましたね。とても重宝して使っております。

名取 これからまた、あれを配りましょう。〈九条大使〉成功のために。

石村 留学生や外国から来ている人たちにも、もつ

と九条のことや……。

司会 平和的生存権について知らせたらいいですね。酒井 学校教育も大事ですので、「軍隊を持たない国」として有名な、コスタリカの平和教育のことを紹介したいと思います。

コスタリカは一九四六年に、常備軍を廃止しました。一九四九年に非武装憲法が發布され、以来八十以上の項目が部分改変されましたが、「常備軍を持たない」という十二条は、全く手つかずのまま現在に至っているそうです。国連平和大学は、コスタリカにあるんです。本来、日本にあるべきですが、残念です。

この国では、小学校一年生から憲法学習があり、子どもは先ず「自分を愛すること」から学びます。子どもにも人権があること、平和や自由の大切さ、環境を守ることの大切さ、そして、憲法が自分の暮らしにいかにか活かして使えるものであるかを学びます。一方、日本では試験のために憲法の三原則を覚えても、

「憲法を自分たちの暮らしにどう活かすか」については、学校教育の中で学んでいないのが実情です。

コスタリカでは、自分の人権が侵害されていると思つた場合、子どもでも裁判に訴えることができるそうです。日本でもニュースになりましたが、コスタリカのある大学生が、自国もアメリカのイラク派兵に賛同した三十か国の中に入っていることを知り、「コスタリカは『戦争しない国を宣言している』のであるから、イラク派兵への賛同を取り下げよ」という裁判を起こして勝訴し、大統領はアメリカに申し入れて、派兵賛同は取り消されたそうです。

名取 日本では、裁判で負けてしまうでしょうね。船越 広島・長崎の市長は、先頭に立って平和教育を進めていますね。

平和なればこそ、新憲法に基づく社会保障制度として、社会保険（医療保険・年金保険・労働災害保険・介護保険）があり、生活保護、社会福祉（高齢者や心身障害者などに生活の保障をする制度）や

公衆衛生（環境整備・予防衛生など）によって国民の健康増進を図る制度）がそれぞれ具体化し、充実してきたと言えるでしょうか。

〈生存権〉は、「平和憲法」の基幹

石村 戦前に比べればよくなったと言うことはできません。戦前は社会保障ではなく、〈慈恵政策〉といって、〈天子様〉とか、〈お上の恵み〉として、貧しい人を助けるといふ考え方で、「権利だから、それに国が対応する」というのではありませんでした。

権利として認めるようになったのは、やはり日本国憲法のもと、その第二十五条で、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」といふ言い方で権利として認めたからです。

さらに第二項で「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」といふ言い方で、これ

を定めました。

憲法学の中で問題にされたのは、第一項は「最低限度の生活を営む権利」として認めなければならないというのに対して、第二項では、社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上に「政府」の側の義務として努めなければならないと、「国の側の義務、努力義務」として書いているところから、最低限度の生活を営む権利があるとは言っても、国の側では他のいろいろな保障もしなければならぬので、資金の面で見えないこともある。だからそういう立場に立って、政策を進めるといふ政府の「立場」を認めるべきだとする考え方があります。しかし、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」とある以上、第一項も第二項も、国民の「権利」として当然主張すべきものと、私は考えます。

日本国憲法の場合、第二十五条について、国の社会的使命としての「生存権」といふ言い方が、六法全書などで編集上見出しとして使われていますが、

「生存権」は、第二十五条だけを切り離して定めているのではなく、第十三条とも密接に結びついています。第十三条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」としています。第十三条の「個人の尊重」と第二十五条でいうところの「生存権」と一体のものとして扱われるべきものと思われれます。

ドイツでは「人間の尊厳」という言葉は、ワイマール憲法（一九一九年）で使われています。第一次大戦後、革命によってドイツは共和国になりますが、その時に出来た共和国憲法第一一条に、有名な規定があります。その中で「生活保障」というのは「人間の尊厳と一緒にしたものだ」として規定されています。日本国憲法を作るとき、ワイマール憲法の歴史を知っている学者がこれを指摘して、憲法第二十五条に取り入れました。第一一条は、「経済生活の

秩序は、すべての人に、人たるに値する生存を保障することを目指す」として、経済生活における人間の尊厳というのが基本だ、としています。それが日本国憲法第二十五条の中に「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を」という表現で取り入れられました。

私が言いたいのは、もともと人間の尊厳というのは、経済生活において人間の尊重が果たされなければならぬということです。つまり、人たるに相応しい経済生活が基本であって、例えば今の日本の中で、「あんな苦しい生活をしているのは自業自得だ」という、すべては自己責任というのは考えられないことです。人間の尊厳は、先ず経済生活が確保されて、はじめて現実のものになります。それが基本です。

〈人間の尊厳の確保〉こそ〈平和への道〉

名取 「人間の尊厳は、まず経済生活が基本である」

とのお話、ありがとうございます。私はここ数年、「派遣切り」が最大の関心事ですので、見聞したことを少しお話しします。

一九九九年に労働者派遣法が改正され、二年前の暮れは（年越し派遣村）のことが大々的にマスコミで報道されました。東京に限らず、福岡でも身近に起こっています。埼玉で派遣切りに遭い、ホームレスをしながら、やっと福岡まで帰ってきて、生活保護を受けることができた四十代の男性。また、市内で、派遣社員として働いていた女性は、「自分もいつ派遣切りされるのか」と心配で、うつ状態になったと言います。彼女の職場は、とても暗い雰囲気にもまれ、心の病気になるのは珍しいことではなく、それが普通になっていたようです。仕事のない日は「ゴメン」の一言で、時給どころか十五分単位の給料だったそうです。仕事がなければお金は入らない。ギリギリの精神力でがんばってきたそうです。その彼女も、とうとう病気になる、今は生活保護を受け

ています。私と出会う前まで入院していたようです。何人もの生活保護で暮らしている人に会いますが、それまでの心労のためか病気になる人が多いです。最初に紹介した四十代の男性は、生活保護の一年間はやり場のない怒りで、周りの人に当たったようですが、今やっと自分をとり戻したかのようにです。ギリギリの精神力で働いていた女性は、回復までにまだ時間がかかりそうで、政治に絶望感を覚えているようでした。

また、市役所の食堂で私の隣に座った三人の専門学校生ふうの若者が「生活保護ってどういう制度なのか」などと話していましたので、「あの、生活保護っていうより生活保障よ。たとえば仕事がなくって生活できなくなった時のセーフティネットみたいなもの」と、つい口を挟んでいました。「若い人でもいいんですか?」「もちろんいいです。ハローワークにも支援があるから、悩むなら相談した方がいいよ」と言うと、「ありがとうございます」と席

を立つて行きました。私は「病気になる前に相談して欲しい」と思ったものです。

学ぶことや旅することなど、とても大切な若者の時間を、大学三年生から就職活動を始め、安定した仕事に就きたいと、何十社も面接を受ける姿は悲しい現実です。「公務員になりたい」と言い、「わが子は公務員に」と願う親。みんなが安定だけを求めているように私には思えます。なぜこんな社会になったのか、そこから先の思考がないことが残念です。司会 派遣法ができてからと思いますが、多くの職場や職種でも、期限付きの雇用が増加してしまい、たくさんの方々が将来設計を立てられない状況で生活していると思います。

結婚や子育てなどの生活設計が立てられないまま、雇用期限が来る前に、次の仕事を探さなければならぬという生活が続いているわけです。今では、専門職、行政職や大学の教職員も、三年間や一年間の期限付きでの公募が行われているようで、そこに、

多くの人が応募しているのが現状のようです。

石村 ワイマール憲法では、経済生活が人間の尊厳を確保する基本であるという点、これは日本国憲法でも変わらないところです。ところが、ドイツの方は、更にそれを拡大したんです。人間の尊厳の確保は「経済生活だけではなくて、全国家の在り方についての基本になる」ということで、戦後ドイツの憲法、即ち一九四九年成立のボン基本法では、第一条に人間の尊厳が出てきます。第一条第一項です。「人間の尊厳は不可侵である」、人間の尊厳は、すべての生活の基本になるべきだということを第一条の最初に掲げています。さらに、「これを尊重し、かつこれを保護することが、すべての国家権力に課せられた義務である」と、第一条の最初に持つてきています。名取 すごい！

石村 第二項では、だから「ドイツ国民は、世界のすべての人間共同体、平和及び正義の基礎として、不可侵にしてこれを譲り渡すことのない人権を信奉

する。」と定めています。第三項で「以下の基本権は直接に適用される法として、立法、執行権及び裁判を拘束することになるのです。「人間の尊厳としての人權を誰が守るのか」ということになるわけですが、国がそのすべてを守らなくてはならない。そのときに人權が立法・行政・裁判を拘束することは、それでいいと思うのですが、ドイツは軍隊を認めることになった時、憲法が問題になって、それなら軍隊は「行政」なのかという点が問題になりました。その際に、軍隊は「行政」とは違うのではないか、という観点から、軍隊をひっくりかえすため「行政」を、改めて「執行」としました。軍隊が「人間の尊厳」から外れる可能性をくい止めるために一九五六年に憲法改正を行なったわけです。

それほどまでに、人間の尊厳とか基本的人権を、全国家の中心に据えて考えようとしているわけです。だから軍隊を認めても軍事オンブズマン制度を設けて、人間の尊厳を守ろうとするわけです。

日本国憲法においても、第二十五条で、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」としている以上、人間の尊重、尊厳を守ることを基本に据えて、国はそれを守らなければならない。ところが日本では、第二十五条がありながら、最後は自分の責任ということになってしまふ。ドイツの場合、「立法・執行・裁判のすべてで人間の尊厳を守る」という憲法の理念が活きています。それが近代国家のあるべき姿ではないかと思えます。その意味で、第二十五条は狭く考える必要は毛頭ありません。人間の尊厳を全うするという見地からすれば、一人一人が、権利として、健康的、人間らしい生活を、主張していく必要があると思う。法律もまだまだ不十分でもあるわけで、人間の尊厳、生存権、平和的生存権の主張を、具体的に用いることが必要です。

酒井 日本国憲法には、人權や生存権など、立派に書かれていると思います。この憲法を作る過程で、ベアテ・シロタ・ゴードンさんが数か国語を駆使して、

一人ひとりの自立・自尊が保証される社会を

世界各国のすばらしい憲法を書写してきて、参考にしながら成立に加わられたことも知られています。

ワイマール憲法も、その中の一つだと思えますが、確かに日本国憲法は、よくできています。この通りに実行されたらすばらしいと思うのですが、日本は司法・立法・行政の三権分立が、その通りにいっていないですね。だから、国が国としての義務を果たさず、滅茶苦茶なことをしても、裁判所が厳しく裁くことをしないで、曖昧になってしまっています。憲法が出来て暫くの時を経て高度成長を迎え、社会保障も北欧に次ぐぐらいに整ってきて、日本は八〇年前半までは比較的平等で安定していたと思えます。こんなに悪くなったのは、規制緩和や民営化を推し進めた新自由主義政策のためだと思えます。官から民へと行政がなすべきこともいい加減になって、国民の生存権に向き合うよりは、財界の方に顔を向ける政治になってしまったように思います。憲法がないがしろになってしまっていると思います。

石村 西ヨーロッパ（ドイツ・フランス・イタリア）の、二十世紀になってからの憲法に対する考え方をみると、十九世紀、資本主義体制の考え方で突っ走ってきたのに対して、「それだけでは駄目だ」という考え、思想的には「社会民主主義的な労働者の権利を認めながら、経済の発展も図っていくという思想」、それらが憲法の中に反映されています。ワイマール憲法もその典型的なもので、当時の指導的政党は社会民主党でしたから、資本主義的な政策だけでは駄目で、社会民主主義的な政策を基本とするという考え方で、憲法も作られました。資本主義社会では、「貧乏したり失業したりするのは個人の責任」とされますが、そうではない。一所懸命働いても失業するときは「失業やむなし」の場合もあるわけで、「それに対して国が救済をするべきだ」という社会民主主義の考え方を背景にして、ワイマー

ル憲法は生まれたわけです。

それはナチスの時代に入って一度は覆されることもあるんですが、それでも、ナチスは「民族社会主義」を掲げなければ政権を取れなかったわけですし、ファシズムもイタリヤのムッソリーニだって、社会主義を口にしています。

それに対してアメリカは、「資本主義体制の中では貧乏するのは自己責任だ」とする考え方で、西ヨーロッパ的な考え方とは違うように思われます。日本国憲法は少なくとも第二十五条などは、ワイマール憲法を倣いながら社会民主主義的な考え方を取っているわけです。自由競争の方向に進んでしまっているところに、現在の混乱があるように思います。

それに対して今の日本には、この状況を批判し、これを打ち負かしていく勢力が弱い。ヨーロッパは違うと思います。

酒井 市民のデモなんかでも凄いですね。

石村 これは余談ですが、NHKからドイツに留学

して、あちらの放送局に勤務した知人が、日本に帰る時期が来たとき大変悩んだのです。一番の不安は、「安定した生活が保障されていない」ということでした。「ドイツだったら生活の安定とともに労働組合の支えがあるけれども、日本の労働組合は当てにならないから」と言われた。ああ、そうかなと思っただんですが、確かに日本では、生活や権利を支える労働組合なんかも弱いですね。

酒井 日本人が一億総中流と言われていたその頃までですね、労働組合が強かったのも。

司会 船越さんは、長い間行政の窓口で、住民の方と直接関わって、生存に関わるぎりぎりの仕事を続けてこられましたね。これまでのお話を、どのように受け止めておられますか。

船越 市の先端のところで、税金や生活保護の仕事をしてきました。幅広くいろんな仕事に関わってきましたから、細かい相談に乗りながら仕事ができきました。昭和のころは源泉徴収の内容を見て「少しで

も税金が安くなつたら」と、市民の立場で考えて説明していたら、「どっちを向いて仕事をしているのか」と上司から叱られたりもしました。役所の窓口では、みんなで同じ方向を向いて仕事をしていると思うので、「乱す人」になつてしまつたようです。

森崎 「どっちを向いて？」と言つても、公僕なのだから、市民に向き合わなきゃ。

酒井 いま、「小さな政府」とか、「官から民へ」と、公務員をどんどん減らしていますね。しかし、あなたのように末端で懇切丁寧に市民を支える人材こそ、むしろ増やして欲しいと思います。

船越 四十年間、市役所で市民に向き合つて、いろいろな場面を経験してきました。一定の収入がある家族には、課税内容で節税した分で安い住宅へ引越しを勧めたり、生活の立て直しと一緒に考えたり。しかし、今は、マニュアルによつて市民に対応する、派遣職員が窓口を担当する時代です。それは谷間の人にとっては不親切。これまでの私のやり方は非効

率、と言うのでしょうか。

地方には税収が少なく、財源は、まだ国が握つています。今は過渡期なのでしょう。地方と国の開きも大きくなります。同じ自治体でも、東京は別格です。森崎 東京にほとんど人が集まるのが分かりますね。地方は疲弊して、やっぱり日本の憲法で、全国的に地域格差なく、守つてもらわなくちゃ困ります。

司会 日本国憲法第二十五条の生存権の考え方は、

やはり、ドイツの憲法の影響があつたわけでしょうか。

石村 ワイマール憲法の影響はあつたと思われま

憲法25・26・27・28条が揃つて確立してこそ、
〈生存権〉は成り立つ

石村 ここで付け加えたい大事な点があります。

〈平和的生存権〉というのは、「平和の中で生きる権利」で、戦争に直接関係していることは言うまでもありませんが、生存するためには、第二十五条で、

ただ、「健康で文化的な最低限度の生活を営む」だけで成り立つかという点、それだけではありません。次の第二十六条の、教育を受ける権利で、きちんと教育を受けていなければ文化的生活とは言えない。それは「教育を受ける権利によって保障される」のです。

そして、次の第二十七条で、「働く人の、勤労者の権利」があり、次の第二十八条で、個人では働く権利は守られにくいから「勤労者の団結権」が規定されるのです。

この二十五、二十六、二十七、二十八の四か条が揃って、生存権がはじめて具体的に確かなものになるわけです。この四つの並べ方はよくできていて、誰が考えたのか聞きたいくらいです。このうちの一つが欠けても生存権は成り立たないと思います。実によく考えています。

福田 これはドイツのワイマル憲法の中で、同じ並び方になっているのでしょうか。

石村 いや、ワイマル憲法の中では、そうなのは、いないですね。働く者、勤労者一人の権利だけでは駄目で、団結権を認めていて、四か条が一連のものになっています。この点が、実によく出来ています。この辺の発想は、歴史的には西ヨーロッパの、単に資本主義的な考え方だけでは駄目なのだという傾向が出ているように思われます。

酒井 映画「ベアテの贈りもの」を見られた方も多いと思います。ベアテさんは、「二二歳の若さで、日本に生活した経験を持っている」ということで、GHQの憲法草案制定会議のメンバーに加えられた有能な女性ですが、この草案作成に加わったGHQのメンバーは、ベアテさんはもちろんのこと、全員がとても人権意識の高い人たちだったようです。僅か数年でしたが、あの時期のアメリカはよかったです。日本の中でも進歩的な憲法学者たちが、新しい発想で別枠の憲法案を作っていて、GHQはそれも参考にしたと聞いております。

石村 その代表的な学者が鈴木安蔵さんです。彼は憲法学者で、しかも、自由民権運動の研究者です。

明治時代の民衆運動であった自由民権が潰されて、その理想が明治憲法の上に生かされ得なかつた痛恨の歴史を研究した人ですから、戦後の新憲法にかけた意気込みがいかに強いものであつたか解ります。

日本には、もともと研究の伝統や流れがあるんです。だから「日本国憲法はアメリカの手で作られた」という人がいますが、それだけではなく、日本には日本の、長い憲法学の歴史の流れがあつたわけで、それを無視してはならないと思います。

司会 森崎さんが北京の世界女性会議で吟じられた「千羽鶴」の詩がありましたね。それから、ご友人で、中国残留孤児にはならず済んだけど、「数奇な運命を辿られた方」の話も聞かせてください。

森崎 はい。私は昭和二〇年五月八日生まれです。で、母は空襲警報が鳴っても、生後間もない私を置いては防空壕に走れず、「死ぬときは民子と一緒」

と言つたそうです。もちろん私には戦争の記憶はありません。

私が二九歳から始めた「静吟」という、一般的には「詩吟」と呼ばれている吟があります。ご指導いただいたのは、故後藤文雄先生(1898~1995)で、工学博士でした。後藤文雄先生は、詩吟が戦意高揚に使われたのを恥じ、「詩吟には決別する」と言われて「静吟」と名付けられました。「静」の字は、隣の「争い」を「制する」で、偏の「青」は「制」に通じると説明されました。中国や日本の平和的な名詩に九線の譜をつけて吟じましたが、戦争に関係するもの、例えば「川中島」などは、教えられませんでした。北京へは、書の掛け軸を持って行き、吟じた詩は「原爆少女の像」です。

この静吟の教室で一緒にだつた友人に、佐々木ミヤ子さんがおられます。佐々木さんは、中国からの引揚者で、彼女の引揚体験は、まさに「事実小説よりも奇なり」でした。八歳の佐々木ミヤ子さんは、

お父様がシベリアに召集されていたので、お母様とご姉兄妹とで日本に帰ることになるのですが、昼間は草むらに隠れ、歩くのは夜になってからだだったそうです。ところが途中、ソ連兵の銃撃の音がしたのであわてて逃げたため、家族とはぐれてしまったと言います。こどもの背丈よりも高い高粱畑こうりょうに入り込んでしまい、方角も分からないままに、泣きながら一人で何日も歩き通したそうです。

幸い旅芸人の夫婦に出会い、帰国はするのですが、母兄姉に会うことは叶わず、子役として、毎日ひどく叱られながら芸を仕込まれたそうです。この体験記は、昨年夏に発行された、「あなたにバトン——戦前・戦中・戦後の福岡の女性たちの体験記」に書かれています。

日本でも、戦争の悲惨さ無残さは、広島・長崎の原爆被爆者をはじめ、福岡女性団体交流会で毎年開いている「六・一九平和のつどい」で語られますが、女性は、特にこどもは、自力で逃げ通せるには限界

があります。一つの生命が花開く前に、戦争の犠牲になって死んでしまった命を考えると、泣き悲しむだけでは道は開けないのも事実でしょう。

そのために、「私たちに今、何ができるか、何をしなければならぬか」を考える一例として、ご紹介しました。

福田 長時間にわたったこの座談会も、そろそろ終わりです。

人間の尊厳とは。生存権とは。いずれも理念として、また、私たちの生き方として、重い課題です。

私たちを取り巻く厳しい状況の中で、平和的生存権に向き合いながら、〈あごら九州〉例会では、次回から、日高六郎著『私の憲法体験』をテキストに、次の一步を踏み出したいと思っております。

今日は本当にありがとうございました。

参考：高校生平和大使

<http://www.geocities.jp/peacefulworld1000/>

日本国憲法前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある

地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第三章 国民の権利及び義務

(生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務)

第二五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

誌上参加

河野 信子

いくつかの集会で、メッセージを求められるたびに、つぎのように書き送ってきました。

九条は、命の、文化の、基層。

「九官鳥はなく」（「日本資本主義論争」）と、

言われようが、

言われまいが、

何度でも繰り返かえます。

いまは、九官鳥か鴉（養鶏場の近くの鴉は「コケコッコウ」と鳴きます）に、

「九条は……」

と教えこんで、

世界中に放したい思いです。

生存の基盤としての住環境の大切さ

森崎 民子

空はだれのもの

「智恵子は東京には空が無いと言う」（高村光太郎「智恵子抄」1941初版）は、有名なことばですが、その七十年後の日本には、東京どころか地方都市までも「空が無い」場所が増えました。そして、光太郎のように「驚いて空を見る」ことも少なくなりました。本当の空は、探しに出かけなければ日常では見えなくなった……というのが、私が闘ったマンション紛争の残念な結末のように思います。

私は、平成十八年四月から足かけ六年、マンション紛争に明け暮れ、振り回されています。エゴでやっているのでは決してありません。退職して一年後、降りかかった火の粉を払うが如き闘いで、着々と進む開発行為やマンション建設工事は、近隣住民の住環境に配慮する気は、ありませんでした。少しでも緑を残したい。太陽を奪われ、冬至の日影五時間強の日陰人生はイヤだ、と言いつづけました。

南面奥の元九州大学農学部名誉教授だったお家には、樹齢六十余年の立派な大楠のほかにも

三一〇本の見事な樹木が繁り、心地よい緑の風を運んでいました。その命ある緑を、一本残さず切り倒したのです。守つてやれず、かわいそうなことでした。

十二年前、同じ草ヶ江校区の六本松から引つ越して一番うれしかったのは、三月の朝、鶯の谷渡りを耳にした時で、心が震えました。六本松交差点のすぐ近くで鶯の谷渡りが朝の目覚めになるなど、思いもしなかったからです。しかし、緑がなくなつたわが家の近くには、帰るべき鶯のお宿は残されていません。

鶯の初音は消えて今いずこ

と詠んだ私に、

鳴き慣れし大樹を探す 弥生かな

はぐれ鶯

と、〈福岡・住環境を守る会〉のお一人が、返歌してくれました。

ここは、福岡市中央区谷。天神へも、博多駅でも、バスで三十分以内の距離で、交通弱者の私には、至つて地の利が良いところです。健康のためには歩いて行けるのも、魅力です。

六年前の二〇〇五年二月三日に市営地下鉄七隈線開業後、この沿線は、薬院・桜坂・六本松と、高層マンションが林立しました。

それ以前から、ここは朝夕の交通渋滞もひどく、赤信号に引かなかつたら歩いた方が早いくらいです。草ヶ江小学校は、その数年前からマンションの増加に比例した児童数の急増で教室不足となり、多目的ホールも教室に代えられている有様でした。かつては平屋の一戸建てが多

かつた土地に屹立するマンシオン群は、まちの姿としても異様で、落ち着きません。

マンシオン紛争に関わりだしてしばらくは、歩く先々で、マンシオンの階数を数えたものです。五階ぐらいまでなら目を向けるだけでその上に青空が望めますが、十階以上になると、首の角度を曲げ、上を向かなければ空は見えません。智恵子抄の「東京には空がない」と同じ現象が、ここ福岡の、「今」なのです。

雲隠れ、いえ、マンシオン隠れで、かぐや姫は

少し脱線しますが、昨年暮れの十二月初め、明けの明星と月と土星のランデブーを友人が知らせてくれたので、未明の空に探しに出ました。

わが家からはマンシオン群に遮られて、低い位置で密やかに輝く宇宙の神秘は見えません。「君を思えども見えず 渝州を下る」(李白「峨眉山月の歌」)の心境で、あちこち三十分以上歩き回って、やっと万歳！戸建ての杜の上に赤く輝く星と月を見つけたのでした。知らせてくれた友人は、少し離れた郊外に住んでいるので、一步ベランダに出れば見えたそうで、「パジャマのまま見て、またお布団に入った」と、メールが届いたことです。

私は「お月さん、お月さん」と心で呟きながら夜明け前の空を探したのですが、かぐや姫は満月の夜、どの方角へ帰っていくのでしょうか。「今は昔」で切り捨てては、人の心の機微までも枯渇しそうですし、日本の名だたる古典も通用しなくなる時代が来るのでしょうか。

働いていた若い頃は、「朝星夜星を仰いで通勤」と自嘲したことでしたが、天空から「行ってらっしゃい」「お帰りなさい」と無言の励ましをしてくれていたのでしょうか。

夜空を仰ぎ見るとき、ひとは〈万有〉に心を開きます。しかし、お隣との空間もままならぬ現今のマンシヨン事情では、無限のはずの心まで、仕切られている感じがします。

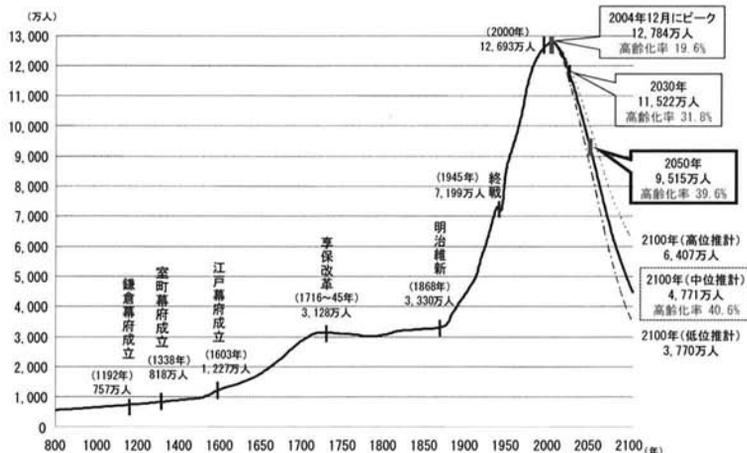
私が関わっているマンシヨン建設は34mの高さで、1mも離れていない西隣で平屋に住む友人は、「見上げたら怖い」と震えています。あまりにも至近距離で5mも掘り下げ、更に盛土したので、彼女のお茶室は地下になり、加えて工事の被害で東へずれ、4cmも傾いたままです。修復する約束ですが竣工際の三月初旬まで延び延びで、二年半以上もお茶室は使えない状態を強いられています。市役所に苦情を言っても「民民だ。後は裁判で」と、助けてはくれません。マンシヨン工事が始まる前には、わが家のリビングから福岡市の高台に位置する山の上ホテルが望めました。遠くに見える灯火は心優しいものですが、すぐ隣で圧迫されるような壁面や窓からの歌歌たる明かりは、プライバシー侵害に等しいものです。

人口減とマンシヨン増

マンシヨン紛争は個々の問題を超えて、今や社会問題です。日本の人口は確実に減少し、高齢化は現実で、夜になっても灯りのつかない空き室が増え、コンクリートの建物だけが残されることになります。建て替えもままならないでしょう。

①我が国の人口は長期的に急減する局面に

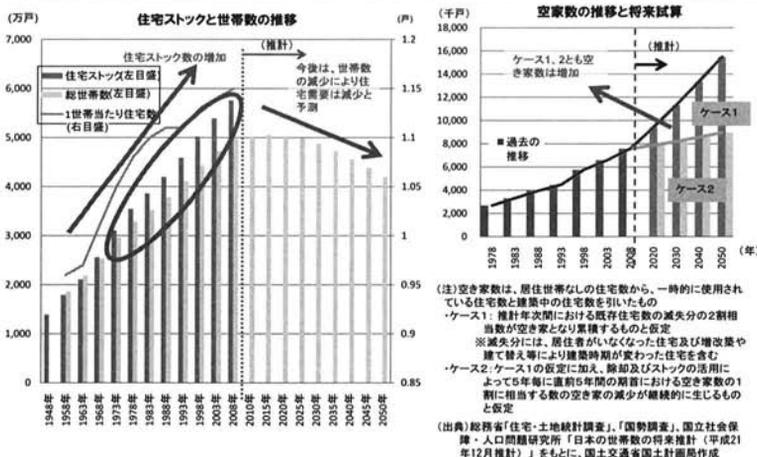
○日本の総人口は、2004年をピークに、今後100年間で100年前(明治時代後半)の水準に戻っていく。この変化は千年単位でみても類を見ない、極めて急激な減少。



(出典)総務省「国勢調査報告」、同「人口推計年報」、同「平成12年及び17年国勢調査結果による補間推計人口」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」、国土庁「日本列島における人口分布の長期時系列分析(1974年)をもとに、国土交通省国土計画局作成

②住宅需要は将来的に減少

○これまでの「住宅ストックと世帯数との関係」をみると、世帯数の伸び以上に住宅ストックが増加し、ストック超過が拡大してきている。また、これに伴い、空き家数も増加し続けている。他方で、今後、世帯数の減少により住宅需要は減少していくと予想される。



私が何よりもイヤなのは、需要供給のバランスを崩してまで、「儲かる」ためだけにマンションを建て続けるデベロッパのやり方です。二〇〇三年度の全国の空き家は、全住宅の13%を占めていますし、福岡市では、二〇〇八年の六七万世帯に対し、住宅数は八十万戸と、十三万戸も過剰です。

どうして日本の将来像を描かないのでしょうか。

全国では、同じマンション紛争で闘っている仲間たちが、景住ネットを立ち上げています。一日に二十通も三十通も送受信されるメーリングリスト。読むだけでも相当な時間になりますが、情報と支援が欲しくて読んでいます。この景住ネットで得た情報に、国土交通省 国土計画局作成の「我が国の人口は長期的には急減する局面に」というグラフ①があります。

加えて「住宅需要は将来的に減少する」のグラフ②で、「これまでの〈住宅ストックと世帯数との関係〉を見ると、世帯数の伸び以上に住宅ストックが増加し、ストック超過が拡大してきている。また、これに伴い、空き家数も増加し続けている」と、推移と将来試算が出ています。いずれも驚きのグラフですので、参考までにご覧ください。

『空地の思想』をバイブルに

終戦の年に生を享け、十八歳までは田舎で育った私が、このマンション紛争に関わる原点となり、バックボーンとして大切に読んだ書籍から、以下を引用することをお許しください。

三十年以上も前に出版された一九七九年初版の「空地の思想」（大谷幸夫著・北斗出版）を
読んで教えられたことが多々ありますし、今も信奉しています。うれしかったのは、私たちの
「あじら」と同じ「アゴラ」の語源が出ていたことです。

☆ギリシャの広場が——これはアゴラと呼ばれているけれど、空地とか広場の基本的な意味
を教えてくださいるように思う。（中略）特定の施設にはしないほうが、良い活動とか行動や機能
が広場に残っている。広場は、ものごとの発生源。（P201）

☆市街地の中に特異な高層ビルを建てるということは、「それだけ環境を多く占有した」と
いうこと。ところが「環境」というのは有限ですから、誰かがたくさん取ると、誰かが減って
しまう。日照障害は、明らかにそういうこと。今まで平等に太陽を分け合っていたのに、五、六
階建て、八階建てのビルが建って、太陽を独占し、その分だけお隣には太陽は、ない。（中略）
奪われた人たちの生活は、変化を強制される。（中略）他人の今までの利用を規制したり削
減させるわけですから、了解を求めるのはあたりまえのこと。同意を得るということは、都市
の中に住むときの当然の作法。（P39～40）

☆安全性や防災の問題を建物や市街地などの物的性状と関連してというと、安全性というのは、
私は、空地にある、と思っている。空地、オープンスペースの量が減ると、それだけ安全性は
低下する。（中略）空地というのは、空と地面と書き、空と地面があることを、空地という。（中略）

空気の容積が非常に大きい。見通しが効くということ。(P 54)

☆「人間が登場しないで、建築だけがある」というような、いろんな人を想像の上で登場させ、イメージできないと危ない。「あらゆる人たちに対して、これがいいものであってほしいという、そういう感情が働かないで建築や都市をつくってはならない。」「住民なんて自己主張やエゴばかりでとんでもない奴」という意識は、不遜だと思う。(中略) 愛とか敬意といった感情のもてないところで、建築をつくってはならない。(P 91～92)

☆住宅地に大きなマンションが建ったりして、日照や眺望を失った小さな家に住む老人も(中略)世間からないがしろにされ、置き去りにされたような気持ちになる。町や環境というものには、そこに住んでいる人びとの生活やそれまでの人生が宿っているものです。(P 171)

☆「いま発生しつつあるもの、育ちつつあるもの」というのは、固まっていないから施設化できないが、それは広場という場で育っていく。だから、そういう場を用意しておかないと、いま育ちつつあるものを育てることができない。つまり、未来に向かっての可能性といったものをつぶす、その芽をつみとったことになる。現代の都市は、そういうものの余地を残しておこうとしない。現代都市の圧迫感、閉塞感というのもそういうところに関係があるような気がする。(P 202)

☆敷地にもともとあるものを自然のままに残しておこうとするとか、手をつけないですむなら可能な限り留保しておく。そこにもともと息づいている自然というものに遠慮して、敬意を表して設計すれば、建物自体も、その土地になじんだものとなる。(P211)

☆空地というのは、まだ顕在化していない人間の活動とか生活の内容を育むものであり、自然から遠ざかってきた人間の営みが、ふたたび自然と関係をとり結ぶ場である。建物を自然の中に戻そう。(中略)市街地の中の小さな空地や原っぱ、あるいは傾斜地の自然などをそつとしておこうとすることとつながっている。町や町並みをつくっていくことができると思う。(P214)

長々と引用しましたが、二十一世紀の今も、大谷先生の考え方は立派に通用します。いえ、破壊し尽くされそうとしている国土、過去を切り捨てて進むことが、如何に自然と人間性を冒涇することか。気づく人が増え、「ストップに間に合えば」の警鐘だと、私は思います。

住環境は生存権の旗の下

私がこの六年間、住環境を守ろうとして闘った時間を振り返るとき、蒙った被害と今後も緩和されることのない日照権や眺望権の喪失は、計り知れない時空となりますが、精神的な軋轢だけは解消したい、と思っています。

マンション紛争勃発の半年ほどは、こちらのみんなで、深夜まで議論し、対策を練ったものですが、長期になるに従い、現役で働いている方がたには「話し合いに割く時間の負担と諦め」が枷かぎになったようです。もし私がまだ定年前だったら、同じ悩みで抜けざるを得なかっただろうとも思います。

幸いに〈福岡・住環境を守る会〉があり、毎月の例会で支えていただきましたし、メールでのSOSにも快く手を差し伸べてくださいました。全国では、景住ネットの皆さんに、情報と知恵を授かりました。

一例を挙げれば、

日弁連では、二〇一〇年八月二四日付けで、「都市計画・建築統合法案(仮称)要綱」を国土交通大臣、環境大臣等に意見書として提出し、「持続可能な都市を形成・維持すること及び快適で心豊かに住み続ける権利を保障することを法律の目的とすること。(後略)を謳っています。私は孤独な闘いをしているのではない。「福岡・谷の一点は、全国の仲間の線につながっている」と、心で叫び、その仲間を励まされて闘って来られたことを感謝します。私がかこ谷で巡り会った自然と住環境。それを失った痛手を、「ひとの輪」が包み込む。無くしたものは返らない。ならば、「この間に得たものを最大限に活用する方向に舵取りをしよう」と考え直しているところです。

大学時代の先輩に、「一人では何もできない。しかし、だれかが始めなければならぬ」と励まされ、住環境の仲間が「退職後のこれからは社会への恩返し」と言われたことも、また然りです。「老人力」で括るには語弊があるかもしれませんが、「いま私にできること」、それを

めげずにやり通したいと念じます。

『あごろ』で紡いだ金字塔

〈住環境を守る会〉の活動も、〈あごろ〉の来し方と通じます。斎藤千代さんはじめ、呼びかけた方がたが、徒手かつ裸足で走って来られた「あごろ」。バトンを受けた全国のあごろ会員も、気は蓋世といえども、年齢には勝てません。

しかし、「時代の流れを変える幾多の女史を誕生させた」と、私は信じています。〈あごろ九州〉に籍を置き、今も月一回の例会を継続できる幸せは、「人生は学び」の連続となり、「夕べに死すとも……」といえ、大げさでしょうか。

最後に私が尊敬する斎藤千代さん讃歌で、この稿を締めくくります。

あごろ323号「老いを考える」稿で、身に余るうれしいお返事を頂戴し、斎藤千代さんの花道を飾りたい衝動を覚えました。

四十年にも及ぶ「あごろ」の編集、あごろメイトが受けた女の連帯、女の力、どれをとって、斎藤千代さんからの応援歌は名文でした。お陰で勇気を得て生きてきました。

中国の曹操に「亀雖寿」という古詩があります。

この詩を斎藤千代さんに捧げます。

危雖寿

神危雖寿

神危寿しと雖も

猶有竟時

猶竟る時有り

騰蛇乘霧

騰蛇霧に乗ずるも

終為土灰

終に土灰と為る

老驥伏櫪

老驥櫪に伏して

志在千里

志千里に在り

烈士暮年

烈士暮年

壯心不已

壯心已まず

盈縮之期

盈縮の期

不但在天

但天のみに在らず

養怡之福

養怡の福

可得永年

年を永くするを得べし

幸甚至哉

幸甚至れるかな

歌以詠志

歌いて以って志を詠ず

神危は数千年の長寿を保つというが、

やはり死ぬ時がある。

霧に乗って天に昇る騰蛇も、

やがては土や灰となってしまふ。

年老いた駿馬は既に寝そべっていても、

千里の彼方まで駆ける心意気がある。

不屈の魂をもった男は晩年でも、

盛んな意気は衰えることはない。

寿命の長短は、

天だけが決めるのではない。

心身の安らぎを保てば、

寿命をのばすこともできよう。

ああ、自分はこの上なく幸せだ。

歌を作って、わが胸の思いを存分にうたおう。

最後に。わが家ではベランダの鉢植えが、この一年で姿を変えました。花のつきが悪いので、物言えぬ草花の生存権が、人よりも先に風前の灯になりつつあります。(2011年3月10日)

こどもは真ん中、こども病院はど真ん中 福田光子

この三年半の間、私は「一つの都市を舞台にしたドラマ」を観てきたような気がしています。観客として観てきただけでなく、劇中で端役も演じながら、こどもの命、大げさに言えば、病に苦しむこどもの生存権、そして医療の未来なども、考え続けていたようにも思えます。

今私が住んでいる場所から、さして遠くない所に、福岡市立こども病院があります。幼い子を持つ親が一度や二度は経験する、高熱や発作、痙攣、荒い息づかいに泣き声も力なくなつてゆくわが子を抱いて、「代われるものなら代わつてやりたい」そんな気持ちで急患センターに駆け込む。恐ろしい高熱の原因がわからないまま、次に走り込むのが、こども病院です。ここは地域医療の最後の砦であり、こどもの命を救ってきた、数知れない実績があります。九州大学の有名な小児科の教授の熱意と、当時の進藤市長の推進、そして市民の期待と応援で建てられたこの病院は、小児医療の専門病院として、今では全国トップレベルの病院と言われています。署名活動の折に出会った、北は遠く北海道の旭川から来られた患者家族の方と立ち話をして、長い間のご苦勞を労ったことがあります。県外各地からの信頼と期待を集め、長期入院のこどもたちの院内学級も開設されているのです。

こども病院は、病床一九〇床で、公立病院としては決して大病院ではありません。町の開業

医の門を叩き、より精密な診断が求められる第二次、第三次の小児科の地域医療の拠点としての一面と、福岡市の枠を超えた県内外各地からの重篤な心臓疾患の子どもたちに対応する高度医療の小児科病院という、二つの面を備えているのです。この病院が建ったとき、「ここは全国一の場所ですよ」と自負する、関係者の声をマスメディアが報じています。

その病院が今、揺れています。二〇〇七年の秋、「こども病院、人工島へ」の記事が新聞各紙夕刊で大きく報じられました。「やっぱり」と思う人と、「まさか」と言う人、反応は乱れました。その一年前に当選した吉田市長は、「こども病院の人工島への移転見直し」を公約に掲げて当選を果たした経緯がありましたから、安堵して、問題は沈静化するものと見ていたからです。

「人工島へ移転」の報道を、最も敏感に、そして深刻に受け止めたのは、当の病院の患者家族たちであったと思います。間もなく街頭に立って反対を訴える署名活動が始まりました。

その先頭に立つSさんは「社会人になった今でも、息子は、こども病院とのご縁は切れません」と、恐らく一年や二年ではない療養の日々を淡々と語ります。療養の時間の長短を問わず、また重篤か否かは、ともかく、病弱な子どもに寄り添う患者家族の人たちの成熟度の高さに打たれるのです。こども病院に対する思いの深さ、利用者として病院を知り尽くしている患者家族や、こどもの代弁者としての小児科医の意見をも一顧だにせず、新病院を人工島に移転する構想や計画が、いつの間にか、そして密かに進められてしまう市政には、愛がないのです。市民に向き合わず、口では「市民が主人公」という言葉は、空ぞらしく屈辱的でさえあるように思われます。

新聞に公表されてから三年半。人工島への移転問題を巡って、その攻防は激しさを増す中、

市議会への請願署名は三十万筆を超えて、移転に疑問を持つ市民の数は明らかに日を追うごとに増えているのに、議会は、なおも変わらず、市長と行政も強行突破の姿勢を崩しませんでした。私たち市民とのせめぎ合いの中、次第に政治がらみと化し、二〇一〇年十一月の市長選挙最大の争点は、「こども病院の人工島移転問題」に凝縮された形となり、七人もが立候補したのです。投票の結果、吉田市長は大差で落選。これは「人工島への移転が理に適っていない」とする方向に、世論が動いたことになります。

人工島ありき

一九九四年、今から十七年前、福岡市は、博多湾の環境破壊に反対する、環境学者をはじめとする多くの主張を退けて、見積総額四千六百億円の巨額の費用を投じて、埋立事業を始めました。起債や銀行融資を当てにした借金漬けの負の遺産の事業は、今も、毎年百五十億円を投入して続けられています。「アジアに開く都市福岡」の触れ込みで、派手な事業を展開し、併行して開発と拡張を進めた埋立・土地造成ですが、すでに合計特殊出生率一・五七ショックで人口減少の兆しは見え、縮む経済の予測さえ必要とされていた時期に、逆に拡張へと踏み込んだことが、今日の様ざまな混乱を引き起こす火種となったように思われます。

市は、埋め立てた土地の造成事業を第三セクターの博多港開発株式会社にしたのですが、土地の売行き不振で行きづまり、その結果、福岡市は湯水のように税金を注ぎ込んで、博多港

開発を支援し続けているのです。「中央公園や病院などの用地取得」という公的な名目で買上げた土地を、借金返済に充てようとするのです。こども病院の人工島移転は、まさにこの構想の一環に当たるものであり、売れない土地の救済目的以外の何ものでもないのです。

この構想の一翼を担う学者の中には、人工島は水と緑の自然豊かな最適の地として、こども病院移転推進論を述べますが、それとはかけ離れた情報のほうが、はるかに多いように思われます。市の担当者は、人工島の予定地にテントを張つてでも寝泊まりして、この地が果たして長期にわたる入院患者に適地かどうかの实地調査をすべきではないでしょうか。

福岡空港に発着する飛行機は、「毎日三百便かそれ以上」と言われますが、その航路の真下に、こども病院予定地があります。音はストレスにならないのか、長い入院生活を余儀なくされる難病のこどもにも、更なる負担とはならないのか等々、心配の種は尽きません。病院に隣接する埠頭でのコンテナの積み荷の音や、夜の電光も懸念材料です。外国船が持ち込む小動物、ネズミやセアカゴケグモも、新聞沙汰になりました。そして、何よりも地震と津波の心配です。六年前の福岡県西方沖地震の際には、人工島は液状化現象が起り、出入禁止になったことも記憶に新しいことです。更に直近の東北関東大震災での、病院の被害は死に直結する痛ましい事例で、この尊い犠牲を教訓としなければなりません。難病、そして重篤なこどもたちの生存権を守ることは私たち大人の責任であり、深刻に考えざるを得ません。「場所」は医療サービスの最重要条件なのですから。

一・五倍の疑惑——住民・議会・行政——

住民の意思が、その代表によって構成される議会に反映されて、自治体行政が運営されることは、いうまでもありません。それにもとづいて陳情や請願という手続きを踏みます。しかし、住民の請願が丸ごとそのまま受け止められると考えることは甘いのです。高く厚い壁が立ちただかつて、あちら側とこちら側では、かけ離れた落差を感じてしまう経験は、しばしばです。三十万筆もの請願署名を机上に積み上げて、こども病院は議会の多数決の原理で、あっさり人工島に移転されてしまうかも知れないやり切れなさをイヤというほど経験しながら、三年半も経ってしまったのです。時には門前払いの屈辱感も味わいながら。

圧倒的に保守系の多い議員構成。陳情にも、請願に対しても、政党会派の意向が壁になっています。現状でこの壁に穴をあけるには、住民の側がエネルギーを蓄えるしかありません。

市民運動とは、噴き上げてくるそのエネルギーなのかも知れないと思います。「患者家族の会」をはじめとするいくつかのグループが、次つぎに旗揚げをしました。

行政の側は、審議会の答申に基づき新病院の基本構想を作り上げ、検証・検討チームなるものも発足させ、人工島への移転を強行するスケジュールも公表しました。人工島に三・五ヘクタールの土地購入のため、四十五億円の補正予算を議会に上程して、保守系議員の多数決で通してしまいました。

しかし、この時、事態の局面を揺るがす問題が起きたのです。それは、病院用地の取得によって人工島への移転を決定的にした根拠となる行政側が示した積算に、疑惑が生じたのです。市議会での革新系議員の質問に端を発して、問題が明らかにされました。

「現在のことも病院の老朽化、狭隘化を理由とするなら、現地で建て替えることも視野に入るべき」とする根強い現地立替論を排除するわけにいかず、福岡市が、あるコンサルタント会社に依頼した積算では、現地立替費用は八十五億五千万円でした。巨額の新病院建設を是が非でも進めるためには安すぎる金額で、反対する市民を納得させることは難しい。慌てた市の幹部は、担当部局に命じて、この積算の妥当性を大手ゼネコン三社に尋ねさせたのです。すると、八十五億五千万円の一・五倍、一二八億五千万円の回答を、ゼネコンから得たというのです。これに対し議会は、一・五倍の水増し疑惑だと、追及しました。その上、「ゼネコン三社からの回答はヒヤリングに過ぎず、積算資料もなく、ヒヤリングの結果はメモ。しかもそのメモは捨てた。」と、信じられない行政側の議会答弁です。

驚き怒ったのは市民です。新聞もテレビも報道し、「一・五倍水増し」問題は、一挙に拡がりました。こんな、でたらめな数字で巨額の補正予算を黙って通してしまう保守系議員の不勉強。市民に向き合っていない日頃の姿勢を正す絶好のチャンスです。地方自治法の規定にある調査特別委員会を設置して「疑惑の解明を求める請願」が始まりました。法律家を中心とした市民グループも動き出して、街頭で訴える風景は一段と活発になりました。ものの勢いというのは不思議なエネルギーの噴出です。街頭で署名に応ずる人びとの反応も、疑惑解明に積極的で、巷の空気が変わってきたようです。

しかし福岡市議会は、調査特別委員会設置の方向には動きませんでした。市民グループも、ここで退くわけにはいきません。そこでこれもまた、地方自治法の規定に

ある監査請求をすることになりました。請求人は約二百人。二百人余の請求人の名を連ねて、福岡市監査委員会に二〇一〇年二月、請求書を提出しました。その趣旨は、「こども病院の移転候補地を人工島に決定した手続その他の問題点」と、題するものでした。監査委員は四名。委員の一人は、監査の必要性を強く主張したのですが、全員の合意を原則としている委員会は、ついに成立せず、またも門前払いで終わりました。

こちらにも、ここで挫折するわけにはいきません。次なる手段がまだ残されていました。それが住民訴訟です。監査請求人が原告となつて、福岡市長吉田宏を被告として地裁に提訴したのは五月でした。すでに三回法廷は開かれましたが、住民訴訟が始まって半年後の二〇一〇年十一月の市長選挙で被告は落選。市長の座から消えました。しかし、ドラマは終わりではないのです。

こどもは真ん中、こども病院は ど真ん中

これは、標語でもスローガンでもなく、「人工島にこども病院を移さないで」と願っている人びとの口から、期せずして発せられたように思います。

「あの病院は福岡市民の財産だ」と、青い空と白い雲にマッチする建物を見ながら呟く人が増えています。市内七つの区から等しい距離で真ん中に位置して、恩恵の平等感もあつて、市内の開業医から送られる二次、三次医療の拠点です。医療のバランスがうまく保たれて、敷居の低い地域医療の最終のよりどころです。しかも、福岡市の小児医学会も移転に賛成していません。

こういう状況下で、「人工島救済」を優先させ、こどもの命を犠牲にしているものでしょうか。一分一秒を争うこどもの病気を想定したとき、橋だけでつながるあの場所は、病院には適地ではないと思う人が大多数で、「病院は、ど真ん中」を望み、「ピカピカの新病院でなくてもよい、身の丈にあった病院を」と考えるでしょう。

難病、障害、重い疾患に苦しむこどもたちが真ん中にいて、常に人々のまなざしが注がれる構図は、「こどもは社会が守り育てる」理念に通じます。健康に恵まれたこどもたちも、病に苦しんでいるこどもたちも、トータルにその命を未来につなげることは、大人に課せられた重大な責任であり、同時に政治や行政の使命でもありません。ある保守党の国会議員は、討論会で、「こどもは保護者の責任で育てるものだから、こどもも手当にわが党は反対だ」と、言い放ちました。こんな党に国の将来を託する危うさを感じます。リストラ、失業、それに起因する離婚や虐待。好むと好まざるとにかかわらず、こどもは、このような格差社会の中に置かれます。こどもを見守る層が厚ければ厚いほど、それは質の高い社会を可能にするのではないのでしょうか。「病に苦しむこどもの安心安全を保証するのは自治体病院の責務」と、思い続けてきました。「小児医療は不採算医療」と言われます。行政は赤字覚悟でも守らなければならぬと思えますが、福岡市立こども病院は、二〇一〇年四月に、市の手から地方独立行政法人に移されてしまいました。人工島への、あの巨額な投資に比較すれば、微々たる赤字に過ぎないにもかかわらず。もう一度「市立」に戻し、未来社会の財産であるこどもを真ん中に据えて、こどもの生存権を守るための知恵と、次なる行動が期待されています。

(あごら九州)

おとしよりたちの風景から

増田 万里子

ある病院の高齢の患者さんたち(ほとんど認知症)。

お茶の時間を前に、皆がテーブルを囲み、ゲームなどをしていて、そのうち職員が、「日本で一番高い山は？」と聞いたら、一人の女性が元氣よく「新高山！」

私は友人の見舞いに行つて、その人たちの中に座っていたのです。職員は、さりげなくかわして、ゲームを続けました。「三、四十代の人は、かつての日本一の新高山は知らないよね」と思い、帰りにそつと、その職員に言つたら、「あ、ニイタカヤマノボレですね。」

私は、ドラマの威力もばかにならないな、と感心したものです。

また、ある特養ホームで一人の女性と話をしていたら、「学校で習つて知っているんだ」と、歌い出したのが「ゴッド・セーブ・ザ・キング。」

このホームで、私は、仲間と洗濯物の整理をしていて、その中の個人の衣服や下着などを、それぞれの持主に届けています。それに対して女性は、「いつもありがとう」などと言つてくれます。男性は、ほとんどの人が何も言いません。それは当然でしょう。「自分の着替えたものが洗濯されて戻ってくるのは、食卓につけば食事がすぐできるのと同じ」で、当たり前のことだったはずですから。

私は十数年、こうしたお手伝いをしてきました。

でも、私がおとしよりの日常を知ると言っても、極めて表面的です。別の言い方をすれば、客観的と言えるかも知れません。その中のほんの一例ですが、「八十歳代の人は、八十年以上の歴史を背負って生きてきたわけですし、それぞれの自分史を持っているのだ」と、改めて思っています。

それにしても、いまの世の中の変化の速さは、「さつき御飯を食べたことも忘れる人の認識のズレに、拍車をかけているのではないかなあ」と、非科学的？なことも思ってしまう。今の高齢者の男性と女性の平均年齢が違うということに加えて、様ざまな違いが見られます。少し前に見たテレビの「のど自慢」です。明るく歌った、たしか八十歳代のおばあちゃんが、「主人は、もういない」と聞いた司会者の、「おさびしいですね」に、「いいえ、今がいちばんしあわせ」の答え。会場も爆笑の渦でした。

最近「イクメン」という言葉が聞かれますが、ニュースになるのがおかしい。「今がいちばんしあわせ」のおばあちゃんに代表される女性のたくましさは、子どもを育て、食事をつくり、数多くの人が生きていくのに必要な生活の仕事をこなしてきたことも、一つの理由ではないでしょうか。

もちろん、「男性も、生きるために必死に働いてきた」のも事実です。でも、「大半の男性は、会社人間になってしまっていないかった」か。

友人の子息が赴任先から東京へ帰ってきました。事情があつて家族を一時前任地に残し、単

身東京の実家から通勤しています。「下宿人が出来ちゃって」とこぼす友人が驚いていることは、その「下宿人」の帰宅時間が遅いことです。夜遅く電話しても、彼は、いつも、まだ帰ってないと。こうした働き方を強いられている男性諸氏の話を知ると、ホームで会話もせずに（出来ずに?）、それぞれ一人でいる男性の図が思われてなりません。男性の問題というより、日本の社会の現実として。

「イクメン」大いに増えてほしい。育児休職が難しくても、お父さんたちが普通の時間に帰り、家族と一緒に夕食をとり、宿題を見てやったり遊んだりして欲しい。そうしてお母さんの家庭での仕事を知ったら、自然に手伝うことになりませんか。

今の日本の現実をみると、「そんな甘いことを」と叱られますね。でも北欧のある国で、夫婦が半日ずつ働くワークシェア。夢のような話ですが、でも事実なのです。新聞記者が、やむを得ず育児にかかわって多くの事を学び、「男の子育ては責務じゃなくて、チャンスだ。」と言う一文が載っていました。（註）

高齢者の問題が大変厳しい現実にあることは、私自身も含めて、ちょっと身の回りを見回すだけでもいくらでも実感できます。そういう中に、今がいちばん幸せのおばあちゃんもいます。最近の「のど自慢」で気がつくことは、高齢の人たちが必ず出ています。九十歳の男性が堂々と歌っていました。しあわせなおじいちゃんもいます。

あまり深刻ではない場面で、多くのおとしよりを見てきた私の、ほんの一例のご報告です。

註「男の子育ては責務じゃなくてチャンスだ。権利だ。」眞鍋弘樹（朝日新聞2011年3月3日）（東京都在住）

音楽家の低周波音被害

うえだ あや

私は、コンビニの冷蔵庫による低周波音で、二〇年間運営してまいりました音楽教室を閉めなければならぬ事態を抱えている五三歳の音楽家です。

生まれたときから、この豊中で生活しています。ご近所のみなさま、高齢者になられても顔ぶれが変わらない、古い土地に暮らしています。

そんな我が家の隣に、二〇〇九年三月、二四時間営業の、ローソンがやってきました。近くのマンションの一階で営業していたのですが、引越して来たのです。住民には、最後まで何が建つか知らせず、ゴリ押し工事で、地主が建てました。近隣住民は、「二四時間がやってくる」と大騒ぎになりました。

私は、幼少時よりピアノを始めて大阪音楽大学に入り、平成元年から綾ピアノ研究所をオープンしました。バツハ、モーツアルト、ベートーベンの演奏法と指揮法が専門分野で、古典ピアノを演奏します。

研究所で主催している「百合コンサート」は、古楽の会として年に一度は開催。特殊な演奏会として、我が豊中市に定着し、二二回目を迎えました。今まで何度も新聞やテレビにもご紹介頂いております。

しかし残念ながら、二〇〇九年のローソン建築時からの騒音問題で停止し、三年目になりました。騒音といつても皆様が思い浮かべられるような大きな音ではなく、低周波音公害です。

非常に低い周波数、ピアノの音域でいえば、最低音の音よりもさらに低い周波数の渦の中に、我が家は巻き込まれてしまいました。ローソンの冷蔵庫と空調機による低周波音に、私は昼も夜も悩まされることになってしまったのです。

ローソンからの被害が始まった時期は、二〇〇九年一月の建築時からです。工事の振動によってピアノが使えません。共振して音を拾い、弾きもしないのに勝手に音が鳴る状態でした。これは工事の騒音ですから、どんな人にも聞き取れる大きな音で、お察しいただけると思います。

三台のピアノがトラクターや工事の機器に共振するので、たまったものではありません。それでも三月のオープンになれば工事は終わるし、「期間限定の騒音公害」と思っています。我慢しましたが、開店後は低周波音でサロンが唸り、昼間に生徒が課題を録音しても雑音が入る状態でした。自動車の止まる音や、若者の話し声などは、察しがつかれると思います。しかしながらこの低周波音というのは、ボイラーを炊くような音で、濁った空気の中に身を置いているような、たいへん気分が悪いものであります。

二階が寝室ですが、窓のすぐ外に屋根があり、それがこちらに傾斜しているので、「雨音がうるさく寒い」ということと、オープン一目から屋根がブーンと鳴り、低周波音を感じるの、片面を二重サッシにしました。境界線より75センチという距離で、屋根の上に空調があり、それが鳴るわけですから、本当に、たまったものではありません。

ところがその頃から、体調に異変が起こるようになりました。夜中になると頭痛がし、四肢が硬直し、不眠を抱え、また朝方には、高速エレベーターに乗ったときのようなキーンとした激しい耳鳴りがするようになり、六月になって25℃を超えた時には、目眩めくらまでして、耐えられない苦しみに襲われました。さっそくローソン側に連絡、市会議員を通じて豊中市へ低周波音測定を要請し、私は自宅を離れ、友人宅にて寝泊りするようになりました。

私が好運だったのは、番組のタイトルは忘れましたが、低周波音被害問題についてのテレビ放送をローソンオープン時に見る機会があったことです。もともと音楽家で、音についての知識はありますし、ピアノという楽器は非常に低い周波数を持つ楽器ですので、鼓膜の底が揺れるといった異常音に気づかないわけがありません。体調不良の原因は低周波音であることを、すぐ予測できました。

長年通って音楽活動をしている生徒たちは、皆それぞれ、プロの音楽家として、私のところに様々なアドバイスを求めに来ています。彼らも次つぎに異常を訴え始めました。玄関を入るとまず、プーンという音が聞こえ、五分も経たないうちに耳閉塞になって、一時間もしないうちに頭痛がするのです。ちょうど飛行機に乗った時のような耳閉塞なのです。そしてなんともしえない、どさつと重たいものがのしかかってくるような苦しみ、これはたとえようがありません。これではとても音楽どころではありません。

彼らは、この現場を離れると、二、三時間で回復するのですが、全員が職業的に音楽をしているので、帰宅してからの仕事に差し障りが生じます。避難先でレッスンをする機会が、だ

んだん増えていきました。

二〇〇九年七月六日は、さらに忘れられない出来事が起こりました。

サロンに、落雷が落ちたような音が轟いたのです。

空気振動の波動が屋根の上から家全体を駆け巡って、家を抜けました。

音を扱う者として貴重な体験を積みましたが、これで、「家には住めない」と、このとき確信しました。

この時点、二〇〇九年八月三日の豊中市の測定結果は、環境省の参照値を超えていました。そして私の症例が豊中市で初めての参照値を超えるデータでもあったのです。第一事例ということで、私は大変びっくりしました。「世の中にはコンビニが建ち並び、スーパーもあるし、もつと揉めごとが多い」と思っていたからです。それと共に、この数値のグラフ提示は、何のことやら、さっぱりわからないものでした。

環境省が配布しているマニュアルを調べてみると、二〇一〇年の一月に行なわれた低周波音講習会に、大阪で一〇〇名の講習募集のところ、応募者は一一〇名、参加者は九六名。一番多いのが市関係者七七名という数字でした。東京では毎年講座が開かれていますが、大阪は一年おきです。しかも、現場で直接計測した経験者の数は少ないのです。この数値だけでは、素人には判断がつかないし、また、市の職員さんも、よく分かっているらしい、ということとは、察しがつきます。

さらに豊中市としては、「最初の参照値を越えた事例だけれど、市民の揉めごとでは出動で

きない。計測には行けません。お宅は、相手が企業であるから測定に行けたのだ。弱い市民が
いじめられているからの出動です。ここから先は、民事になる可能性が高いので、「民事不介入」
ということ、更なる出動は、いたしかねる。今までこんな大きな事件は初めてで、前例がな
いので、どう対応していいか、課で考えても、対策を思いつかない。」——そのように言われ
たと、記憶しています。

豊中市は、大阪府から測定器を借りてきました。市町村には測定器がないからです。その貸
し出し待ちの時間の長いことには、精神的にも、肉体的にも、たいそうくたびれました。

「民と民の採め事には介入しない」となると、マンシヨンの何処から来ているかわからない
不快な音騒動には出動せず、また民事を抱えるであろう問題にも首を突っ込まないとすると、
出動範囲は限りなく狭くなり、測定する機会もほとんどない、ということでしょうね。それで
は、市民は、立ち往生するのではないですか。

私は、ここで豊中市の対応に怒っているわけではなく、「この特殊な低周波音問題に対し被害
者側に立つ取り組みが不足していること」にびっくりしたのです。市の係は、時間外勤務にも
拘わらず、夜分の任務にも就いてくれました。そして「これが暗騒音か、結構な値を有してい
るし、聞き分けられるようになった」と、満足の表情で、「勉強になりました」と私に挨拶を
しました。「どうやら、うちは、大変な教育の場を提供しているのだ」と、その時に感じました。

「公共の計測が不可能」ということになれば、民間の業者を捜さなければなりません。参照
値を超えると、ローソン側も設備投資をしなければならぬし、市からの指導もあります。

なんとか屋根の機器を二つに分けて、下に降ろしました。

十一月一日に屋根から機器が降りたとき、「少しは改善されたか」と全員で期待しましたが、状態は変わらず、今までとは違う波動を感じ、痛みも、鼓膜が凹む感じから、耳の底部に直接さし込みがきて、「二、三時間現場を離れると改善されていた（耳のつまり）」が、回復しなくなりました。

サロンでは、ピアノの蓋を上げて演奏すると、窓際からの共鳴で、耳がしびれて聞こえなくなるなど、さらに厳しい状態です。冬場で、冷蔵庫の力が落ちてくる時期で、少しは家に居られるか、と思いきや、三時間で頭痛がしてくるので、移動せざるを得ません。その頭痛も、殴られた後のような鈍痛で、脳が振動しているような感じでした。台所では、耳の底部に、錐で突かれたような鋭い痛みが襲い、生徒もふらつきます。料理も落ち着いてできません。換気扇を回すと、ヘリコプターの轟音に変化するときがあります。

和室は閉塞感が酷くて、入ったとたんに鼓膜が凹む感じがし、窓際と床の間側、二方向から、それぞれ違った音圧と音を感じます。夏場は、クーラーの室外機の稼働音は、さほど大きくはなかったけれど、異常に大きな音が立ち上がりの時にします。お風呂場も給湯器が稼働すると、異常音が出て、家中がめちゃくちゃ。

ところが一緒に暮らしている夫には、「感じられないもの」なのです。どうやら、個人差がずいぶんあるようです。これほどの苦しみであっても、下に降ろした計測値は、参照値を超える値ではありませんでした。お正月だというのに安住できるところもなく、「寒い外にいるの

が「一番楽」というありさまなのに、です。その年は、レオパレスを借りて、正月を過ごしました。二〇一〇年の四月に、大阪の公害審査会調停委員会に、訴えを起こしました。

これもまた大阪府の第一号事例です。ローソン側は、「参照値を下回り、低い値であるので、体調に異常をきたすものではない」と、業者が言っている。冷蔵庫を止めると営業ができなくなるので、それは無理」と反論してきました。それでは、営業する何年かの間は、私は家に住むこともできず、レッスンもできず、耳の痛みも引かず、ということになるではありませんか。「被害者切り捨てなんだ」と思いました。

闘いを起こして、いろんなことを調べて行くうちに、和歌山の内科医で、長年、低周波音公害を研究し続けておられる汐見文隆先生を知り、その著作あるいは政府への意見書を読む機会を得ました。自分の聴覚と生徒の聴覚の異常を治すために、さっそくお手紙を差し上げると、先生は、ご高齢にも関わらず、丁寧なお返事をくださいました。

先生は、まず初めに、昨年夏の豊中市の計測データを、よくわかるように、手書きでグラフに書き直して下さいました。そのグラフを見て、12.5 Hzと63 Hzのピークを教えてくださいました。「もしもあなたが低周波音被害者、すなわち低周波音症候群であるならば、外因的疾患であるので、症状は原因発生と共に発生して、原因消失と共に消失する。ただし、発生に時間のかかる症状、消失に時間のかかる症状まで、いろいろである。」

そう教えて下さいました。

「まず自宅を計測し、避難先を計測し、その差を検証すべきです。そしてピークの周波数を

避けて避難すれば治癒します。それが医学的に客観的データをもってしての証明方法です。」
先生は、関わっておられる〈低周波音症候群被害者の会〉に連絡をとってくださって、ご所蔵のNA-18Aを貸し与えて下さいました。

私は被害者の会の指導に従って低周波音レベル計NA-18Aを操作し、昨年の夏いっぱいかって、データを集積しました。空気振動であるかぎり長時間測つてみる必要があるからです。行政機関の二〇分そこそこの測定では全体像がつかめず、ピークがどこか、わかりません。その「ピークを避ける所に避難すると、私の症状は消える」ということです。

第一の避難先の友人宅では、一年三か月生活しました。この避難先では、脳が揺れることもなく、四肢が吊ることもなく、一番苦しい症状から解放されました。自宅の一室と比べてみると12・5ヘルツのピークがあります。なんとそれは20dBの差があつたのです。144倍の空気振動が来ています。144倍ではピアノが狂うのは当たり前。まして生身の人間なら、なおさら、というところですよ。どんどん症状が悪化するのは当然です。

さらにふらつく自宅の台所では、20Hzの突起があつて

午前6時27分	57・6dB
午前6時37分	56・8dB
午前1時27分	44・5dB+
午前3時47分	44・6dB

一般家庭で、10dB以上の差が何時間かの間にあるわけは、ありません。

大阪府の公害調停の最中に、私は第二の避難先に移転する覚悟を決めました。家に何度も帰っていても、どんどん症状が悪化し、生徒たちの聴覚まで潰してしまう可能性の方が高いからです。(低周波音症候群被害者の会)に作っていただいたデータは、豊中市や業者のレポート。大阪府のものよりも遥かに見やすく、わかりやすいものです。それに加えて私たち音楽家は、音楽は空気振動の賜物であることを、経験上、誰よりも知っています。

すなわち「音が抜けやすい環境」、「楽器が透き通った音でよく鳴る環境」に移転すれば、私は治癒します。

音楽家は、「今の大阪では生活がしにくい職業」です。どこで生活するにも、開業するにしても、防音を要求されるのです。「近隣に迷惑がかかる」という理由で、家庭用の小さなピアノであっても、持ち込みを拒否され、商業店舗でも、防音壁にアビテックス(防音室)を要求されます。アビテックスは一九八〇年代から市場に出回りましたが、最近、この中の音の跳ね返りで、長期間使用すると、耳に異常を引き起こす事例が出て来ています。

排斥された音楽教室は、地下での開業を余儀なくされ、さらに土管を伝ってくる音で、思われないところから苦情が来て、アビテックスを入れなくては仕方なくなり、更なる苦境に立ちます。通ってくる生徒さんたちは、三十分ほどのレッスンですが、講師は、長時間その中にいるので、みんな、耳鳴りを抱え、頭痛を抱え、難聴になり、ついには聴力を失う音楽家も出てきました。この中でこのクーラーの低周波音は、堪え難いものです。

私は、「低周波音候群」という診断を汐見先生に頂きましたが、私の生徒たちはこの環境に長

くいるので、自然に低周波暴露時間が長期化して、予備軍として、いつ発病するかわかりません。最近の建物は気密性が高く、防音性も高いので、音楽家でなくとも、知らない間に低周波音被害を受ける潜伏期間があり、ある日突然、何らかの引き金で発病することも考えられます。

「個体振動数は、人それぞれ違い、個人差がある」と言ってもです。

音環境への社会の理解は、ほとんど間違った方向に向かい、近隣からの苦情を恐れるあまり、人工的に音を止めてしまう方向に進んでいます。これをすればするほど、低周波音被害は確実に増えます。「都会の朝は、バリの熱帯雨林よりも静か」なのをご存じでしょうか。いろんな音が渾然一体となる熱帯雨林ほど、人間に優しい、居心地のよい音環境なのを、ご存じでしょうか。それに対し、傑出した突起を持つ40 Hz以下の空気振動のエネルギーは、臓器までも揺らすのです。マスクング効果でなんとかバランスを取っている音環境が、今まさに崩れ去ろうとしています。耳が許容限界を越える変位を被った環境は、有害です。私はなんとか次の避難先を見つけ移動しました。機械が出すピークは、ここにはありません。ここに移ってから、投薬量はほとんど減り、耳鼻科の通院記録は、ほとんどなくなりました。

しかし残念ながら、元の環境に戻ると、三十分ほどで症状が現れます。現在、我が研究所は閉鎖し、施設は利用していません。生徒たちも異常を感じるので、近づくことはありません。一般の交友関係も、この音環境に出入りすることは、全くありません。

他人の安全を保証することができませんので、全面閉鎖をしています。私個人も、今の音環境では家には戻れないし、仕事もできません。他所で開業しようにも、音楽教室を受け入れて

くれる所がありません。

調停は昨年四月に訴えを起こして、今年の一月末までかかり、その間、ローソン側は責任回避を続け、話し合いは決裂しました。行政も産業界も法曹界も、みな他人事です。「自分の身は自分で守らなければならない。」——低周波音被害者は、過酷な現状を抱えています。誰しも専門以外のことは素人ですから、判断基準を持たず、したがって専門家と称する人間の意見を鵜呑みにするといつても、どこの業者が信頼できて、技術もあり、正当であるか、誰もわからないし、知らないし、自己の選定基準もありません。公害審査会調停委員会の調停員の方たちも、弁護士も、初めてのことで、暗中模索。政府の低周波音被害に対する窓口もない。

そこに平凡な庶民がこのような事件に巻き込まれたら、泣き寝入り。いや、その前に苦しんで逃げるしかない、測定業者も探せないし、公害審査会調停委員会なるものの存在も知らない。裁判になっても費用の面も定かでなく、弁護士も法テラスくらいしか思いつかない。思いついたらいいほうで、なんとか訴えたとしても、自分一人の内面に起こった不調の原因を立証することができない。「不調を抱える人もいれば、そうでない人もいる」と、環境省のマニュアルでは、そうなっている。あなたが嘘をついていても、こちらには分からない。とにかく参照値より低いので、ね、「自分の体が悪いのは自分のせい」と、切り捨てになってしまうのです。

汐見先生の意見書では、「政府の決めた参照値が、いかに基準の高い、いい加減なものか」この見直しを強く訴えられておられます。参照値を基準に考えていたら、全部、切り捨てになってしまうけれど、まだまだ被害の実態は知られていないし、低周波音被害そのものを知る人

が少ない。低周波音被害に苦しむ人は、個人差が多くて、見えている数は少ないけれど、一度発病したら、すべてを捨てて、現場から逃げるしかないのです。

音のない世界というのは、世の中にはありません。一度発病したら、引き金になった周波数を有するものすべてに、どうやら反応するようで、私は、大型の空調や冷蔵庫、クーラーといったものの音を聞くと、別に聞こうとうと思つて聞くわけではありませんが、耳に痛みが走ります。アビテックスの中にも、低周波音は、超えて到達します。防音壁も超えてきます。騒音は気分を害するだけですが、低周波音は体調をこわし、健康被害が出るのです。

大阪の職業用の店舗ビルで、頭の上から吹きつける空調に、私は今も頭痛と目眩を引き起こします。今回のローソン問題を言い立てても、「被害者の方が悪いと、社会の厄介者の扱いを受けるのです。訴えはあなた一人だから。」と、公調委からも攻められる。「絶対多数の幸福実現のために」邪魔者あつかいです。

ほぼ一年もの調停で引き延ばされたあげくに、調停員はローソン側を説得もできず、話し合いどころか裁判のような進行で、被害者救済というものではありませんでした。汐見先生の生涯をかけた研究と、〈低周波音被害者の会〉の助けがあったからこそ、なんとか自分の身と生徒たちの聴覚を守ることができました。もしもこれらがなかったら、どうなっていたかわかりません。

音を扱うものとして、また低周波音被害者として、社会に、広くこのことを広め、訴えていかなければならない、と決意しています。

(大阪府豊中市在住)

原因は低周波音

鈴木 聡

二〇〇三年六月、私たちは家族は福岡市の南方に「保留地」を購入して、家を建てました。そこは、市の区画整理事業に地域住民が協力して造り上げた町並みであり、戸建て中心で、最も高い建物が四階という地域でした。その地に、十階建ての高層マンション建設計画が持ち上がりました。地域住民と共に建設反対運動を行いました。二〇〇八年一月に、強行着工されました。その工事が原因となり、私の妻が低周波音に苦しみ続けるようになるとは、夢にも思いませんでした。一月下旬から工事の騒音や振動が出るたびに、妻は頭痛が起るようになりました。私たちは騒音や振動の抑制を現場に求めましたが、「工事だから音がするのは当たり前」「過剰な対策は、しない」の一辺倒で、譲りません。頭痛薬で対処していた妻の症状は、次第に頭痛の回数が増え、重機が動くとき息を伴うようになりました。四月には、頭痛と吐き気がひどくなり、手足はしびれ、胸が苦しくなり、横になつたまま動けない状態になりました。やっとの思いで「避難するまで止めてもらいたい」と電話して、工事を中断してもらったのですが、身動きがとれるようになる前に工事は再開されるため、自由が効かない身体で、どうにか家を出るありさまでした。六月に入り、コンクリート打設が始まると、体がふらつくようになっていました。耳の奥が痛く、「脳のしびれ」が治まらないある日の夜、就寝しようと椅子から立って歩き出すと、

めまいがして、倒れました。休めば楽になるだろうと横になっていましたが、めまいは続き、嘔吐して体を動かすこともできなくなり、救急車を要請しました。運ばれた先の病院で、脳の検査をしましたが、器質的な異常はありませんでした。耳鼻科の医師から「三半規管の失調が疑われるが、検査方法はありません」と説明があり、「末梢性めまい症」と診断されて入院しました。

耳鼻科での治療法は、「安静にすること」でした。心療内科でも診てもらいましたが、安定剤等が処方されるだけでした。家に連れ帰るわけにはいかない、と考えた私は、「建設工事が終わるまで、家から離れて落ち着ける場所で過ごそう」と説得を試みましたが、妻は「家にいたい」と首を縦に振りません。約一か月後、歩行もおぼつかない状態にもかかわらず、病院から退院を促され、自宅に戻りました。退院後も騒音の激しさは変わらず、めまいによる転倒を繰り返しました。自力での避難が困難なため、特に苦痛だったコンクリート打設時は、ホテルで宿泊しました。すると、「嘘のようにぐっすり眠れた」と言います。十月、マンション事業者に代替住居の提供を要請しましたが、「環境基準法では、建設作業音は環境基準の適用外である。打設工事の終了により、作業音は減少する」と拒否されました。県にも「事業者への指導」を訴えましたが、「強制的な指導はできない」と問題解決には至りませんでした。

そんな折、私が所属する〈福岡・住環境を守る会〉の定例会で、メンバーから「低周波音が関係しているのでは」と助言をいただきました。九州環境管理協会にコンクリート補修時の音の測定、周波数分析を依頼したところ、31・5 Hz（ヘルツ）にピークを持つ低周波音が出ていることがわかりました（3分の1オクターブバンドでの分析ですので、西日本の交流電源60 Hzの

半分、30 Hzを多く拾っていると考えられます。インターネットでたどり着いた「低周波音症候群被害者の会」へ、症状や経緯を記入した様式と音分析の結果を送り、長年低周波音被害を調査・研究してこられた、汐見文隆医師の意見を求めた結果、「低周波音症候群」と判明しました。

東京都で開かれた「低周波音症候群被害者の会」主催の「被害事例研究会」で、妻は、初めて自分の苦しみを理解しあえる方がたとお会いすることができました。「同じように苦しんでいる方がたがたくさんいる。私がおかしいのではない」と救われる思いがしたそうです。和歌山から毎回ご参加くださる汐見先生にも「低周波音がない環境にいれば、半年ほど経過すると症状は落ち着いてくるものです」と励ましの言葉をいただきました。

退院後も引き続き心療内科に通院していましたが、その病院にも、妻を苦しめる低周波音があることに気づき、低周波音に関する論文を過去に発表していた医師のもとに、転院しました。しかし、「医者が物理的に音をなくすことはできません。薬で症状を緩和するだけです」と言われて、「自分の症状を理解してもらえぬ」と期待していた妻は、力を失くしてしまいました。建設工事が終わる時、「やっとこの苦しみから解放される」と安堵しましたが、症状は消えませんでした。工事現場からの低周波音に曝され続けた影響で、低周波音に鋭敏になってしまいました。以前は気がつかなかった川向こうの工場で動いている重機に反応してしまっていたのです。ほかにも、上空を飛ぶ航空機や近くを通るディーゼル車、冷蔵庫や空調機のコンプレッサー等から出る低周波音（空気振動）にも、苦しさを感じるようになっていました。また、十階建てマンションに反響するのか、以前にはなかった何かの音（これは、私にも伝わってくるのが感じられました）も、苦しさを

の原因の一つになっていました。睡眠薬、安定剤などの服用で、意識が朦朧とした生活が続きました。周りからは、「マンションが建つていくのがストレスなのでしようね」「気にしないようにした方がいい」と言われ、低周波音が苦しみの原因であることは、なかなか、わかってもらえませんでした。汐見先生からは、「静かな環境の中の遮音性が低い家への転居」を勧められていました。

やっと落ち着けそうな借家が見つかりました。二〇〇九年八月「家族に迷惑をかけたくない。自分がいなくなればいいんだ」と言う妻を、強引に説き伏せて、引越しました。今でも上空をヘリコプターが飛ぶと苦しがりです。「低周波音が苦しくてその場には居続けられない場所」があったりしますが、徐々に回復に向かい、人間らしい生活ができるようになってきています。「今の状態で生きていくのは無理。死んだほうが楽になれる」と言う妻に、「子どもがもう少し大きくなるまで付き合つてよ」と言うことも、だんだんと少なくなってきました。転校を嫌がっていた小学生の息子が、「引越してから、お母さんが笑う顔が見られるようになって、よかった」と言つて笑いました。涙が出ました。

私たち家族は、少なからぬ犠牲を払いながらも、周りの方がたに助けられて、「人間らしい生活」を取り戻しつつありますが、原因すらわからないまま苦しみ続けている低周波音被害者も、いるのではないのでしょうか。また、原因がわかっても周りから理解されずに孤立する被害者も多いと思います。国は、一刻も早く低周波音被害の存在を認め、原因となる低周波音を無くしていくべきです。安易に周波数を2分の1、4分の1にするのをやめて、東日本の交流電源50Hz、西日本の交流電源60Hzで動力を動かせば、低周波音被害は起こらないのですから。

低周波音症候群とは——汐見文隆医師の著書から

隣家のエコキュートの低周波音に、「釣鐘の中に閉じ込められているよう」と苦しんでいた大学教授が、低周波音の苦しさを綴った遺書を残して、一昨年十一月、自殺しました。周囲に自分の苦しさをわかってもらえずに孤立し、絶望する低周波音被害者を救うのは、「みなさまの理解」です。

(2010・9・18)

・症状は？

耳鳴り・頭痛・いらいらを三主徴として、睡眠時に音源が駆動すれば、不眠、どうき・胸の圧迫感、息切れ・めまい・吐き気・食欲不振・目や耳の痛み・腰痛・手や足の痛みやしびれ、だるさ・疲労感・鼻血など自律神経失調症に似た不定愁訴と表現される症状です。原因に曝されている時は、とても苦しいのですが、被害地を離れ病院で検査をして、身体的病変は見つかりません。

・自律神経失調症との違いは？

原因となる音源が止まれば、あるいは音源が影響しないところまで遠ざかれば、徐々に症状がなくなります。

・特徴は？

個人差が著しく、「家族の中で被害を訴えるのは一人だけ」ということも、稀れではありません。騒音が「うるさい」のに対して、低周波音は「苦しい、殺される」と訴えます。

症状が出るまでに時間（潜伏期）が必要なことが多く、時には数年後に発症することもあります。中心的な症状は多臓器にわたる不定愁訴であり、自覚症状以外、身体的病変は証明されません。

低周波音環境が改善されなければ、苦しさがひどくなっていき（鋭敏化）、「低周波音過敏症」といふべき状況となります。

一般の音により、症状が緩和されます（マスキング）。ほとんどの被害者は、「テレビやCDなどの音で苦しさを紛らわせて生活する工夫」を自得しています。

・原因は？
受音者側での対策が困難で、防音は逆効果です。戸や窓は、閉めたら苦しくなります。

生活の場で、8〜40ヘルツの間に、高低差おおむね10デシベルのピークを持つ低周波音に長期間曝されていると、ある日、それまで右脳で感知していた低周波音を、左脳（言語脳）で感知するようになります。それが「低周波音症候群」の発症となります（左脳受容説）。

機械音、雑音をなるべく小さく意識して切り捨てようとするのが、「右脳受容」の特性であり、逆にそれを、厳格、明確に意識しようとするのが「左脳受容」の特性です。自分の生活が長時間・長期間の低周波音環境に置かれているうちに、一部の人は、そうなって

しまうのです。自律神経の働きは、その人の責任ではありません。

・低周波音とは？

音とは、空气中を伝わる波です(空気振動)。その1秒間の振動数を周波数と言い、その単位がヘルツです。音の大きさ(音圧レベル)は、デシベルで表します。

人は凡そ10〜20000ヘルツの音を聞き取ることができる、とされています。

また、耳の感度は2000〜4000ヘルツあたりが最も良好で、それより高くても低くても次第に聞き取りが悪くなり、100ヘルツ以下の低い周波数(低周波音)では感度が著しく低下しますが、個人差もあります。

1000ヘルツを基準として、聞き取る能力の性能に合わせて補正したものが「A特性」であり、およそ100ヘルツ・マイナス20デシベル(エネルギーで100分の1の評価)、50ヘルツ・マイナス30デシベル(1000分の1の評価)、20ヘルツ：マイナス50デシベル(10万分の1の評価)、それ以下は切り捨てになっています。騒音測定器は、A特性で測った20〜8000ヘルツの音圧の合計を示します。低周波音領域を、極端に小さく評価しているのです。

低周波音被害が出ている現場で、補正をしない数値のまま測定して、周波数分析をすると、8〜40ヘルツあたりにピークが見つかります(リオンNA-18AやNA-17で測定できます)。

低周波音は、周波数が少なく波長が長いだけに、距離減衰が少なく、遠くまで届きます。

また、反射・吸収が少なく、よく隔壁を貫通することができます。その上、長い波長を利用して壁を乗り越えるので、防音壁は役に立ちません。

発電用風車に関しては、5ヘルツ以下の超低周波空気振動が、被害（風車病・超低周波空気振動症候群）の原因になっています。

・低周波音の発生源は？

1. 工場の機器…エンジン、コンプレッサー、コンベヤー、ポンプ、ボイラーなど
 2. 輸送機器…自動車（特にアイドリング音、ディーゼル車）、電車、船舶、航空機（特にヘリコプター）など
 3. 家庭の機器…冷暖房機（エアコン）、給湯器など
 4. 工事現場の重機…ポンプ車、ミキサ車、バックホー、クレーン、発電機などなど
- ・行政の対応は？

一九七五年 NHKテレビで「超低周波音公害」が報道されました。

一九七六年 環境庁は八年計画で、「低周波空気振動等実態調査」を始めました。

一九七八年 昭和五三年度「環境庁委託業務結果報告書」——昭和五三年度低周波空気振動等実態調査——の中で「低周波空気振動に敏感な被験者では、健常者より大きいときには20%程度も閾値の低いものがみられた」と集約されました。

ところが、一九八四年の報告書では、「一般環境中に存在するレベルの低周波空気振動では、人体に及ぼす影響を証明しうるデータは得られなかった」とされ、低周波音被害者

は、行方不明にされてしまいました。

一九九七年 環境庁「低周波音の対策指針策定のための調査」に着手。

二〇〇四年六月二二日、環境省環境管理局大気生活環境室から、「低周波音問題対応の手引書」が公表されました。

「固定発生源から発生する低周波音について苦情が発生した場合に」とあるように、あくまでも「苦情への対応マニュアル」であり、低周波音被害を認めていません。(対象は、被害者ではなく、苦情者)。「評価指針」として「心身に係る苦情に関する参照値」も示されました。(40ヘルツ・57デシベル、12・5ヘルツ・88デシベルなど)。

ところで、聴覚には、ふたつのルートがあります。通常、耳介で集めた音を、外耳、中耳という内耳へ導くことで、トンネルを経て、音を聞くのが、気導音です。これに対し、トンネルを通らずに頭蓋骨を通して振動が直接内耳に到達する音が骨導音です。環境省の参照値は、気導音しか対象にしません。その結果、「参照値に達していない」として、多くの被害者が切り捨てられました。

二〇〇八年四月十七日、大気生活環境室から「低周波音問題対応の手引書における参照値の取扱について」が出され、「参照値以下であっても、……個人差があることも考慮し、判断することが極めて重要である」とされました。

二〇〇九年一月十八日朝日新聞の、発電用風車をめぐる記事で、大気生活環境室室長は「科学的に未解明で、まだ対策目標値が示せない」とコメント。参照値が科学的根拠を持

たないことを、明言しました。

・エコキュートによる被害

エコキュートは、深夜電力を利用し、ヒートポンプ方式を使った給湯システムであり、省エネ効果の高い給湯器として、国から補助金交付対象に認定されています。

鎌倉で、隣家にエコキュートが設置されてから、めまい、耳鳴り、圧迫感等の症状が出た例があり、低周波音を測定すると、12・5ヘルツにピークが出ていました。

12・5ヘルツは東日本の交流電源50ヘルツの4分の1に当たります。50ヘルツでコンプレッサーを作動させると騒音が問題になるため、騒音計で「評価しない、聞こえにくい」とされる12・5ヘルツで作動させているのです。

実は、静音設計の家電や機械には、音の大きさを下げるのではなく、作動周期を2倍や4倍にすることにより、騒音レベル(A特性音圧レベル)を下けている例も、多いのです。たとえ静かに感じたとしても、同じような大きさの音が出ているのであり、低周波音被害の原因になってしまいます。東日本の交流電源50Hz、西日本の交流電源60Hzでコンプレッサーを作動させれば、低周波音被害は起こりません。

(参考) dB(デシベル)は対数表示になっており、50dBは40dBの10倍、60dBは40dBの100倍。

音圧レベル(dB)と実際のオトは、

120…ジェット機の音/110…リベット打ち/100…ガード下/90…騒々しい工場

70…騒々しい事務所/60…普通会話/40…図書館/30…ささやき声

助けて下さい

「エコキュートの低周波音被害」

清水 靖弘

「エコキュート低周波被害で、毎日苦しめられています。

高崎市環境部に何度も相談しているのですが、結果的に「近所同士のトラブルで中立」ということで、実質的に何も進みません。

そうしている間にも、私の体は、内部から毎日、毎日、少しずつ「人間が壊れて」ゆく状況です。例えて言うなら、癌にじわじわと体と精神をむしばまれ、内部から破壊されてゆく感じですよ。

家族にも被害がはじめています。このままでは、人生をどう生きていったらよいか、見通し
がたちません、助けてください！」

これが、平成二十二年七月に高崎市に相談(高崎市ホームページに投稿)した内容です。

高崎市からの回答は、次の通りです。

「この件につきまして回答いたします。

低周波音と思われる被害にお困りという、お気持ちはお察し申し上げます。このような近隣騒音の苦情については、対象となる音以外の様ざまな事情が絡んでいたりする事例も多く、市としても、そういった民事的問題にどこまで介入ができるものか、苦慮することも多いのが現状です。また、お申出の「低周波音」については、現在のところ法的規制はなく、環境省が発行した「低周波音問題対応の手引書」などを参考にしています。

市としては、今後も問題解決に向けて、できるだけ尽力していきたい、と考えているところです。

ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

担当：環境部 環境政策課

結局、たらい回し状態でした。

その後、群馬県公害審査会に調停を依頼しましたが、第一回目だけで、打ち切りになりました。

私たちは今、総務省の外局である公害等調整委員会に原因裁定の申請をしていますので、この被害の過酷さと共に、被害者が置かれる不条理な立場を社会に周知していただくため、申請書類の一部を公開し、エコキュート被害者が闘っていることをお伝えしたい、と考えました。

少しずつ「人間が壊れて」ゆく状況です。体と精神をむしばまれ、内部から破壊されてゆくことと闘いながら。

(2011・3・16)

(群馬県高崎市在住)

2011年2月28日

平成21年12月8日

原因裁定申請書

公害等調整委員会 殿

申請人らは、公害紛争処理法第42条の27第1項に基づき、下記のとおり原因裁定の申請をします。

1 当事者

申請人1 ***

申請人2 ***

被申請人 ***氏(施主・K氏)

被申請人 ***工業株式会社(施工業者・D工業株式会社)

被申請人 ***株式会社(エコキュートメーカー・S株式会社)

2 公害に係る活動の行われた場所及び被害の生じた場所

(1) 活動の行われた場所

上記被申請人K氏住所内のエコキュートが存在する場所

(2) 被害の生じた場所

上記住所に所在する申請人ら宅

3 裁定を求める事項

1. 被申請人K氏がエコキュートを現在の場所で稼働させ続けている行為によって、申請人らは本件被害を受けている、との原因裁定を求める。

2. 被申請人D工業株式会社が、エコキュートの設置場所・運転音に関して、隣家（申請人ら）への安全確認を怠り、安全確認を偽り、責任逃れをし、その事故を隠そうとし、この問題を認識していたにもかかわらず、適切な対策を取らず、不作為を続けたことで、申請人らは本件被害を受けている、との原因裁定を求める。

3. 被申請人S株式会社が、エコキュートの設置場所・運転音に関して、隣家（申請人ら）への安全確認を怠り、安全確認を偽り、責任のがれをし、適切な助言をせず、この問題を認識していたにもかかわらず、適切な対応を取らず、不作為を続けたことで、申請人らは本件被害を受けている、との原因裁定を求める。

4 理由

(1) 申請人らは上記の住所に、平成14年3月から居住している。

(2) 平成20年10月頃、被申請人K氏は、その肩書き住所地で、新築工事を始め、平成21年3月ほ

完成し、同年4月末に入居した。

(3) 被申請人D工業株式会社は、その施工業者であり、その新築工事の際、新築住宅備品として、エコキュート(被申請人S株式会社製)を現在の場所に設置した(申請人らの自宅玄関前・寝室横にあたり、その距離は、境界の壁をはさみ2メートルくらい)。

(4) 申請人は、このエコキュート試運転時(新築工事段階、深夜)から、すぐに、エコキュートが発生する運転音等により、睡眠妨害等の被害を受けた(深夜になると運転音等で目が覚めてしまい、その後、眠れない)。

(5) 平成21年4月末、被申請人K氏がこの新築住宅に入居し、エコキュートをほぼ毎日作動させるようになったことで、申請人らは、睡眠妨害(深夜)や精神的・身体的苦痛(深夜・日中)等を毎日受け続けることになり(不眠・吐き気・めまい・頭痛等が継続的に続く状態)、現在に至る。

(6) 申請人らは、現在に至るまで、数度にわたり、被申請人K氏、被申請人D工業株式会社、被申請人S株式会社に対し、上記被害状況を伝え、その対策等を要求したが、何もしてくれていない。

(7) 結局、被申請人K氏、被申請人D工業株式会社、被申請人S株式会社は、この問題を認識していたにもかかわらず、そのまま放置した状態で何の対策も取らず、不作為を続け、現在に至る。

(8) その間、申請人らは、上記被害を毎日受け続けている。(申請人らは、このエコキュート設置以前には、今回の被害症状は全く出ていなかった)。

(9) そこで申請人らは、被申請人K氏、被申請人D工業株式会社、被申請人S株式会社に対し、上記「裁定を求める事項」との、原因裁定を求める。

5 被害の態様及び規模並びに紛争の実情

1. 申請人らは上記の住所に、平成14年3月から居住している。
2. 平成20年10月頃、被申請人K氏は、その肩書き住所地で、新築工事を始め、平成21年3月ほぼ完成し、同年4月末に入居した。
3. 被申請人D工業株式会社は、その施工業者であり、その新築工事の際、新築住宅備品として、エコキュート（被申請人S株式会社製）を現在の場所に設置した（申請人らの自宅玄関前・寝室横にあたり、その距離は、境界の壁をはさみ2メートルくらい）。
4. 申請人は、このエコキュート試運転時（新築工事段階、深夜）からすぐに、エコキュートが発生する運転音等により、睡眠妨害等の被害を受けた（深夜になると運転音等で目が覚めてしまいいその後眠れない）。
5. 申請人らは、被申請人D工業株式会社の本件現場責任者及びその直属上司ら及び被申請人K氏に対し、このエコキュート試運転（数日間・数回）での上記被害状況を伝え、この状態のまま入居後に毎日使用することになれば、被害が更に増大する心配があるとの懸念を伝え、その対策を要求した。
6. しかし、被申請人S株式会社は、このエコキュートの設置場所・運転音共に問題は無く、また、被申請人S株式会社（このエコキュートのメーカー）の現場担当者にも直接現地へ来て確認をしてもらったところ、この担当者からも「設置場所・運転音共に問題無い」と言われたと、申請人ら及び被申請人K氏に説明。
7. 被申請人K氏は、申請人らが伝えた「上記被害状況及び入居後の被害増大の懸念」よりも、被

8. 申請人D工業株式会社及び被申請人S株式会社の説明「設置場所・運転音共に問題無い」を採用し、その対策を行わず、不作為を続けた。
9. 平成21年4月中旬、申請人らは、被申請人S株式会社の「エコキュート専用ダイヤル」に上記被害状況を電話で伝え、その対策・助言等を要求したが、不作為を続けた。
10. 平成21年4月末、被申請人K氏がこの新築住宅に入居し、エコキュートをほぼ毎日作動させるようになったことで、申請人らは、睡眠妨害(深夜)や精神的・身体的苦痛(深夜・日中)等を毎日受け続けることになり(不眠・吐き気・めまい・頭痛等が継続的に続く状態)、現在に至る。申請人らは、この頃より、それを軽減させるための医療措置(睡眠薬及び安定剤処方等)を取らざるを得なくなっている。
11. 平成21年5月初めになると、被申請人D工業株式会社の本件現場責任者は、申請人らに対して、「今回のエコキュート苦情の件は、被申請人K氏と申請人らとの問題であり、住宅は既に引き渡し済みなので、D工業株式会社には、もう関係はない」と、電話にて説明。
12. 平成21年5月以降も、申請人らは被申請人K氏に対し、上記被害状況を伝え、その対策等を要求したが、被申請人D工業株式会社及び被申請人S株式会社の説明「設置場所・運転音共に問題無い」を採用し、不作為を続けた。
13. 平成21年5月中旬、申請人らは、被申請人S株式会社の「関東支社」に電話で直接問い合わせ、上記被害状況を伝え、その対策・助言等を要求したところ、その回答として、「自分らには関係ない、S株式会社はD工業株式会社に納品しているだけなので、施工業者D工業株式会社に

直接問い合わせさせてくれ」と説明し、不作為を続けた。

14 平成21年5月中旬、申請人らは、被申請人S株式会社東京本社ECOシステム事業部に、電話及びメールにて、上記被害状況を伝え、その対策・助言等を要求したが、不作為を続けた。

15 平成21年5月中旬、申請人らは、被申請人D工業株式会社本社CS推進住宅お客様サービス室に、電話及びメールにて、上記被害状況を伝え、その対策・助言等を要求したところ、「本件現場責任者及びその直属上司らに連絡をする」と言ってはくれたものの、結局不作為を続けた。

16 結局、被申請人K氏、被申請人D工業株式会社、被申請人S株式会社は、この問題を認識していたにもかかわらず、誠実に対応しようとはせず、何の対策も取らず、そのまま放置し、不作為を続けた状態のまま、現在に至る。

17 5月頃以降も、申請人らは、被申請人K氏に対し、上記被害を伝え、対策(エコキュート移転等)を要求したが、被申請人K氏は「対策を取るつもりはない」との回答に固執し、不作為を続けた。

18 被申請人S株式会社の「エコキュートパンフレット」には、「ヒートポンプユニット据付け場所について、「運転音が隣家の迷惑にならない場所」と記載されている(13ページ・据付け場所の選定、15ページ・据付け場所について)。ちなみにエコキュート他社メーカーのパンフレット「施工上の注意」等などにも、同等もしくはそれ以上の詳細な記載「寝室の近くには備え付けられない」等あり。

19 それにもかかわらず被申請人K氏、被申請人D工業株式会社、被申請人S株式会社は、本来ならば設置することに適していない「隣家の迷惑になる場所」に設置したことになる。そのことが、本件被害を発生させ、増大させた。

20. 申請人らの本件被害は、被申請人K氏、被申請人D工業株式会社、被申請人S株式会社の三者が一体となつて行なつた不作為による人災と言える。

21. 総務省・公害等調整委員会の資料には、「建物の建設に当たつて、事前に建物の設計関係者と設置機器の関係者との間で、周辺への影響を可能な限り小さくするための検討をしておくことが肝要である」とある。結局、被申請人D工業株式会社、被申請人S株式会社は共に、本件被害に關して誠実に対応していなかつたことになる。

22. 平成21年5月、申請人らは、群馬県高崎市役所環境部環境政策課(公害苦情相談窓口)へも相談したが、被申請人K氏は「対策を取るつもりはない」という回答に固執し、不作為を続けている。また、申請人らは、高崎市役所環境部から、調停手続き(群馬県公害審査会)を勧められる。

23. 平成21年9月、申請人らは、被申請人K氏への調停を申請した(平成21年9月1日調停申請群馬県公害審査会)が、平成21年10月の第一回目の調停日時に、即日、調停打ち切りになつた。

24. 平成21年9月頃、申請人らは、消費者庁・安全課へ電話相談をし、高崎市消費生活センター及び、群馬県消費者センターを紹介される。

25. それ以降、申請人らは、高崎市消費生活センター及び群馬県消費者センターから、申請人らの本件被害相談に対し、しっかりとした対応等を受けている。

26. 申請人らは、群馬県消費者センターから、「群馬県消費者センターとしては、本件を被害情報として国にあげています」と説明を受けた。

27. 平成21年11月初旬、申請人らが、群馬県消費者センターとの間で、本件被害対応の為に確認し

た消費者安全法「消費者安全法の解釈に関する考え方」(消費者庁消費安全課は、以下の通り(抜粋)

◆2. 定義(2)「消費安全性」④「通常有すべき安全性」(i) 商品等又は役務の特性

◆商品等(……途中省略)の特性として考慮すべき事項としては、表示や説明(……途中省略)などが挙げられる。

◆2. 定義(2)「消費安全性」④「通常有すべき安全性」(iv) その他留意すべき事項(i) 判断基準時

◆消費安全性の有無の判断の基準時は、「消費者による使用等が行われる時」であり、商品等の生産時・出荷時や消費者に対する引渡時ではない。したがって、生産時・出荷時・引渡時の知見や技術的水準からすれば、被害の発生を防止することが困難であったとしても、その商品等が実際に消費者によって使用等されている時点において、当該商品等が通常有すべき安全性を欠いている場合には、消費安全性を欠くこととなる。

◆2. 定義(3)「消費者事故等」・「重大事故等」①「消費者事故等」

(i) 法第2条第5項第1号(生命・身体被害が現実に発生している事案)

(イ)「消費者の生命又は身体について政令で定める程度の被害が発生したもの」消費者事故等に該当することとなる被害の程度は、消費者安全法施行令(平成21年政令第220号。以下「政令」という。)において、(b)負傷・疾病であって、治療に要する期間が1日以上であるもの (b)については、(……途中省略)基本的には医師・医療機関の判断を尊重すべきものであるが、医師の判断や診断書等がない場合であっても、社会通念に従って客観的に判断すべきものである。

◆2. 定義(3)「消費者事故等」・「重大事故等」①「消費者事故等」

(i) 法第2条第5項第1号(生命・身体被害が現実に発生している事案)

(ウ)「その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものを除く。」(……途中省略)商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが「明らかである」場合だけが、「消費者事故等」から除外されるのであって、事故の原因となった商品等や役務が、消費安全性を欠くか否かが明らかでない場合、すなわち事故原因はまだ正確には判明していないが、消費安全性を欠くことが具体的に疑われるような場合には、「消費者事故等」に該当する。

28. 平成21年11月中旬、群馬県消費者センターから、被申請人S株式会社ECOシステム事業部へ、

直接電話にて、エコキュート被害状況の確認等してもらった。その時の、被申請人S株式会社ECOシステム事業部からの回答としては、以下6項目の通り

◆エコキュートパンフレット施工上の注意に関して、運転音や、深夜稼働音が隣家の迷惑になることがあるということを承知しているので、その表示(据付け場所について、「運転音が隣家の迷惑にならない場所」になっている。

◆実際に、過去何件かの苦情がある。

◆その解決方法として、多くの場合、施主さん及びハウスメーカーに、エコキュート又はその室外機の移設を勧めている。

◆移設をした場合、多くの場合は解決している。

◆エコキュート室外機は、25メートルの距離を移動可能であり、それ以内であれば、性能は保証する。
◆個々のケースによって違うので、申請人らの個人情報も教えてもらえば、本件現場担当者が
おこなった実際の対応状況を、必要があれば確認する。

ちなみに、上記回答は、申請人らが、平成21年5月中旬、被申請人S株式会社東京本社ECO
システム事業部に、電話及びメールにて、本件被害状況を伝えた時(前述済み)には、知らされ
ていない内容である。

29. 平成21年12月初旬、群馬県消費者センターから、被申請人D工業株式会社へ、直接電話にて、
エコキュート被害・対応状況等の確認をもらった。その時の、被申請人D工業株式会社か
らの回答としては、以下の通り

◆被申請人D工業株式会社が「施主さん(被申請人S氏)から言われた」と言っている内容

●エコキュート設置場所に関して

・道路に面した側(東・南)には置かないでくれ

・北は誰かの駐車場だから置かないでくれ

・目立たないところに置きたい

・西側(申請人側)に置くように

30. ●平成21年2月11日に住宅の引き渡し済みなので、本件に関してはもう施主(被申請人K氏)の問題
群馬県消費者センターとしては、その立場上、この内容(上記項目29番)に関して、K氏(施主)
への聞き取り確認はできない、とのこと

31. 申請人らとしては、この住宅の引き渡し時点（平成21年2月11日）では、被申請人D工業株式会社及び被申請人S株式会社は、被申請人K氏に対して、「エコキュートによる近隣への被害・苦情」情報等を説明していなかったように思われる。もし、この住宅の引き渡し時点で、被申請人K氏が、エコキュートに関して、現在のような紛争状況になる可能性（危惧）を持つ機器であることを承知していれば、この機器を現在の位置に備え付けることにはならなかった、と思われる。しかしまた、このような苦情が出てくるということは、被申請人D工業株式会社及び被申請人S株式会社は、関連業者として当然承知しているはずであり、その上で、被申請人K氏にもその旨を伝え、協議をし、あえて工事施工したとも考えられる。
32. 平成21年12月8日現在、話し合いは決裂状態になっていて、申請人らは、これでは何の解決にもならないと考えた。よって、申請人らは、やむなく本件裁定申請に及んだ次第である。

【原因裁定申請書への別添資料】

1. 被申請人D工業株式会社登記簿
2. 被申請人S株式会社登記簿
3. エコキュートパンフレット（S株式会社製）
4. 申請人1診断書（コピー）（平成21年10月1日医療法人***クリニック作成）
5. 申請人2診断書（コピー）（平成21年10月1日医療法人***クリニック作成）
6. 「消費者安全法の解釈に関する考え方」（消費者庁・消費者安全課）

低周波音被害の恐ろしい実態と 闘いの記録

鬼鞍 忠

1 或る日、突然、平穏な家庭生活が奈落の底に

私は福岡在住の男性(61)です。約二年前、当家の隣接地に突然「コイン精米所」が設置され、専業主婦の妻が、そのモーターから発する有害な低周波音により、心身の健康被害を蒙りました。また平和な家庭生活も、大きく損われてしまいました。その被害実態と、原因除去に向けた闘いの記録をレポートします。

それは忘れもしない二〇〇九年四月末の、ある朝の出来事でした。妻が台所で片付けをしていたとき、突然クレーン車のけたたましいエンジン音と「ドーンッ」という大きな物音がしました。妻はたいへん驚いて、何が起きたかを確かめに、表に出てみました。

すると自宅の隣接空地に、何やら大きな箱型の施設が置かれていました。「クリーン精米屋」という看板が掛けられ、無人コイン精米所であることがわかりました。お勝手口から僅か五メートルの至近距離に設置されたため、妻は、「その設備から出る騒音、振動、埃などは大丈夫か

しら？」と、大変不安な思いにされました。事業者からは、事前にただ一言の説明も無く、まさに晴天の霹靂の如く、突然に騒音・振動施設が設置されたのです。

それ以来、来る日も来る日も、早朝から深夜まで「ゴーツーゴーツー」「ゴキゴキ」と、まるで骨でも削っているかのような不気味な騒音や振動が、容赦なく我が家の中まで押し寄せて来ました。妻は、その騒音・振動から逃れるため、なるべく離れた部屋に逃げて過ごすようにしました。騒音と振動は、どこまでも追いかけて来ました。毎日毎日、騒音や振動に曝され続けた結果、妻はついに、うつ症状を呈するようになり、種々の身体的不調も訴えるようになりました。

2 ついに真の加害原因を発見

私は妻の深刻な心身の不調状態を見て、「これは、単なる騒音被害ではないのではないか、何かもっとほかに加害原因が有りはしないか？」と思い、種々調べてみました。そして、妻が、もがき苦しんでいる症状が、「低周波音症候群被害」の症状と、ピッタリ一致することに気づきました。

3 低周波音症候群被害者の症状とは

被害者には、以下のような深刻な症状が現れます。

①頭の中に水を入れられて揺さぶられているかのような重い頭痛

② 食欲減退による著しい体重減少と体力低下

③ 早朝に覚醒して眠れなくなる慢性的不眠

④ 強烈なイライラ感

⑤ 集中力低下による記憶力減退

⑥ 胸が締め付けられ、呼吸困難に

⑦ しつこい耳鳴り

など、様ざまな不定愁訴が出てきます。妻は毎日毎日、このような心身の不調にさいなまされ続けました。

4 妻の症状が重篤化

妻の症状がいよいよ重くなつたのは、新米が収穫される二〇〇九年秋からです。その時期は、早朝から深夜まで精米客が引きも切らず訪れて、精米機が連続稼働しました。

妻は、精米所が出来る前は、ダイニングルームで過ごすことが大好きでした。しかし、精米所が設置されてからは、そこに居ると、血圧が急上昇し、心臓がバクついて心拍数が異常亢進するため、昼間は恐ろしくて、その部屋に入ることすらできなくなりました。

「一番好きだった部屋」が、「最もおぞましい部屋」に一変してしまいました。

精米客の数が増えるにつれ、妻の症状は、ますます重くなりました。後日、妻から告白され

たのですが、当時は苦しきのあまり、幾度も精米所のそばで「抗議の焼身自殺」をしようとさえ、思い詰めたそうです。

その話を聞いて、私は大きな衝撃を受け、あらためて加害者に対する激しい怒りを覚えました。事業者に対しては、深刻な被害状況を詳しく説明し、被害が出ない場所（田畑の中など）への移設を要請していたのですが、その事業者は、「ほかに被害者はいない。あなたの奥さんだけの個人的問題にすぎないので、移設はしない」などと、うそぶき、何ら誠意ある対応をしようとはしませんでした。町役場にも相談しましたが、町は、「そのような問題の調整は、いっさい行いません」と、つれない返答のみ。このように私たちは全く孤立してしまつて、誰からも救いの手を差し伸べてもらうことができない厳しい状況に置かれました。

5 我が国は本当に法治国家なのでしょうか

日本国憲法は「法治国家」であることを宣言し、「国民が平穩に暮らす基本的市民権を有する」と、謳っています。にも拘わらず、国は深刻極まる低周波音被害を野放しにし、被害者の山を築いているのです。国民の生命と平和な暮らしを守る法的規制など、無きに等しい状況です。これで、本当に法治国家と言えるのでしょうか？自治体も、国の環境基準が緩いこともあり、ほとんど有効な規制を行なつてはいません。その後、妻の症状は、予断を許さない、いよいよ危険な状態となりました。

それが顕著に現れたのが2009年末のことです。或る日の夕暮れ、妻は台所仕事をしていたが、突然、大声を張り上げながら、手にした蝇叩きで、家中の壁を「バター！バター！」と激しく叩いて回り始めたのです。私はそのあまりにも異様な光景を目にし、「これは只事ただごとではない！大変なことが起きている！」と戦慄しました。妻は明らかに精神錯乱を来たしていました。すぐ妻を抱きすくめて落ちつかせようとはしましたが、妻は、「胸が苦しい。息ができない……」と呼吸困難を訴えながら泣きじゃくりました。

発作症状は、しばらく続き、私は為す術すべも無くオロオロするばかりでした。「法律は、こんなひどい加害行為から自分たちを守ってくれない。日本は法治国家であるはずなのに……。誰か助けてくれる人はいないものだろうか」と、二人して悲嘆にくれ、涙しました。

しかし、このままでは家庭生活が崩壊してしまいます。私は「自分の力で大切な家庭と家族を守り抜くしか無い！自分のすべてを賭して、加害者に立ち向かい闘おう！」と、決意しました。そして、まず妻を守るため、自宅から約2Km離れたアパートを借り、精米客が多い昼間は、そこへ避難させることにしました。経済的負担も大変でした。

6 ついに救いの手が差し伸べられた！

困難な闘いを進めるに際し、誰かこの窮状を理解し、力を貸してくれる人はいないものか、と必死で探しました。

インターネット検索で〈低周波音症候群被害者の会〉(代表者・窪田泰氏・国立市)のホームページにたどり着き、「低周波音被害者を支援します」とのメッセージを発見しました。

直ぐに同会に連絡をとったところ、ご支援いただけることになりました。まさに「天の助け、地獄で仏に会おう」とは、このことです。同会から「低周波音計測機器NA-18A」を送付頂き、二〇一〇年一月の或る日に、早朝から深夜まで、まる1日をかけて、精米所稼働時の低周波音データを、すべて計測しました。

計測データを事務局に送付して、解析を依頼。その結果、「精米所稼働時に周波数16Hz(ヘルツ)にピークを持つ62・4dB(デシベル)もの、強い低周波音空気振動が自宅に侵入し、深刻な被害をもたらしている」旨のコメント付き解析結果が返送されてきました。被害をもたらす「加害原因」が、科学的に立証、特定されたのです。また低周波音計測時に、家庭用血圧計を用いて妻の血圧や心拍数も、同時測定しました。精米所稼働時と非稼働時の血圧や心拍数の相違を、数値データとして把握するためです。稼働時と非稼働時で、身体反応に明確な差が生じていることがわかれば、加害原因が精米所であることをハッキリ特定できます。稼働時の血圧測定結果を、精米所設置前の測定データと比べても、最高血圧は、30mm/Hgも亢進していました。

このように科学的実証データを計測・記録した目的は、後日の裁判提起に備え、法的因果関係を証明するためでした。証拠として、①「加害原因」を特定できる科学的データ及び②「被害結果」としての疾病罹患の診断書が必要と考えました。

まず、低周波音測定により加害原因が特定できました。次に、被害結果としての疾病罹患を

証明しなければなりません。精神科専門医を受診し、「診断書」を入手することが必要です。診断書には、「外的要因により精神疾患に罹患している」旨が明記されていなければなりません。しかし、低周波音被害に専門的知見をお持ちの医師は、日本国中探しても、ほとんどおられません。私は〈被害者の会〉特別顧問の医師、汐見文隆先生(和歌山市)が、我が国唯一の低周波音被害の権威者であることを存じていました。

しかし、先生も高齢のゆえ、診療行為は、やっではおられません。探しあぐねて、日頃お世話になっている家庭医の先生(福岡市)にご相談したところ、幸いにも地元の有力量精神科医をご存じでした。直ぐご紹介いただき、受診しました。

精神科医は話をよく聞かれ、低周波音計測結果や血圧測定記録をご覧になりました。その後、汐見先生のご著書も読まれた上で、電話で意見交換をされました。このような診断プロセスを経て、専門医の所見を診断書に書いてくださいました。そこには「音波による外因性自律神経失調症」と明記されており、その診断書を手にした私たちは、小躍りせんばかりに喜び合いました。「さあ、これで、やっと加害者と戦えるゾー」と。必要な証拠が揃い、法的因果関係の証明が可能となったからです。

7 裁判を提起、和解により迷惑施設を撤去！

あとは、この問題に詳しく、被害者の身になって闘っていただける、誠実で有能な弁護士を

探すばかりとなりました。被害者の会、会員のご紹介で、素晴らしい弁護士(福岡市)に出会うことができ、早速ご依頼しました。

二〇一〇年三月に、事業者を相手取って、福岡地裁に「精米所撤去を求める仮処分」の申し立てを行いました。審理中に、その事業者は、「撤去費を半分負担するなら、撤去に応じる」としました。私は、「被害者が、何でお金を支払わなくてはいけないのか。そんな理不尽な話には応じられない」と、一蹴したい気持ちでした。しかし、弁護士からのアドバイスもあり、「一刻も早い妻の救済」を最優先し、撤去費用十五万円を支払って和解することとしました。全く腸が煮えくり返る悔しい思いでした。

撤去期限の二〇一〇年五月末、精米所は暗れて撤去されました。いろいろな方がたにお助けいただいたお蔭で、一応の解決をみることで、私たちは元の静かな生活を取り戻すことができました。最近では、妻も、だいぶ元気を回復しております。しかし妻の心底には、今でも低周波音に対する、言い知れぬ恐怖感が奥深く刻み込まれています。「今後も、いつ、隣地に何が出来るかわからない」という大きな不安感を抱えつつ、日々を送っております。

⑧〈低周波音被害〉——明日は我が身の、誰にも起こり得る深刻な問題！

〈低周波音被害〉は、被害者を自殺にまで追いやってしまうほど、生命や生存権を脅かす深刻な問題です。世の中の認知度が未だ低いため、原因もわからず、多くの方がたが人知れず苦し

んでおられます。身近な例を挙げますと、エコキュート設備、コンプレッサー、ボイラー、工事現場のクレーン等の重機や大型風力発電設備などから低周波音が出、多くの人びとを苦しめています。あなたの周囲は、大丈夫ですか？

9 低周波音被害を無くして、誰もが安心して暮らせる平和的生存権の確立を！

誰もが静かで平穏な普通の生活を送ることができるとして、権利、即ち「平和的生存権」は、憲法で保障された基本権です。誰も侵害することは許されません！ 低周波音被害を一日でも早くこの世から無くし、安心して暮らせる住環境の確立が強く求められています。そのためには、低周波音被害の深刻さを世の中にあまねく伝えて、被害発生防止の世論形成が必要です。

そうした取組みの進展により、国レベルでの低周波音を規制する法律の制定や、環境基準強化が、初めて実現できます。誰もが安心安全で平穏な暮らしができるよう、国民レベルでの運動を、進めてまいります！

最後までこの拙いレポートをお読み頂いた読者の皆様には、深く感謝致します。

現在、『低周波音被害者救済法（仮称）』の制定に向け、〈低周波音症候群被害者の会〉や、心ある法曹関係者の方がたが、積極的取り組みをなされております。

皆様の深いご理解とご支援のほど、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

（福岡県新宮町在住）

〈連載〉台所の科学力！

足もとから科学しよう

第5話

フロンは 今どこに？

松崎早苗

(環境と健康の会代表、放送大学大学院客員教授)

フロンガスが「大気圏の上空にのほり、オゾン層を破壊して地上に紫外線を到達させるので、生物に被害が生じる」として禁止し、他の物質に代替されることになったのは、一九八七年です。この年の九月十六日にモントリオールでの国際会議が開催され、議定書が採択されました。化学物質の名前をあげて禁止条約にしたのは、歴史上初めてと言われますが、もうすっかり忘れている方も、多いかもしれません。しかし、当のフロンガスは、着々と、ゆっくりと、上昇し続けているのです。

さて、はじめから復習してみましょう。

フロンというのは商品名で、クロロフルオロカーボン(CFC)というのが化学名です。第二話でとりあげたように、合成化学物質の場合、***カーボンというのは炭化水素類であることを意味します。クロロは塩素、フルオロはフッ素ですから、炭化水素の水素原子が塩素とフッ素に置き換わっている(置換)物質です。メタンの形を思い出してください。正四面体の四つの頂点に結合していた水素が塩素とフッ

素になっています。頂点は4つありますから、塩素1とフッ素3なのか、塩素2とフッ素2なのか、塩素3とフッ素1なのかというバラエティーがあり、それによって分子の質量や化学的性質が異なります。

もちろん化学名も一つ一つ異なります。共通していることは、塩素が一つ以上付いているので、最低でも分子量は酸素分子、窒素分子、水分子よりは大きいことと、化学反応しにくく非常に安定していることです。

化学反応しにくいことは、毒性が低いことを意味します。そこで、安心して大量に使ってしまったわけです。

ところが、大気圏の上空では強い太陽光があること、太陽光で生じたオゾンという非常に反応性の高いガスがあるということから、フロンがオゾンと連鎖反応を起こしてオゾンを食べいつぶしてしまうことが分かったのです。オゾンが厚い層をなしていて紫外線を吸収してくれているお陰で地球上の生物は生きていけるわけですから、これが薄くなったら、たいへんです。しかし、これの使用を禁止することに、化学業界は猛烈に抵抗して、成層圏での化学反応を發

見した化学者を誹謗し、否定するキャンペーンを延々と繰り広げました。化学物質の禁止については、常に必ず、こうした否定キャンペーンが強力に行われることを、一般の人は、知っておかなければなりません。つぎにフロンガスが空気より重いという点を考えて見ましょう。フロンガスが空気より重いのに、どうして上空に行ってしまうのでしょうか？

たとえば台所で使っているプロパンが、漏れたとします。プロパンガスは空気より重いので、室内の低いところにたまり、枕元のライターをつけたり、電気のスイッチを入れた途端に爆発して、大惨事になりますね。空気より軽い水素ガスは、爆発力が極めて大きいので、非常に怖いのですが、部屋の上のほうに換気口があれば抜けていくので、大惨事にはなりません。フロンは化学的に安定なので、開発者たちは大喜びでした。このガスを圧縮した後で急に膨張させる（断熱膨張）と、周りから熱を奪うので、冷媒として、冷蔵庫、エアコンに使われました。

毒性が低いというので、様々なスプレー缶にも、

使われました。それが今は、不気味にも、成層圏のぼって行っています。

空気より重いのに、なぜ上昇するのでしょうか？

空気は対流し、上昇気流が生まれる。

そして、空気には、粘性、摩擦がある。

空気が対流することは、ご存知ですね。太陽の熱で暖められると、その部分は軽くなって上昇気流になります。空気は、酸素ガスと窒素ガスが1対4の割合で混じった気体です。それぞれの分子は、粒とみなすことができ、この粒は、室温程度の熱で運動エネルギーを得て互いにおつかりながら飛び回っています。そこへフロンガスの粒子が混じってくると、これも同じように、衝突を繰り返します。

空気の粒子におつけられたフロンは、あっちに行ったりこっちに行ったりしますが、空気の上昇気流に押されると、上向きの力を受けて上空に上げられます。

空気は粒子から成っていますが、マクロにみれば、連続体とも見なすことができ、粘性があります。摩擦

力もあって、引っ張り上げるといふこともできます。太陽の熱エネルギーで、大きな塊で温度差が生じれば、塊同士の摩擦で静電気が貯まって雷が発生したり、そこまで激しくなくても、風が生まれます。その風は、海の波をも発生させます。重力があっても、上昇気流のおかげで、フロンの粒は上向きにも動き、一旦1000メートルなり2000メートル上がってしまえば、徐々に重力の影響が小さくなります。このようにして、少しずつ上空に行くのです。実際には、夜の冷気で落ちてくる部分もありますから、地上付近に漂っているフロンも多いと思います。通常の温度では空気と混じりあっているでしょう。

さて、フロンだけでなく、空気中には、驚くばかり多くの人為的化学物質が含まれています。現在の高性能測定器で測れば、500種類を優に超え、1000種類にせまる化学物質が検出されるでしょう。それらはすべて「環境汚染化学物質」と呼ぶべきもので、それらも夜間には地表近くに漂いますから、早朝の子どもたちの通学は、ちょっと心配です。

将来、花粉症や化学物質過敏症にならないためにも、マスクで摂取を予防するほうが良いでしょう。

フロンのことに話を戻せば、モントリオール議定書が発効してから、国内でも冷蔵庫の冷媒が変わり、ブタンになりました。もともとブタンが健康に無害ということはありません。家電4品目の廃棄に回収が義務付けられました。フロンの回収と破壊も、大きな目的のひとつです。無料廃品回収業者に渡さないようにしましょう。

禁止条約には経過措置が必ずつきもので、ブタンに置き換えなくても、ヒドロフランと言って、塩素だけを取り除いて、水素と置換したガスも許されている機器もあります。オゾン層破壊力の程度を少し下げただけです。自動車のエアコンには、これが許されていると思います。

また、ロケットを打ち上げるには、固体水素ガスを燃料に使いますが、「水素を固体化するにはフロ以外に適当な物質がない」ということで、許されています。非常に大量だと思っています。

一般人が冷蔵庫などの使用ガスを代替して努力する量と、ロケットでボワーツとばら撒く量と比べたら、どういうことになるのだろうか？と思わざるを得ませんが、ロケット発射での使用量は明らかにされません。もしかしたら正直者がバカを見ているかもしれないとの疑念も消えません。

いずれにしても、南極・北極の上空ではオゾン層が薄くなって孔が開きつつあり、オーストラリアやニュージーランド、チリなどでは、皮膚がん予防対策を国民に呼びかけています。若い男子学生に「スネ毛を剃らないように」と注意する面白い注意事項などもありました。

また、米国環境保護庁だったか環境保護NGO団体の予測だったか忘れましたが、それによれば、フロンの代替対策が有効になったあとでは、台所のフッ素コーティング・ウエアから発生するフッ素製品が主要なオゾン層破壊物質になるだろうと報じていました。今はネコも杓子もフッ素コーティングのフライパンを使っていますからねえ。心配は尽きません。

あなたにバトン

— 戦前・戦中・戦後の福岡の女性の体験記

第二次世界大戦前・戦中・戦後の福岡の女性の体験を明日に伝える会

世話人代表 井上洋子

今から六五年前に、日本の敗戦で長い戦争の時代が終わりました。

その頃、国民学校の児童だった私どもは、あの時代に子どもから大人まで全ての一般市民が、どんな苦難の日々を送ったかを知る人が急速に少なくなつたことへの危機感を覚え、「この時代のさまざまな体験記録を集めて残す必要があるのではないか」という思いから、この活動を始めました。そして、この記録は、「戦地への出征や戦後の抑留などで不在の男性たちに代わって、家族を護り、命がけで生き延びてきた女性たちに焦点を絞る」ということも考えました。

右の六行は、昨年八月十五日に私どもの会が編纂し刊行した本の最初の頁に、「どうしても伝えたい」というタイトルをつけて載せている序文の冒頭の一節です。この長い名前の会は、この活動を思い立った井上が同世代の友人を誘って立ち上げたもので、ぜひやりましょう、と

意気投合した五人全員を世話人として、二〇〇八年の暮れごろから活動を始めたのです。

思い立ったきっかけは、私が福岡大空襲の被災体験を、公民館や小学校などから、「語り部」として話すことを求められるたびに、福岡市の被災状況の公的な記録がきわめて少なく、しかも、不正確な資料しかないことに気づいたことにありました。

国の政策として一般市民に戦争協力を強制し、健康な男をすべて戦地に駆り出し、人手不足となった生産の場に女学生を動員し、一般家庭の生活物資は統制と配給制度で、子どもや病人さえ栄養不足となった上に、大都市から順に空襲の回数は増え、一般人の犠牲も日増しに増え、戦地に送りだした父や、学徒のまま出征した若者の戦死も増える一方の毎日。こうした惨めな戦時下の生活を、「お国のため」という一言で忍耐させた指導者たちは、九州の一都市で何人の市民が家を焼かれ、命を落とし、傷ついたか、の実態把握などは、まったく眼中になかったのだ、と思います。

今後は二度と日本が戦争をすることはあるまい、と確信しつつ、今日まで生きてきましたが、世界のあちこちでは、なお戦火は絶えず、新たな危機も起こっています。戦争とは、どれほどの犠牲を人びとに強いるのか、どれだけ多くの子どもから、家族を奪うのか、それらの真実を実際に体験し、苦難に耐えたあの時代の女性たち自身による記録を集め、どこかにきちんと保管しておく必要があるのではないか。それを讀んだ多くの人が反戦平和の重要性を知るのであるうし、将来、「日本史上最後の戦争」についての研究者が現れたら、資料として役立つのでは

ないか、という思いもありました。

先ず保管先として、以前に私が関わっていた、「光をかざす女たち―福岡県女性のあゆみ」の編纂事業の関連資料が保管されている福岡県男女共同参画センター「あすばる」に、保管と閲覧希望者への対応をお願いできないか、と考え、世話人で交渉しました。当時の理事長は私どもと同世代の女性で、引揚げ体験者でもあり、また館長も、戦後生まれながら、戦争の実態を若い世代に伝えることの意義を良く理解された方で、お二人とも私どもの申し出を好意的に受け入れて下さり、その後の仕事もたいへんスムーズに運ぶことができたのは、幸いでした。

翌二〇〇九年の初めから、本会の趣旨と募集要項を載せた「チラシ」を五千枚作り（活動資金は、そのころ定額給付金として支給された各自の二万円を五人で拠出）、県内各方面に送って配布を依頼するほか、市内の各新聞社にも送ったところ、数社から、取材の申し込みを受け、記事に書いていただきました。

問い合わせの電話が入るようになり、その中には、高齢の方で「書き残したいことは沢山あるけれど、手が(或いは目が)不自由なので、自分が話すことを、そちらで書いてもらえないか」という申し出がかなりありました。この場合はご自宅まで出向き、聞き取った内容をテープに入れて原稿にまとめたのを、ご本人に確認して貰って「聞き書き」としています。この方がたの体験は、いずれも波瀾万丈の内容でしたが、八十代以上の方が多いのには、実に記憶力が良く、細部のことを鮮明に覚えておられるのに、感嘆しました。

このほか、すでに、戦中・戦後の体験を数編の文章に書いて、それをご自分で一冊に綴じた

もの(冊子)や、自費出版の本にしている方が、それを提供されたり、お姑に当たる方の遺品の中にあった「三年日記」を、「敗戦間際に志願して航空隊に入隊した十六歳の長男の身を案じる母親の心情が書かれているので」と、提供して下さった方もありました。

私どもの呼びかけに応じて執筆を始めた方からの原稿が一番多く、当初の送付期限十一月末を少し延ばしたのですが、最終的に送られてきた文書の数は、原稿五一件、聞き書き一五件、冊子一四件、複数の女性の体験記録が掲載された文集一六件、書籍三三件、資料一九件、その他四件で、合計一三二件となり、筆者の数は複数の方を含む文集もありますので、三百人以上となりました。

「資料」と分類した中には、この時代を知る貴重な文献を提供されたものも含まれています。当初の予定では、これらの文書を整理して目録を作成し、一件ずつラベルを貼った透明ファイルに入れて「あすばる」に寄贈し、閲覧を希望する方に館内で読んでいただくこと、を目標にしておりました。しかし寄せられる文書を五人で廻して読み進むにつれ、内容は、旧満州からフィリピンまで、広い範囲からの引揚げ体験ほか、多岐にわたり、それぞれの文に籠められた戦争の非道さを訴える強いお気持ち、ほとぼしるような勢いで伝わってくる文章力の素晴らしさに全員が感動したのでした。そして、「これはもつと多くの人に、とりわけ次代を担う世代に知ってほしい」という気持ちで一致し、「あすばる」での保存に加え、一冊の本にまとめて出版することにしたのでした。

ページ数の限界もあり、原稿と聞き書きをそのまま活字に、冊子ほかの文書は、一件ごとに

概要を記入した一覧表を掲載することにしました。

この案について文書をお送り下さった全員に、アンケートでお伺いをし、諒承を得ました。こうして完成したこの本は、三六〇頁余の中に、多くの方の想いが詰まった、女性の体験記録集として充実した一冊になったと思います。昨秋、「あすばる」の行事に合わせて寄贈文書の「公開展示会」を開き、執筆者の方も来て下さいました。またライブラリーに置かれたこの本は、貸出し予約が多いと聞き、喜んでおります。

多くの方に読んでいただき、その後でお近くの高校生など、若い方にお譲り下さいますなら、さらに嬉しく存じます。

もし購入を希望される場合は、左記にご連絡頂きましたら、本と振込票をお送り致しますので、よろしくお願い申し上げます。

電話・FAX 〇九二―八六三―四五〇〇 井上洋子

本代金・送料 二〇〇〇円＋送料（一冊＝三五〇円、二冊以上＝まとめて四二〇円）

追記 福田光子先生のお勧めで私どもの本を紹介する機会を頂きましたことを、有難く感謝致しております。

合意形成のための広報活動

押見操子

春三月、Jリーグの開幕である。

新潟には、〈アルビレックス新潟〉

というチームがあつて、大きなスタジアムがある。そこへ行つて応援することも新潟の風物詩になっている。一昨年も去年もホームで開幕戦だったのだが、負けてしまった。今年はどうだろう。NHKでは、やっていない。同時刻にやっているので地方は不利だ。チームの実力の差だと言われれば、一言もないが。

サッカーに、ものすごい思い入れがある、というほどでもないのだが、ちょっと気になる。今回はスポーツの話をしたわけではない。

土曜の午後の勉強会

かしわぎき男女共同参画推進市民会議の会員なので、その関係の友達から、「原発のゴミの話なんだけど、行つてくれない？」といわれた。うゝむ、「了解しました。」彼女の紹介であれば、変な会合ではないであろう。二時間ぐらいの勉強会かな。「資料は、つぎの運営委員会で渡して。」と言つたのだが、体調を崩したので、資料は手に入らなかつた。

まあ、インターネットで検索すれば、わかるだろうと、柏崎市のホームページにアクセスした。

なかつた。行政関係じゃないんだと思つた。場所、日付を入れて、検索して見つけた。これかな。「放射性廃棄物ワークショップ 共に語ろう 電気のごみ くもう、無関心では、いられない」地域ワークショップで一時から五時まで。なかなかの長丁場である。夕方、人と会おうと思つていた予定を、午前中に移して、参加した。

ワークショップは波乱含み

二月十九日、ごろごろの厚着で出かけた。会場は柏崎市産業文化会館第二会議室である。前の用件が長引き、一度家に帰らず、直接

会場に向かった。途中の文房具屋でノートを買う。二月なので雪があつて道が歩きにくい。いつものことだが、一分前に会場に着いた。人数が少ないのではないかと思つたが、思いのほか、込んでいて、見学席もあり、関心の高さを思わせた。

五十人を募集していて、大勢の場合は、断る場合がある。「当日参加は受け付けない」とあつた。

入り口で受付をし、くじでテーブルを決める。三を引いた。

そのテーブルは女性が多く、顔見知りの人と会釈をする。

左隣は大柄の中年の男の人だ。ベンチコートも脱がず、座つている。右隣は三十代ぐらいの女性だつた。その隣の人ともお友達らし

く、小声で何か話している。十人ぐらいで話し合いをするのだろうか。と推測できる仕様なので、会場がちょっと狭いと感じた。

時間どおりに会は始まつた。

主催は、NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット。

(株)三菱総合研究所の主催で資源エネルギー庁が後援である。ここで初めて資源エネルギー庁の広報活動の一環なのだと理解した。

ところが、開催趣旨説明のところから、はげしい質問がなされた。怒りの口調で。それも、私の左側に座った人からだつた。会場の雰囲気は、硬直した。

開催趣旨は、普通のゴミは分別処理をするようになったが、電気を作る時に出るゴミはどうか。

自分の問題として捕え、いろいろな立場から意見交換をする場を設けた。

この高レベル放射性廃棄物処分場についてワークショップを全国で開催しているが、「国からの、一方的な政策紹介ではなく、情報のある方、不安を解消するには、などを考え、廃棄物処分場の決め方について、意見を出し合う」としている。(当日のレジュメから)

「高レベル放射性廃棄物処分場の問題を考えて欲しいのだな」とわかる。

この男性は、「どうしてこんなことをするのだ、何がしたいんだ、ふざけるな」と言つたと思う。隣の人が怒鳴つたので、私も動転した。割合に具体的ではなかった。

ばらばらと拍手も起こったと思う。原発反対派の人なのか、実は、まともに見られなかった。

NPOの主催者は、ふくよかな女性だった。「平等な立場で話し合いを行うのだ」というのだが、男性はなおも資料についてぶつけるように質問する。そして、「俺は忙しいんだ、魚が腐る」と言い捨てて、退出してしまった。

らしいというか、らしくない、というか。原発反対派の人もいるな、とは思ったが、これでは敵を作るだけなのでは。あるいは、先制パンチといった意味合いなのか。参加人数超過についての質問は、ほかの人からもあった。

しかし、さすが柏崎というか、なんというか、「こういうことも

あるよね」という冷静な対応で、参加者は、主催者の説明を待った。

開催の経緯

主催者は気を取り直して、気合を入れて、丁寧に、説明を行なった。

もともとは、くらしのなかで、ゴミ問題を中心に、いろいろなことを考える仲間であった。

資源エネルギー庁の募集に応募して、採用されて、このような活動をして四年目だ、という。新潟県で一度も開いたことがない。

この会は、結論を出す会ではない。学ぶ会である。それぞれの地域には、地域を考えている人がいる、一方的な情報の提供ではなく、場を作ることが目的なのだ。

四十四箇所目、新潟県にきた。

新潟市で開催しようと思ったのだが、たまたま知り合いだったAさんに会って、「だったら、柏崎でやったら」と言われ、原子力発電所の立地である柏崎に、やってきた。

柏崎には（柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会）という会がある。反対派の意見も出し、賛成派の意見も出し、どちらでもない市民の気持ちも出し、原子力発電所を考える会である。原子力発電所を「しっかりと見ている」会で、なまはんかのところではない。

Aさんは、かしわざき男女共同参画推進市民会議から出て、今は、地域の会の会長である。そのAさんが、柏崎での開催のコーディネ

ートを行なった。

しかし、「地域の会」で実施すると、「学びすぎ」というところがある。そこで、地域で活動をしている十人のファシリテーターを選んで、それぞれが声ガケをした、という経緯なのだ。

ファシリテーターは、地域の会の人のほか、大学生、JCなど、いろいろな活動をしている人びとで、半分ぐらいは見たことがある人だった。参加者の四分の一ぐらいは知っている人だった。

ほかには、講義をする先生がひとり、資源エネルギー庁の人がひとり。ニューモの人が三人。スタッフとして、元気ネット、三菱総研のひとが八人。この会場では狭すぎた。

放射性廃棄物の地層処分について

講師は、東京大学大学院工学系研究科原子力専攻の若い先生だった。カラー資料十枚もあり、学者らしい資料ではあるが、一般人にとっては、ちょっとわかりにくい。

電力は、生活に必要な。原子力発電所から出る、高レベル放射性廃棄物は、再処理工場でガラス固化体にして、現在貯蔵中である。今考えうる限り安全な地層処分を行う予定である。

地層処分は深い地層に埋める。埋めた後は管理する。

処分事業は全国の市町村からの募集か、国の申し入れに対する受諾で、文献調査をおこない、概要調査、精密調査のうち、処分場の

建設を行い、処分を開始する。

平成四十年代後半を目標として、地層処分をする予定だが、日本は「公募中」の段階だ。各国の状況は一番進んでいるのが米国で、精密調査を終わって、安全審査中。おまけとして、ひとびとの認識、原子力発電がついていたが、これは、説明をしていない。

質問は、すぐに、たくさん出た。「そもそも電気のゴミはCO₂なのではないか。だから、だまされないぞ」といった感じである。この数値はまちがっているとか、この数値の根拠を示せとか。その気持ちには、わからないでもない。なぜなら、柏崎は原子力発電所の立地地域で、原子力発電所のこと、ひりひりした話題なのである。

専門家として出席している人びとにも質問が飛ぶ。もっと地元であることを理解してから、来てほしい。

聞いていて、居心地が良くない。

早くワークシヨップに移行しないかなと思った。質問が意見になっているせいかもしれない。ただ、ちょっと調べなくてはいけない質問がある。「それについては、このワークシヨップの報告書が出るからそれを見てくれ」というものがあった。私は、それは問題だと思う。

ワークシヨップ

実際のワークシヨップは、予想どおり、若干遅れて始まった。

グループは五つあり、各ふたりのファシリテーターがいる。

自己紹介をしてから、「わが町

が地層処分場になったら」という話題で話し合う予定だったらしいのだが、違う話題で、話しあいになされた。

「電気をどうしたらいいのか。」

「電気をどう造ればいいのか。」

「電気のゴミというものを、どうしたらいいか。」

そこから話し合いが始まった。多分、違う地域では、こういう話には、ならなかったのだろうが、いろいろな場面で、「原発が是非か」という話が蒸し返される。メンバーは、ひとりを除いて全員女性で、他のグループのように「怖い」思いは、しなかった。

この話し合いの報告は、資源エネルギー庁のホームページから入って、放射性廃棄物ワークシヨップ

2010年度の活動報告のところに
出る予定であるそうだ。

ワークシヨップをしながら考えた

われわれのグループは第三グループ。コーディネーターのひとり、唯一の男性は、地域の会のひとりで、柏崎刈羽原子力発電所に詳しく、高レベル放射性廃棄物の量についても教えてもらった。

現在、六ヶ所村の再処理工場の高レベル放射性廃棄物の置き場にある柏崎刈羽原子力発電所のもは、あと三回か四回の定期点検で満杯になってしまいうらしい。

まず、原発を止めて、廃棄物を出さなければ、増えないのは当然だ。では、今あるものはどうするか。原発にしても、「急に止められ

「はい」は、なかなか難しい話ではないのか。原子力発電所を作る時、「高レベル廃棄物はどうするか」は議論にならなかったはずはないが、それでも「地層処分」となっていたのだろうか。

「地層処分」は国民的合意になってきただろうか。でも、法律もできていないし、国会議員が決めたということは、国民的合意なのだろうか。ニューモという音は聞き慣れていた。テレビで見ていた。土をまっすぐ掘り進むもぐらのイメージがある。ああ、これだったのか。音としてなじんでいながら、わかつてはいなかった。

地層処分は本当に大丈夫なのか。日本はプレート境界にあり、どこにでも地震が起きる可能性がある

あるところでは、なかったか。

地中は地震の影響が少ないというが、九州では火山の噴火がまだやまない。また、地層処分は、どの国もやったことがない話だし、何百年単位の話なので、「わかる」と言っても「わからない」と言っても判断できない。

地震が身近な私たちにとって、「地震でも大丈夫」は、にわか信じがたい。

地層処分をして、モニタリングをする。

モニタリングをして、異常があったらどうするのか。掘り出して、違うところに埋め戻すという。

地下300メートルより深いところで故障が起きたら。

そのための費用は、どうなのか。

「当初の予定通りに進んでいるはずでも、当初の予定より予算が沢山かかってしまつてひどい有様だ」というのは、よくある話ではないのか。すでに積み立て始めているというが。

どこが、地層処理場に立候補するのか。

どこも立候補しなかったら、国が要請するのだろうか、すでに原子力発電所のある場所に、「原子力発電への理解があるだろうか」と言つて押し付けられないだろうか。廃炉のこともある。「廃炉にしたなら高レベル放射性廃棄物が大量に出る」なんてことは、ないのだろうか。

「地層処分は地球のために良くない」という意見もある。「人間による管理をすべきで、その方面を

研究して何とかするべきだ」という。

「科学が発達することを期待して、とりあえず、管理者だけに責任を取らせながら、科学が発展するまで何とかしのぐ」という案だ。

では、その大変な長期管理をどこでやるか。

だが、どこが……。地層処分にしても、人間による長期管理にしても、同じ問題が起こる。今のところは、地層処分が国の推奨する方法だが、受け入れ先が決まっていけない。

どこも「いやだ」と思っているようだ。

地域振興とセットにして、捜している。原子力発電所の立地の柏崎は、「ものすごく」地域振興がなされているだろうか。地域振興がなされているから、まだ、この

ぐらいで収まっているのだろうか。ぜひ、柏崎を研究してほしい。

「消費地に高レベル放射性廃棄物の地層処分場を作ればよい」という意見もある。「一番使うところで作ればよい」これは原子力発電所とまるで同じである。

「放射性廃棄物の研究は、まだ、緒についたばかりだ」と話を聞いた。人体実験ができないから、広島・長崎の原子爆弾の被爆者のデータを使うそうだ。実験ができない、データがない、そう聞くと、「データはあっても出ないのではないか」と考えてしまう。私は、マスコミに踊らされすぎだろうか。未来についての、まっとうな研究をするためには、できるかぎりのデータの開示が必要だろうか

は、田舎の主婦でもわかる。

判断するのは市民

ワークショップの最後に、グループ発表があった。激論が交わされたところもあり、「たのしかった」と言った発表者に、「なにごとだ」と質問が出た。まじめに議論がなされたのだなあと感じましたが、参加者同士、主催者との温度差も感じた。

振り返り、アンケート記入があり、閉会した。

むずかしい。本当にむずかしい。「充実したが疲れた」というのが正直な感想だ。判断をしなければならぬのは市町村単位の間人だ。専門家は間違えたくないもので、自分の専門範囲は十分答えること

ができて、知らないことは答えられない。そんなことはわかっていても、意見を聞きたい。

「高レベル放射性廃棄物の地層処分はどうか」「原子力発電所はどうか」「どのスパンで見直しを行うのか」

「電気のごみ」無関心ではいけない」「は、もともと柏崎には軽すぎた。

広報活動の重要性

後日、資源エネルギー庁のホームページを見た。広報活動の一環として、先のワークシヨップが私をしてホームページを見させているのだから、企画は成功だと言える。どうしてホームページを見たかといえば、「高レベル放射性廃棄物

の地層処分場建設の資金は三十兆円だ」という根拠についての質問があつて、主催者が「それは急に出ないので、このワークシヨップの報告のホームページに書いておきます」と言ったので、「どこかな」と思ったからだ。私はネットサーファーでもないし、見つけられないんじゃないかと思っていた。

資源エネルギー庁のホームページのトップページは、こまごました感じだ。下のほうに原子力関係が固まっていて、「TALK考えよう、放射性廃棄物のこと——原子力エネルギーの未来のために、地層処分——」というところがある。選択すると、縦に三つに分けられているページが出てくる。右側に「草の根の活動」とあつて「草

の根」だつて！）、「放射性廃棄物の根」だつて！）、「放射性廃棄物ワークシヨップ 共に語ろう 電気のごみ」もう、無関心ではないられない」の文字が出ている。それをクリックすると「地域協力団体募集」のページだ。

主催をした元気ネットは、これに応募したの、だとわかった。「株三菱総研が、補助について、国の政策アピールらしくなく広報活動をするというわけか」とわかる。原発反対派のひとが過剰反応したわけである。

下のほうに「過年度の報告」がある。でも、地域協力団体の報告だろう。（実はそこも同じ過去の報告だった）。左側に小さい字で上から四つ目に「地域ワークシヨップの報告」というのがある。

「2010年度開催」というのがある、これかもしれない、とクリックする。これだったのだが、2010年11月18日の福井市での開催の(速報)しか載っていない。

速報というのは、枠組み(開催会場とか日時など、常に書いておく内容)と、参加人数や写真、講師のレジюмеで、ワークシヨップの報告は、載っていない。

それでは、2009年はどうか。さすがに、これは載っている。当日は、大きな洋紙に四角い付箋を貼ったり、色マジックで書いたりしたが、ホームページでは、グループごとに四角い紙にまとめて書いてあるふうに書いてあった。たくさんさんの議論が行われたところは二ページにわたるものもあつ

た。事務局というコメントのあるところもあつて、語句の説明があつたり、わかりやすいような工夫であつたりした。

でも、グループ別のまとめには、「三十兆円の根拠」は、書くにふさわしいところではない。あるとしたら本文の一部になるはずだ。しかし、今までの報告とはスタイルが違つてしまう。その上、三十兆

円の根拠が出なかつたことがホームページ上にのるのも、どうなのか。それとも、また違うところに載るだろうか。楽しみにしている。資源エネルギー庁の取り組み、平成二十一年度の広報室の取り組みによると、原子力広報事業の実施状況は、全国を対象とした広報事業、立地地域向け広報事業、個

別地点広報事業(核燃料リサイクル関係)の、三つの部門に分かれて展開している。柏崎には情報誌が四誌もあつて「おかしいなあ」と思つていた。対象者別に、とても気にして広報活動を行なっているのか……、改めて感じた。

その必要があるとは言え、それが、天下りの温床だつたら嫌だなと思つた。

「サッカーは世界スポーツだ」と夫は自慢する。アルビレックスの試合は、テレビでやらないが、夜中の一時から、イングランドのアーセナル対サンダーランドがある。もしや、日本サッカーのレベルアップを図るための広報活動の一環かも知れない。(2011年3月6日)

民主党政権の沖縄差別・いじめに抗して

浦島悦子

「カダフィが先か、菅が先か」と友人が言った。社会のありようは違うけれど、どちらも民心と大きくかけ離れた権力者の自滅は、時間の問題だろう。

しかしリビアと違うのは、菅政権が倒れたとしても、その後の希望がまったく見えないことだ。とりわけ沖縄にとっては「自民党よりひどい」民主党政権の行方など、もはや関心すら持てない。誰が総理大臣になろうと、閣僚の顔ぶれがどう変わろうと、沖縄への基地押し付け、差別・蔑視の政策は変わらないことを、この間、いやと

言うほど見せ付けられてきたからだ。

「アメとムチ」に訣別した名護市

仲井真弘多知事は、昨年十一月の沖縄県知事選で、これまでの「基地容認」の姿勢を転換し、「県外移設」を公約することによって当選を勝ち取った。「そうしなければ当選しない」と、彼の支持母体である自民党沖縄県連は判断したのだ。これほどはつきりとオール沖縄で「新基地ノー」と意思表示しているにもかかわらず、なおも辺野古移設に固執する日本政府に、沖縄県民は怒りを通り越してあきれ果

てている。「理解を求めに」閣僚が沖縄詣でを繰り返すのは、税金の無駄遣い以外の何ものでもない。沖縄県民の意思を米国に伝え、辺野古移設は不可能であることを理解させるのがいちばんの早道なのに、「首相だけでなく、どいつもこいつも、ほんつとに頭悪いよね!」というのが私たちのホンネだ。

頭が悪いだけなら、まだいい。この冬、日本列島を襲った厳寒も顔負けの、日本政府の仕打ちは、「言うことを聞かない」沖縄へのいじめ、腹いせとしか思えないのだ。「辺野古移設」という政府の方針

に従わない名護市に対して、政府は、「二〇〇九年度繰越し分および十年度分、計十六億八千万円の米軍再編交付金の凍結」を決定しつつ、十一年度予算では十億円を計上した。「政府の言うことを聞くようになったらあげましょう」というわけだ。使い古された「アメとムチ」の手法だが、ここまで露骨に示されると、笑うしかない。

このような姑息で下劣な日本政府のやり口に、私たちは、いささかもひるんでいない。稲嶺進・名護市長は、今年一月四日の年頭訓示で、「(米軍)再編交付金は労せず得た金。自ら汗して稼いだ金で、まちづくりをする気概を」と職員らを鼓舞し、市幹部も、「アメとムチの交付金には頼らない」と、「予算

の組み換えにより、市民生活には支障を来たさえない」と明言した。

沖繩をなめきった日本政府の「アメとムチ」に、きっぱりと訣別宣言した名護市を、私たち市民は心から誇りに思う。

米軍再編交付金制度は、出来高払いというより、「言うことを聞いたごほうび」と言ったほうがいい露骨な差別的制度(野党時代の民主党は、これに反対していた)だが、それ以前から、基地がらみの振興補助金や市場価格を無視した軍用地料が、沖繩の経済全体をいびつにし、その健全な発展を妨げてきた。不労所得が身に着かないのは世の常で、多額の補助金が、本土ゼネコンの懐に還流していく仕組みを知りつつも、「麻薬中毒」

から抜け出せずに来たのが、これまでの沖繩だった。

今回の名護市の決断は、沖繩が落としこめられてきた、この「麻薬中毒」から脱却し、「健全な経済を取り戻していく」という、困難だがやりがいのある作業に一步を踏み出したという意味で、沖繩の新たな歴史を切り開くものだ。

政府・防衛省は、また、辺野古新基地建設に向けた陸海域の現況調査を名護市が不許可としたことに対し一月二八日、行政不服審査法に基づく異議申し立てを行なった。行政不服審査法は、国民が行政庁の違法・不当な処分に対する権利救済を求めるための法律であり、国の最高権力である政府が、地方自治体に異議申し立てするなど、

前代未聞、本末転倒も、はなはだし。これも、法を悪用した名護市への脅しだが、追い詰められ、無様な姿をさらしているのは、政府のほうだ。

防衛局の暴力が吹き荒れた高江

一方、米軍ヘリパッド建設に反対して住民が座り込みを続けている東村高江では、昨年末から今年にかけて、日米の「ムチ」がうなりをあげた。

市長や市議会が基地建設に反対している名護市には、「兵糧攻め」で、村長がヘリパッド建設を容認し、「弱い立場にある高江住民は、実力で押し潰せばよい」という、差別と蔑視に満ち満ちた意図がまる見えだ。

年末年始の隙を狙った沖繩防衛局による早朝の工事強行、米軍への低空ホバリングによる座り込みテントの破壊などが続き、一月二六日には、高江住民の抗議と監視の座り込みを、国が「通行妨害」で訴えた「スラップ訴訟」の公判の最中、防衛局が高江の現場で砂利の搬入を強行。知らせを受けた原告側弁護士は、その場で裁判長に報告し、傍聴人たちとともに、この卑怯な「空き巣狙い」に厳しく抗議した。

二月に入ると、防衛局の暴力は、さらに吹き荒れた。新緑の萌え出るヤンバルの森に、鳥の囀りならぬ怒号と悲鳴が連日響いた。

三月から六月までは、国の天然記念物・ノグチゲラの繁殖期で、

重機を使った工事ができないため、二月中に、できる限りの作業を進めたい防衛局は、毎日、一〇〇人近い職員と作業員を動員し、ヘリパッド予定地に至る道路の整備や樹木の伐採にやってきた。

「そんなことをさせてはならない」と、忙しい仕事を休んで、現場に座り込む住民は、車で二〜三時間もかかる島の中南部や、県外からも駆けつけた支援者らとともに、必死の抵抗を行なった。

砂利の入った土嚢を積んだ大型ダンプを取り囲み、土嚢が下ろされるのを止める。住民の頭越しに土嚢が投げ降ろされると、今度は、その上に座り込んで森の中に運び込まれるのを防ぐ。

住民らの抵抗で作業が膠着状態

になると、現場のあちこちで対話が始まる。住民らの心を込めた呼びかけに、防衛局職員は能面のような表情を変えないが、年配の警備員は、じつとうつつむいて顔を上げられず、あどけなさの残る若い作業員は、苦悩の表情を浮かべつつもポツリポツリと話に応じる。誰だって、こんな仕事は、したくない。食べていくため、家族を養うためには仕方ないけど、同じウチナンチュどうしを敵対させる、こんな仕組みはおかしいよね……。

ある下請け業者の作業員は、「別の現場だ」と言われて来てみたら、高江だったと怒っていた。「最初から高江とわかっていたら断つたのだ」と。だましてしか、人も雇えない仕事を、国は、やっているのだ。

しかし、日が経つにつれて、対時に疲れ、作業の進まないことに苛立つ作業員たちは暴力的になり、暴言を吐くようになってきた。同じウチナンチュどうしが対立させられていることが悲しい。

昨年と比べても、高江における防衛局の暴虐ぶりは際立っていた。辺野古移設が進展しない「腹いせ」を高江でやっているのではないかと思われるほどだ。「辺野古移設は不可能」と言っている仲井真知事が、高江ヘリパッド建設については容認していることも、それに拍車をかけているのだろう。

えんない。

そんな思いで高江に集まった多くの人がと（二月最後の二八日は一〇人以上で、防衛局がかき集めた人数を上回った）の力で、防衛局があれほどの人数と重機を投入したにもかかわらず、工事は、ごくわずかしが進まなかったことを報告しておきたい。

辺野古の海も高江の森も、この島に生きている私たちの、そして何よりも、これから生きていく子や孫たちの生存基盤なのだ。私たちはそれを守るべき責任を、未来の世代から託されている。

（ヘリ基地いらない

（2011年3月5日）

二見以北十区の会 共同代表

リブを生きた明治の女書生 6

斎藤 千代

母が十代だった当時、女子の最高学府とされていた東京女子高等師範学校（通称女高師）——現在、お茶の水女子大と呼ばれているその学校は、授業料は無料。希望すれば奨学金が支給され、卒業後の就職も保証されていたため、女の学校では最難関だった由ですが、「成績が良くても悪くても、卒業すると、最低二年は、教職につく義務」があり、母は、その義務を負って、卒業してすぐ、岡山県立岡山女子師範学校の教師に任命されたそうです。

すべてにのんきと言うか大ざっぱな母は、喜んで新しい仕事に就きましたが、赴任して、大シヨックを受けたそうです。校長、教頭はじめ、上級職は、すべて男子。式などで、全教師が講堂に並ぶとき、女教師は列の後ろのほうにズラリ。そして「給料は男子の半分」というのが現実でした。小さい時から家庭でも学校でも全く男女差別を受けず、蝶よ花よ、と大事にされて育った母は、「女教師より遙かに優遇されている男性教師」の授業を参観して、さらに驚きます。

どう考えても、同僚の女性教師よりも、そして新米の自分よりも、男性教師たちの教え方は、劣っているように思われる……。そのシヨックで、「男女差別反対！」は、母の生涯のテーマにな

ったのでは……というのが、私の推測です。

ところで「明治の女性問題」と言えば、すぐ頭に浮かぶのは、平塚らいてうさんですが、母が、らいてうさんについて話した記憶は、ありません。調べて見ると、母は、らいてうさんの二つ年上で、誕生日は、なんと、二月十日が、らいてうさん、十一日が母でした。

『青鞥』が刊行されたのは、母が女高師を卒業した四年後で、教師生活四年目、「女が働く現場」で苦しんでいた母にとって、『青鞥』は、遠い虹のようにしか見えなかったのでしょうか。労働の現場について母と意気投合した相手は、同じ女高師の先輩、後に、社会党の参議院議員になった河崎ナツさんだったと知ったのは、河崎ナツさんが社会党の議員になられ、お名前が新聞などに出るようになってからでした。母は、「河崎さんに会いたい、会いたい」と、よく話していましたが、その当時の私は、『社会新報』の編集に関わり、国会議員会館にも、年中、出入りしていましたのに、恥ずかしがり屋で、すべてに消極的。河崎さんにご挨拶するどころか、母を連れて行くことなど、思いつきもしなかった、おろか者でした。

一方、らいてうさんの、「元始、女性は太陽であった」を、母が愛読していた『婦女新聞』で見つけた女学校一年生、十二歳の私は、感動して、その全文を書き写し、共感しそうな級友に渡して歩いたのですが、残念ながら、「感動した」という級友は、一人もいませんでした。そして、あれほど「女権」「女権」と言っていた母も、らいてうさんの一文についての感激を語ったときの反応は、意外にも冷ややかでした。

級友たちが関心を示さないらいてうさんの文章に、私は、なぜあんなに感動したのだろうか、

七十年前の心象を振り返ってみますと、ものごころついた頃から、私は、「男女同権」「男女同権」という言葉を、母から毎日、呪文のように聞かされて育ったからではないか、と思います。

母が亡くなってから二十年も経ち、昔に比べれば心臓が百倍くらい強くなった私は、夜中など、ふと母のことを思い出し、夢の中で、涙を流して母に謝っています。「女性問題を生涯のテーマにしている私が、なぜ、あれほどのチャンスを活用しなかったのだろう」と、夜半目覚めて、歯ざしりすることもあります。

しかし、母は「らいてうさんに心酔していたか」と言えば、どちらかと言えば、あまり好感を持っていなかったようです。

らいてうさんの言動が同時代の女性の心を激しく揺さぶったのは、周知の事実ですが、らいてうさんは、「お嬢さん学校」で知られる日本女子大の出身。その男女同権思想は、夢物語的な側面もあったので、女性たちの心を激しく揺さぶったと同時に、花火のように美しく空に消えたのか、とも、想像します。

男と肩を並べて働かざるを得ない女高師の卒業生にとっては、「男女差別」は、胸に刺された剣にも似た痛みであり、しかも、その剣は、ちよつとやそつとでは抜けなかったのではないかと、というのが、私の推測です。私も、半年ほどですが女学校の教師をしたことがあります。それは、母が就職した五十年も後のことで、もちろん戦後ですが、その当時でもまだ残る、学校の中での、あからさまな男性教師優遇に驚いて、若い日の母の怒りを、初めて納得したことを思い出します。

(続く)

東日本大震災で被災された方がた、また、そのご家族の方がたに、深くお見舞いを申し上げ、被災地の一刻も早い復興を、心からお祈り申し上げます。

該当地区の会員の方がたにお電話しましたが、大部分の方はご無事でした。しかしお一人は、ご住居が半壊状態、車も流されて、今は、何よりも〈水〉がないことに苦しんでいるとのこと。さっそく飲料水をお送りしようと思いましたが、現地のお宅までは送れない、とのこと、残念でした。

津波の恐ろしさは、明治の三陸大津波以来、東北だけでなく、全国民の心に刻み込まれています。それなりの対策も重ねていましたのに、今度の津波は、三十メートルを越えました。

すべての人を守る防災を、局地だけでなく、日本全体の問題として、総力をあげて実現しましょう。

一方、福島第一原子力発電所の事故は、「原発」の危険を恐れ、長い間、激しい、きびしい反原発運動が続けてきた市民として、残念・無念の思いを深くしました。

『あじら』は二〇〇三年七月一〇日発行の200号で、『原発・その恐るべき実態』を特集しました。今、それを読み直し、現実のものになってしまったことに改めて深く心痛しています。今回の惨事は、「天災であると同時に人災でもある」と、実感し、その対策を考えあっています。

次号『あじら』329号は「東日本大震災を考える」を発行予定です。全国各地の皆さまからの、思いやお考え、再発防止のアイデアなど、率直な御原稿をお待ちしております。（あじら編集部）

あじらのあじらのあじらのあじらのあじらのあじらのあじらのあじらのあじらのあじらのあじら

*既成政党に属することなく、政権交代に向けがんばってきましたが、現状を見れば、市民の気持ちの行き場がなくなっているように思います。

もつと、政策や政治のあり方に発言をし、市民の力を大きくしていきたいと思っています。(東京 山本ひとみ)

*長男が生まれたのが、六十年安保の年。以来、孫たちの認可保育園・児童館不足まで、怒り続けたまま、八十歳目前になりました。

最近、ふと感じるのは、肝心の市民生活を忘れた?政治の横行・跋扈です。政策勉強そっちのけで、党首のすげえにエネルギーと時間を費やす政権党。阿久根市長が、議員の大量削減、職員

し……名古屋市長が減税を掲げ、大阪府知事とかたらつて中京都構想を掲げる……などです。

私がかみを感じたのが、「この首長ら、まともな教育も福祉もやっていないに違いない」ということでした。

はたして「名古屋市には公的な学童保育がない。学校は教室を提供し、「トワイライトスクール」として、子どもたちは、ここに押しこまれている」

「福祉けずつて名古屋城天守閣の改造」などという告発を見るに至って、浅ましい人気取りに寒けをおほえ、これに惑わされる有権者のあることを残念に思うばかり、です。市議会もまた、リコール合戦に終始していることにも。

今年も統一地方選挙年です。足元の区政に於いても、「区議報酬——期末手当の削減」「議員定数の削減」という

ような、阿久根・名古屋市長のそのまますローガンを掲げての人気取り議員候補者が、すでに現れています。現職であると否を問わず、市民・有権者とともに、どれほどの活動をしてきたか、見極めていきたいと思えます。

(東京 高野ゆう子)

*昨年は、山川菊栄生誕一二〇年記念事業を多彩に展開することができました。また学内では現代社会学科主催のシンポジウム「女性学の挑戦——和光大学三五年の経験から」が無事終了しました。多くの方がたのご協力に感謝します。

今年は、私にとって和光大学で教鞭をとる最後の年です。一年かけて、ゆるりと身辺整理などしたいと思つていきます。

(神奈川 井上輝子)

*世の中、政治・経済……格差は収まらず、次から次へと、思うことがいっぱいあつて、地球が倍速で回っているような年でした。

そのベースにあるキーワードは「ジエンダーギャップの解消」、それがみんなの願いになりますように。一人のちいさな取り組みが未来に繋がりますように。

私も、加齢の波に追われながら、皆さまの後をついていきたいと思つていきます。

(神奈川 金田佳枝)

*私は九三歳を迎えます。残る日々を大切に、パウロ・フレイレの、次のことばをかみしめながら。

「闘う限り希望がわたしを突き動かす。

希望と共に闘うとき、わたしは待てる」

(神奈川 浮田久子)

*昨年嫌だったこと。マスコミによる「金太郎アメ」のような偏向報道のたれ流し。良かったこと。〈権力とマスコミの横暴を正し、人権を守る国民の会〉主催のデモに参加したこと。

今年は、おかしな世の中をつくってしまった大人のひとりとして、責任を感じ、次世代の人びとに、少しでもまともな世の中を手渡したい。

そのために、しっかり思考し、行動してまいります。

(千葉 綿津靖子)

*二〇〇六年六月からスタートした精神疾患の人たちの共同作業所「ぼけつ」とは、二〇〇八年四月から地域活動支援センターⅢ型に移行し、運営してきました。しかし、地方財政の悪化と共に基準が変わり、補助金額が減額されつつあります。

幸い、白井市は、まだ当初基準を維持していますが、他市からの利用者も多いので、運営はだんだん厳しくなっています。

そこで、障害者自立支援法に定められたサービスを提供する事業所へ移行する準備を進めています。運営の厳しさが確実に解消されると、断言はできません。

さらに、現在、運営主体は特定非営利活動法人(NPO法人)の〈ぼれぼれ・ちば〉ですが、福祉法人化することも課題です。NPO法人が新しい公共として認知される社会になるなら、NPOの自在さを使いこなしたいし、どちらも選択するか、迷います。

どうぞ、ご意見をお聞かせください。

(千葉 宮沢友子)

*二〇一〇年は、私も家族も、順調な一年でした。私は父母の年齢(七〇歳)

まで健康に生きられて、感謝です。

つれあいも健康、娘も十二月に結婚。

長男夫妻も、孫と共にたびたび我が家へ来ます。幸せて感謝です。

ライフワークのたんぼ舎(原発廃止をめざす)も順調です。新しく始めた

原発反対自治体議員連絡会準備会も、進行しています。

日本の原発が高経年化し、酷使がすすみ、安全経費削減やプルサーマルの強行で、原発事故の危険が高まっています。

地震エネルギーも、着々と増大しています。(日本は地震活動期に入った)石橋克彦神戸大名誉教授) 原発大惨事、地震による原発崩壊の危険が近づいてきています。

子どもや孫の未来を暗黒にしないためにも「大事故・大惨事の発生の前に、原発から撤退を」電気は、ほかの方法

(水力・火力・再生エネルギー)で十分作れる」「原発なくとも電気は大丈夫」を心から訴えます。

最近、体力が落ちて来ているので、体操を短時間でも続けられるといいな、と思っています。

今年も皆さまのご厚誼とご助言をお願いいたします。

(千葉 柳田 真) *すべてがよんでいる今、やはり、女性がしつかり頑張るしかないでしょう。「政治に失望した」などと言わず、力をつけた女性議員を、いろいろな議会に出していくほかありませんね。

(茨城 太田美恵) *今年も平和に暮らせることを願ひ、憲法9条の思いを、身近な人から世界へと広げるために、少しでも活動できればと思っています。

(静岡 栗山満子) *政権交代で夫婦別姓選択制が実現する

と期待したのに挫折し、参院選では、夫婦別姓反対を表明した自民党が大勝し、夫婦別姓に逆風が吹いています。

でも、夫婦別姓は家族を破壊しないし、法制審議会の答申では、子どもの姓も統一します。

私は多様性を認める寛容な社会を目指し、夫婦別姓の実現のために努力し続けます。

(愛知 二宮純子) *物忘れが多くなりました。皆さまとの出会いで活力をいただき、楽しく過ぎたいと存じます。

連載「母を語る」心待ちに拝読しております。私はいたずらに生産性の高い消費生活に明け暮れています。

(大阪 山際美代子) *民主党政権が成立し、障害者自立支援法の廃止が決まりましたが、具体的

進展は遅れているようです。それでも医療福祉の中心がユースターの手に移っ

て行く流れは拡大して行くことでしょ
う。医院も、その力量に合わせて努力
していきたいと思います。

(京都 塚崎美和子)

*古希を迎えようという自分に滋味あ
りやと問うて、少し不安になります。
一歩一歩着実に歩いて……と思つてお
ります。

(京都 中山紀代子)

*昨年五月に父が亡くなりました。関
東大震災と戦争を生き抜いて一世紀近
く。願っていた通りに自宅から母のも
とに旅立ちました。父に寄り添いな
がら、私も多くのことを学びました。

(兵庫 川名紀美)

*今年で還暦ーイエイーと、自分
で「祝福」しています。高齢化社会の
厳しさを日々感じながらも、何とか元
気にやっています。(兵庫 岡崎宏美)
*二〇〇八年より老後の暮らしをカナ
ダバンクーバーと決めて、実現させて

きました。

世界で最も暮らしやすい街といわれ
ているバンクーバーですが、人びとが
のんびりと暮らしている様子を見ると、
本場に「日本の競争社会は若い人から
英気を奪っている」ように思えます。

(岡山 杉村洋子)

*梅一輪夢とうつつのあわいに

(福岡 河野信子)

*平和の中で生存する権利の強い主張
こそ、軍備にまさる抑止力ですね。

(福岡 福田光子)

*昨年ホークスがリーグ優勝し、とて

も元気をもらいましたが、一方、多く

の高齢者が所在不明というニュースに
は、ショックを受けました。弱者が住
みやすい社会への改革は難しいよう
ですが、諦めずに期待したいものです。

今年三月末で私の母子福祉センター
の勤務が満了です。これを機に、四月

から自分磨きの挑戦です。

今さらですが、「兎の のぼり坂」に
あやかり、目指したものにまっしぐら
な一年でありたいと、気持ちを新たに
しています。(福岡 田辺義子)

*夫の介護も五年目。頑張らない介護
を実践し、お陰で、とても元気です。

介護の世界はなかなか奥深く、自分

育ての場としても興味惹かれるところ
です。「幸せになるための介護を」と願
いながら、あせらず、ほちほちやっ
てまいりたいと思っております。

(新潟 金子裕美子)

*一九九九年から始めた「居場所」が
いいは、十二年目を迎えました。

「居場所」も「親の会」も、少人数では
ありますが、休むことなく丁寧につ
けております。

昨秋は、フリースクールネットワーク
クからの援助金を受けずに、利用者・

OB・娘の頑張りで、「じゃがフェス2010」を開催することができ、皆さんと楽しい時間を過ごしました。

営業としない「居場所」を続けていくために、ペーシック・インカム（無条件の所得保障）の実現を期待し、今年も、このペーシック・インカムを探ろうと思います。

昨年末、連れ合いや妹たち夫婦と沖縄を旅しました。あの伊江島が真正面に見える、国営海洋博公園で、シンベイザメ・イルカ・エイなどのいる美ら海水族館や、無数のランの花などがある熱帯植物園を楽しみました。

普天間基地と有刺鉄線のフェンスで接している、佐喜真美術館（丸木位里・俊夫妻の「沖繩戦の図」が常設）の屋上から普天間飛行場を見下ろしたとき、「普天間基地は、アメリカが引き取って……」と、強く思いました。

99対1と孤立するような状況にあっても、諦めない日々の年にしていきたいものです。
（新潟 南雲和子）
*新たなテーマで、新潟女性史研究スタートの年です。楽しみです。

（新潟 植木知枝）

〔編集後記〕

東日本大震災に見舞われた被災地の人びとは、津波によって一瞬にして肉親を、そして故郷を失い、営々と築き上げてきたそれぞれの歴史は碎かれました。想像だにできぬ哀しみと、避難生活の艱難に耐えながらも、今、復興と再生にむかって立ち上がろうとしています。

遠く離れた九州に住む私たちも、被災地の人びとを思いを一つにして、電気も、水も、家計も、節約の限りを尽くして、救援の手をさしのべたいと願

っています。

あの震災の日を境に、その前の日本と後の日本は、変わってしまいましたが、これからの日本はどうなるのか、越えねばならぬ試練に向かって、心を一つにしなければ、と思います。

六十六年前、瓦礫の焼け跡から立ち上がった日本人は、頭を垂れて、戦争に対する深い反省と共に、戦後の生活再建に、苦難と努力を重ねてきました。その間に培われた、忍耐と気力と経験知は、何ものにも冒されない自信をも築いたと思われれます。

その教科書になったのは、戦後の、新しい憲法だったのではないのでしょうか。戦後の新しい風は、憲法の前文に掲げられ、導きの星とされました。いま、あらためて読み返し、「平和的生存権」について、共に考えを深めたいと思います。

（福田）

〈あごら〉は、人と人が出会うひろば――

思い悩んだとき、もっと豊かに生きたいとき、流れを変えたいとき……
心おきなく話し合える仲間がいる。――そんなひろばが、北海道から沖縄
まで、いつのまにか広がりました。

雑誌「あごら」を軸に、よりよい自分と社会を目指すゆるやかな連帯。
どの部門にも「長」は置かず、自分を変え、社会を変える――
「病床からでも参加できる運動」が、モットーです。

ハガキ・FAX・メール・電話でお申し込みください。

〈BOC〉の登録もどうぞ……

一九六〇年に生まれた〈BOCバンク・オブ・クリエイティビティ〉は、
〈創造力の銀行〉。あなたの創造力や特技、希望の報酬をご登録ください。
各国語翻訳・通訳・企画・調査・取材・編集・校正等の専門職のほか、どんな
〈創造力〉でも歓迎！ ただし、半年以上〈あごら〉会員の方に限ります。

連絡先

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-9-4 中公ビル
電話 03-3354-3941 (代表) FAX 03-3354-9014
Eメール XLV05467@nifty.com #たぼぼc@mb.infoweb.ne.jp
ホームページ <http://homepage2.nifty.com/agorai/>

あごら 328号 「平和的生存権」について考える

- 編集 あごら新宿 ●発行 2011年3月20日 ●印刷 藤田印刷(株)
 - 発行所 BOC出版部 〒160-0022 東京都新宿区新宿1-9-4 中公ビル10F
 - TEL 03-3354-3941(代) ●FAX 03-3354-9014 ●E-mail XLV05467@nifty.com
 - 定価 本体1,200円+税 ●振替 00100-0-5264 BOCあごら編集部
-

